

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

決算特別委員会会議録
(総務費)

令和 7 年 1 0 月 6 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1 開会年月日 | 令和7年10月6日(月) | |
| 2 開会場所 | 第1会議室 | |
| 3 出席者
(17人) | 委員長 中澤 史夫
委員 大浦 美鈴
委員 弓矢 潤
委員 吉岡 誠司
委員 岡田 勇一郎
委員 本目 さよ
委員 風澤 純子
委員 小坂 義久
議長 石川 義弘 | 副委員長 高森 喜美子
委員 拝野 健
委員 中村 謙治郎
委員 鈴木 昇
委員 田中 宏篤
委員 木村 佐知子
委員 伊藤 延子
委員 青柳 雅之 |
| 4 欠席者
(0人) | | |
| 5 委員外議員
(0人) | | |
| 6 出席理事者 | 区 長
副区長
副区長
教育長
企画財政部長
企画財政部参事
企画課長
経営改革担当課長
臨時特別給付金担当課長
財政課長
情報政策課長
情報システム課長
用地・施設活用担当部長
用地・施設活用課長
清川二丁目プロジェクト推進課長 | 服部 征夫
野村 武治
梶 靖彦
佐藤 徳久
関井 隆人
(都市づくり部長 兼務)
川田 崇彰
三谷 洋介
(経営改革担当課長 兼務)
高橋 由佳
小野田 登
廣瀬 幸裕
越智 浩史
坂本 一成
伊藤 慶 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

総務部長	小 川 信 彦
区長室長	浦 里 健太郎
総務課長	福 田 健 一
人事課長	飯 田 辰 徳
人材育成担当課長	(人事課長 兼務)
広報課長	吉 田 美弥子
経理課長	田 渕 俊 樹
施設課長	五 條 俊 明
人権・多様性推進課長	落 合 亨
総務部副参事	(選挙管理委員会事務局長 兼務)
総務部副参事	
	(区民部副参事(谷中防災コミュニティセンター長) 兼務)
危機管理室長	杉 光 邦 彦
危機・災害対策課長	小 池 雄 太
生活安全推進課長	大和田 好 行
国際・都市交流推進室長	(総務部長 兼務)
都市交流課長	木 村 裕
国際交流担当課長	金 田 春 江
世界遺産担当課長	(国際交流担当課長 兼務)
区民部長	前 田 幹 生
区民課長	櫻 井 洋 二
くらしの相談課長	小 林 元 子
税務課長	段 塚 克 志
収納課長	立 石 淑 子
戸籍住民サービス課長	村 上 訓 子
子育て・若者支援課長	河 野 友 和
(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長	海 野 和 也
子ども家庭支援センター長	田 畑 俊 典
区民部副参事(児童相談所準備担当)	
	(子ども家庭支援センター長 兼務)
区民部副参事	(保健サービス課長 兼務)
区民部副参事(谷中防災コミュニティセンター長)	
	(区民課長 兼務)
文化振興課長	川 口 卓 志
大河ドラマ活用推進担当課長	(文化振興課長 兼務)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

観光課長	横 倉 亨
産業振興課長	三 澤 一 樹
福祉課長	古 屋 和 世
高齢福祉課長	大 塚 美奈子
介護予防担当課長	田 中 裕 子
健康部長	水 田 渉 子
台東保健所長	(健康部長 兼務)
健康部参事	尾 本 由美子
健康課長	大 網 紀 恵
国民健康保険課長	松 上 研 治
生活衛生課長	福 田 兼 一
保健予防課長	(健康部参事 事務取扱)
都市づくり部長	寺 田 茂
都市計画課長	反 町 英 典
地域整備第一課長	長 廣 成 彦
地域整備第二課長	門 倉 和 広
地域整備第三課長	行 天 寿 朗
建築課長	松 崎 晴 生
住宅課長	浅 見 晃
都市づくり部副参事	小 河 真智子
交通対策課長	清 水 良 登
公園課長	村 松 克 尚
会計管理室長	内 田 円
会計課長	(会計管理室長 事務取扱)
教育委員会事務局次長	佐々木 洋 人
教育委員会事務局学務課長	仲 田 賢太郎
教育委員会事務局児童保育課長	村 松 有 希
教育委員会事務局指導課長	宮 脇 隆
教育委員会事務局教育改革担当課長	増 嶋 広 曜
教育支援館長	(教育改革担当課長 兼務)
教育委員会事務局生涯学習推進担当部長	吉 本 由 紀
教育委員会事務局生涯学習課長	吉 江 司
教育委員会事務局スポーツ振興課長	榎 本 賢
中央図書館長	穴 澤 清 美
選挙管理委員会事務局長	大 野 紀 房

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

監査事務局長 山 本 光 洋
文化産業観光部副参事（産業振興事業団・事務局次長）
久 我 洋 介
文化産業観光部副参事（産業振興事業団・経営支援課長）
（事務局次長 事務取扱）

7 議会事務局 事務局長 鈴 木 慎 也
事務局次長 櫻 井 敬 子
議事調査係長 吉 田 裕 麻

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（中澤史夫） ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願につきましては、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 第2款、総務費については、項ごとに審議いたします。

第1項、総務管理費について、ご審議願います。

小坂委員。

◆小坂義久 委員 では、よろしくお願いいたします。私からは、総務管理費は3点確認したいと思います。

まず、101ページの職員研修です。本区では、職員の皆さんが継続的に成長できるよう多彩な研修を実施しております。特に新規採用の職員の皆様については、重点育成期間として様々取り組んでいるとお聞きしております。

そこで確認いたします。1年間新人サポーター制度を行うとありますけれど、そのサポートする先輩職員における研修内容等について伺いたいと思います。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

まず新規採用試験合格後、新規採用後5年間の期間につきまして重点育成期間という形で育成しておるところでございます。その中で委員からお話いただきました新人サポーター制度というのを導入していきまして、先輩職員のほうでサポートをするという形でございます。

サポートの研修の中身なんですけれども、例えばOJTの重要性だとか学んでいただくですとか、その他先輩の職員の指導力向上とか、コミュニケーション力の向上とかいうところに…

◆小坂義久 委員 ごめん。もうちょっとゆっくりしゃべってください。

◎飯田辰徳 人事課長 失礼しました。

◆小坂義久 委員 ちょっと分かんねえんだ。

◎飯田辰徳 人事課長 すみません。

○委員長 人事課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎飯田辰徳 人事課長 大変失礼しました。お答えいたします。

サポーター制度の研修なんですけれども、新人職のサポーターを務める先輩職員の指導力の向上ですとかコミュニケーション力の向上とかいうところをメインにやらせていただきまして、OJTなどに活用していただくという形でございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 その研修を受けた先輩職員の反応というのはいかがなものでしょうか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 サポーターへのアンケートの結果を踏まえますと、振り返りますと、例えばサポート業務の負担とか、そういうものは苦勞を感じながらもやっているというところがございますが、一方で、例年9割の職員が指導力や協調性の向上など、この研修を通じて自分自身が成長したというふうに感じているというふうにはアンケートいただいております。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 いいことですよね。新人研修にしっかり先輩と一緒に研修受けて、それで先輩の9割がそのような実感を持っているというのは大変いい、すばらしいと思います。

ただ、この研修なんですけれど、職層研修とか様々ございます。この研修数がかかなり増えている状況だと思うんですが、そうしたことに對する職員に對する負担の、負担過多かな、負担について危惧されますけれど、この件について課長はどうお考えですか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

現在、入区後10年間で最大40件ほどの研修を受講できるような環境となっております。今、委員からご指摘いただいたような声、例えば研修が繁忙期と重なるようなときですとか、長時間の研修を負担って感じる声というのは正直一部ございます。

一方で、研修の数が充実していることについては前向きな声が多いというふうに認識しているところでございます。特に新規採用職員については、7割の職員が現状の研修の量を適切と回答しており、研修の量が多いというふうに答えている職員については1割未満という状況でございます。以上でございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 そうですか。7割の方が適切であるということで、先ほど先輩職員の反応も確認をさせていただいて、ほとんどの職員の皆さんが非常に好意的というか、前向きに捉えているということを感じました。

この質問、研修について最後なんですけど、集合研修のほか、eラーニングですね、このeラーニングの研修も進んでいると思いますが、この効果と課題について伺いたいと思います。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

本区では、知識付与型の研修を中心にeラーニングによる研修を実施しています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

研修の中身としましては、職層研修として必修で行うものと、あと実務研修等として希望制のものというのがありまして、6年度につきましては主任昇任者を対象とする研修の一部をeラーニング化して、現在16の研修を実施しているところでございます。

eラーニングの効果としましては、不明な点を繰り返し視聴できる、自分のペースで受講ができて確実にメモが取れるなどのことから、理解を深めること、知識を定着するという点では効果があるかなと考えております。

また、集合研修のように特定の場所で特定の対象者に一斉に実施するという制約はないため、同一の研修について同じ内容の研修を必修と希望制と同時にできるというのもメリットかと思っております。

一方で、課題ですけれども、期間を定めて受講していく中で、場合によっては繁忙期と重なってしまって受けられないですとか実施期間外だったりするときも想定されて、その点を課題というふうに認識しておりました。そのため、今年度から希望制については通年でeラーニングを受けられるように研修の仕組みを見直したところでございます。以上です。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 承知しました。しっかりとこの研修を通じて、効果的な人材育成に取り組んでいただきたいことを要望させていただきます。

次、103ページ、テレワークの推進です。座っていていいよ。

職員の多様な働き方をこのテレワークにおいて推進するとありますけれど、このテレワークでの具体的なお仕事の内容について伺いたいと思います。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 令和5年度に行いましたアンケートによりますと、職員はメールチェックですとか、会議資料の作成、調査照会業務など1人で集中して行うものについてテレワークで実施していると聞いております。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 テレワークが活用できる環境とかを充実させて、より質の高い区民サービスの提供につなげると、このテレワークの推進に関する事業目的としているんですが、これ、具体的にどういうことなんでしょうか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

区民ニーズの多様化により高度化・複雑化する行政課題に対応するためには、業務の効率化が不可欠であると認識しています。その中、テレワークを活用することで実施できる、できないの業務を仕分けして、業務のやり方を見直しですとか改善、ペーパーレス化など業務の効率化につながると考えています。

また、テレワーク環境を整備することで職員の柔軟な働き方を実現し、全ての職員が意欲と能力とを最大限発揮することにもつながると考えております。このように業務効率化、めり張

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

りのある働き方を通じ、最終的には区民サービスの向上につながると考えております。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 いわゆる職員がそういう形で柔軟ないろいろな形、お仕事することによってそれが区民につながっていくという展開ということですね。

所管によって、このテレワークの推進、しやすいとか、しにくいとか、いろいろあると思うんですけど、今後も行政サービス、また業務を継続させる点からテレワークのさらなる活用にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 関連して質問させていただきます。令和6年度のテレワークの目標が1万回に対して6,026回ということで、未達要因の分析等はされていますでしょうか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

利用回数が低い要因としましては、窓口職場でのテレワークが難しいところ、また対面での会議が多い等などにより出勤が必要になっていることは原因として考えております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 確かに業務によってなかなか、テレワークができる、できないみたいなところはあると思うんですけども、テレワークの実装基盤の整備状況というところと今のボトルネックになっているところを教えてくださいませんか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 2点いただいたと思います。

まず、1点目、環境整備の状況でございます。こちらテレワークシステムのライセンスについては、328ライセンスを準備・整備しております。また、自宅にテレワークができる環境がない職員については、パソコンの貸出しを行っております。また、令和6年度からはテレワーク時の連絡手段としてスマートフォンの配付も開始したところでございます。

続きまして、ボトルネックでございます。紙での申請書類が多いことですか、対面での窓口の対応が必要な手続が多いことが上げられます。また、基幹系ネットワークで処理する事務が行えないことも上げられますけれども、こちらは情報セキュリティの観点からテレワークに対応させるべきでなく、将来的にも職場で対応すべきものと考えております。以上です。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 テレワークを本当に働ける業務を変えていかないといけないなと思って、BPRとか、デジタル化、RPAですとか、AI-OCRとか、リテラシー研修、デジタルトランスフォーメーションの推進などの連動する計画ってございますでしょうか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

やはり私も委員ご指摘のとおりだと考えておりまして、この辺につきましては関係課とも連携しましてテレワークを推進していきたいと考えています。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 どの業務でも在宅で完結まで到達できるような仕組みというのは結構重要になってくると思うので、意外と難しいところなんですけれど、テレワークをしているとただサボっているかのように思われてしまうような風潮みたいなのが今でもあると思うんですが、そういった風潮をなくして、テレワーク、本当にちゃんと仕事しているなって私も周りのテレワークしている人思っていますので、できる、できないなどをうまく各課で在宅で回る業務のパッケージみたいなものをつくって提示してあげて、その推進枠を設定していくと、きっとこの目標に伸びていくんじゃないかなという部分が感じていますので、運用設計の問題を解決していただきたいというふうに思っています。以上です。

○委員長 小坂委員。戻ります。

◆小坂義久 委員 118ページです。徴収一元管理。滞納者に対して催告書など郵送されておりますが、例えば転居先不明とか長期不在などで返送されるケースとか、いわゆる住所地に催告書など郵便物が届かない、そしてそうした郵便物が戻るケースがあるというふうに思いますけれど、その辺の状況について最初、お聞きしたいと思います。

○委員長 収納課長。

◎立石淑子 収納課長 お答えいたします。

令和7年4月に令和6年度4期以前まで滞納されている方へ催告書を送付させていただきました。そのときの実績でご答弁させていただきます。発送件数が2,756件のうち、返戻となったものは92件ございました。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 その92件の方たちに対する対応、どうされたんですか。

○委員長 収納課長。

◎立石淑子 収納課長 お答えいたします。

返戻となったものにつきましては、転出されていたり、また亡くなられているなどの状況が考えられるため、戸籍調査や住民票調査を行いまして、新たな住所や相続人の方が判明した場合は再度催告書を送付させていただくという対応を取ってございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 この92件のうちにその辺のところの事情が分かって催告書を再度発送したというのは何名、何件ぐらいあるんですか。

○委員長 収納課長。

◎立石淑子 収納課長 今この数字は把握……

◆小坂義久 委員 後でいい。分かりました。

◎立石淑子 収納課長 申し訳ございません。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 ごめんなさい。例えば、これ前も誰か言ったと思うんですけど、こうした滞納者に対する催告を行う手段、郵便ももちろんいいと思うんですけど、例えば従来、督促に応じない滞納者のうちに、携帯番号ですね、区が例えば把握しているという区民に対しては、ショートメッセージサービスとか、その辺のところを行うなど検討してみたいかと思いますが、どうでしょうか。

○委員長 収納課長。

◎立石淑子 収納課長 滞納整理を行うに当たりましては、滞納者の状況に応じましてきめ細かく対応する必要があることから、今、委員おっしゃられた、ショートメッセージサービスだと思うんですけども、こちらによる一斉の催告の導入につきましては、慎重に検討する必要があるかなというふうに考えてございます。今後も電話催告などによりまして適切な滞納整理に努めてまいります。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 分かりました。しっかり頑張ってください。以上です。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。新しく、新規です。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 私は、106ページでお願いします。106ページの多文化共生推進についてですね、そこの日本語学習について伺いたします。前回の一般質問で、私も多文化共生の課題についていろいろと質問させていただきました。その上でお聞きさせていただきたいんですけども、外国人のための日本語教室の開催であったりとか、子供を対象とした日本語学習支援の実施というものをやられていると思います。いわゆる来ていただいたからには日本語を学んでいただいて、なるべく調和をつくるようにしていきたいと、意思疎通を取れるようにしていきたいというところがあると思うんですけども、その上で、そういった学習事業、これからどんどん経験値が大事になってくると思うんですね。どの程度上達したのかとか、教え方がよかったのか、改善点はなかったのか、そういったところを検証していかなければいけないんじゃないかなと思っているんですけども、そういったところはできていますでしょうか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 お答え申し上げます。

外国人のための日本語教室は、6年度、ボランティアの講師が実施しておりました。一人一人の習熟度を把握して、補助教材等の工夫を行ってきたところでございます。7年度からの国の地域、日本語の体制、そちらに準拠した形で実施しております。補助金がつきますので、その補助条件が必ず習熟度であるとか出席率、こういったものを把握、仕様として取ることが条件となっております。そのため、その実態の調査はしっかりと行っております。これに基づきまして指導方法を工夫するなど改善に努めております。

子供日本語教室においても児童・生徒一人一人の習熟度に評価を行っております。これを基

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

にクラス全体のカリキュラムの見直しにつなげております。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 分かりました。

その上で、外国人の方に接する機会というのが多いと思うんですけども、その上でマナー啓発というものの、例えば台東区に住んだんだったら、住んでいただいているんだったら台東区のルール、日本のルール、マナー、そういったものをなるべく早く伝えていただきたいと思っていまして、その上でマナー啓発も一緒に触れることはできますでしょうか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 この年度、令和6年度ですが、33番の子供を対象とした日本語学習支援、この中で教室に送り迎えする保護者でございますね、これに地域ボランティアの講師の実施事業といたしまして保護者おしゃべりサロンというものを実施しておりました。この中で生活に必要な知識もお伝えしております。

令和7年度からは、この保護者おしゃべりサロン、区の事業と位置づけました。その中で、いわゆる一番前回のアンケートで不安が大きかったごみ出しの問題、これは必ず入れるような形にしております。また、大人のための日本語教室も同様にごみ出しをカリキュラムに入れているところでございます。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 承知いたしました。

いろいろと自分もその上でまだ課題があると考えています。それはちょっと総括でまとめさせていただきます。以上です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 関連です。こちらの事務事業評価シートなどもちょっと拝見しましたら、かなりたくさんやっている内容がすごくあるなというふうに感じました。それこそ外国人と日本人の交流を行ったり、あと日本人に対して、どういうふうにやさしい言葉を使っていったら分かってもらえるかという、日本人に対する講座をしたりとか、いろいろあるなというふうに思っております。

そこでちょっと伺いたいのが、この中でも日本語講座と多文化共生推進サポーター養成講座という2つ講座がありますが、この2つの講座を通してそれぞれのどのような役割が、それ受けた方はどのような役割を期待されていますでしょうか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 お答え申し上げます。

こちらの多文化共生推進サポーターでございます。日本人のための事業、2つございまして、まず外国人とのコミュニケーションのための日本語講座、これはやさしい日本語を習得して、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

日本語のボランティアサークルで活動する人材の育成を主な事業目的としております。文法なども含めて日本語の教え方を習得する講座でございます。

なお、この講座でございますが、令和7年度からは国の日本語教育に関する方針の変更を受けまして、講座の内容を誰でも参加しやすく多くの方に学んでもらえるように再構築する必要があります。そこで日本語学習パートナー養成講座として、やさしい日本語を活用し、区で実施する日本語教室等で講師の下で教室内の小集団を伴走的に支援する人材を育成するものに再構築したところでございます。

次に、多文化共生推進サポーター養成講座は、これまでも生活の中で培ってまいりました経験・知識・技能等を生かして多文化に関わる事業でありますとか、交流活動、地域での行事や生活の場における外国人やその児童・生徒の支援など様々な場面で活躍する人材を育成する講座でございます。外国人の日本語学習支援だけではなく、これまでの自分の趣味や特技を生かしてできる範囲で取り組んでいただくボランティアです。

登録の活動は、大江戸清掃隊に入って外国人、日本人の方と一緒にお掃除をしたり、講座で学んだ文京区のほうの入学のしおりを参考に台東区でも利用できるような形に作成しまして、入学説明会で外国人保護者に案内する活動などを継続しているところでございます。以上でございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 ということは、これらを学んだ、受講した方々がその後、何かまたそういうのが、講座が別のものがあったりとか、区でまた連携しているとか、そういうことではなくて、それで学んだ人がそれぞれもう自分の立場で、自分の地域で実践していくというような、そのような認識でありますでしょうか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 失礼いたしました。このサポーター養成講座の修了者なんですけれど、登録制を取っておりまして、それで区の行事へのご案内でありますとか、あるいはいろいろな、様々なお知らせとかをお送りするような形にしております。それで来年度、生涯学習センターの中に多文化共生の拠点ができますので、こちらはその活動の場所とかとして提供して、活動を盛んにできたらなと思っているところでございます。

委員ご指摘のそのような地域に入っの活動というのは、最終的な目標とするところでございます。以上でございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 来年度から新しく、さらにパワーアップするということは、すごくいいことだなと感じました。なかなかこのような講座を、受けると、受けていないので、全然その見ている着眼点というか、見方とかも変わってきますので、これから外国人との共生というところですごく大事なんで、期待しております。

もう1点、ここで、こちらの中で、今、吉岡委員の発言の中で、台東区に来ているわけです

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

から、ルールとか、生活一緒にしていくというところどうするかというところ、あったと思ひまして、そこで、こちらではなくて、次の子供を対象とする日本語学習支援のところでやっていますというふうに課長からありましたが、こちらの事業の中では特にそのようなこと教えたりとか……。

○委員長 すみません。どうしましょう。いっちゃいますか。多様性に来ているんですけど、次の項目に行ってしまうと。いいですか、関連でそのまま。大丈夫ですか。すみません。じゃあ進めてください。

弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 こちらのの中ではやっていないということでしょうか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 保護者おしゃべりサロンではなくて、この子供の日本語教室の中でというようなお話でございしますが、説明いたします。子供の日本語教室の中では、日本語で話して生活するというのを目標としております。なので、その中で、当然他人の意見の尊重であるとか、そういったもの、対話を含めて学んでいるような形で、そういった学びを通じて日本の文化になれ親しんでいけたらなと思っているところでございます。以上でございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 関連、ほかに。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 サポーターについてというところですけど、今、講座数など、現在の、講座されているのかなと思うんですけども、その辺についての講座数とか、講座数など、また参加者などという数字的にはいかがでしょうか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 講座、子供のための日本語教室でございしますが、これ令和6年度、3回、1セットが12日でやっております。それで参加者は、延べで69名でございます。いわゆる3回の合わせて69名でございます。

令和7年度に関しましては、同じく3期予定していますが、1期終わりました、25名でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 子供さんたちの日本語教室、非常に日常生活でやはり日本語が分からなくて意思疎通ができなくて、コミュニケーションが悪化して。悪化というか、そういう状況などあるかなというふうに思うんですね。そういう中で、この3講座で69名、今回令和7年は25名と、あと今回私たちの、資料きちんと出さなければいけないか。子供さんたちの数などからしたり、あとはここで日本語は分かるけれど、うまく話せない、このアンケート調査ですかね、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そういう結果の中から見ますと、この講座数というのは、さらに拡大するとか、広めるとか、その辺はいかがなんでしょうか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 こちらの講座ですが、現状、定員にはまだ、満杯になっていないような状況でございます。なので、当面は周知をしっかりと行って、なるべく満員というか、定員いっぱいにするような形で取り組んでいきたいと。その状況を見ながらというようなお話になろうかと思います。以上でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

こういう中で、今なかなか満員にならない。でも実際に困っている方たちはたくさんいるということでの今周知の方法を検討されるということですが、周知はさらにはどんなことを今検討に入っているんでしょうか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 現在、この年度は、ホームページとLINE、広報たいとう、あとは各学校や児童館を通じてチラシを配布して周知を行っております。

今年度さらに周知を図るために、学校園等情報システム、いわゆるSumaMachiと呼ばれているものを利用して保護者に直接周知を行ったところでございます。以上でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 やはりそうですね。保護者の方にきちんと周知をする。

そうしますと、今度保護者の方がそれらをきちんと読めるというんですか、それを理解して、子供さんへのつながるという、この辺での今の状況ですかね、大人の方の日本語の取得率的なところはいかがでしょう。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 大人のための日本語学習講座、こちらは21日をセットで3回実施しております。こちらのほうを通じて、まず日本語を学んでいただくことが一つ、あと先ほどご答弁の中で子供のための日本語学習支援の中で保護者おしゃべりサロンを実施していますというような形をお答えしましたが、その中でもいわゆる学校の情報であるとか、そういう日常生活の情報であるとかを意見交換、いわゆるそこにサポーター入ってございますので、お話ししながら学んでいくというような形を取らせていただいております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今のおしゃべりサロンというの、とても大事なのかなと。大人、何ですかね、環境やなどで気持ちなども含めて共用していくというところで大事なかなというふうに思っております。

それら本当に広げてほしいんですけど、ここに今サポーターが入っているということでしたけれど、どういう形で入って、どんな役割を果たしていただけているんでしょうか。ボラン

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ティアということですか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 ボランティアという形で入っていただきまして、ファシリテーターというか、いわゆる進行役を務めていただいているような形でやっております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

本当に大事なことというのか、これから先、やはり今非常に外国人を、ごみの問題云々も含めてですけど、排他的なというか、そういう状況などが今、国内にもあるかと思うんですね。こういう中でのやはり、日本人に対しても外国人に対してもですけど、いろいろこういう疎外したり、いじめ的なものとか、そういうことをきちんとというかな、なくしていくにはお互いの理解をしっかりと深めるということが大事だというふうに思うんです。だからそういう意味での理解を深める意味での施策ですかね、あとはそういう外国人含めた大人同士での交流などの機会は、どんな形でどのようにつくっているのでしょうか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 日本人と外国人の方の交流、これは年3回交流会の形式で実施しております。実際に在留外国人の方とお話しするカフェ的なものがありますとか、まち歩きのものとか、そういったものを取り入れているところでございます。

また、先ほどの多文化共生の拠点、こちらではそのような講座をもうちょっと、講座というか、サロンのように集まれるような環境をつくれたらなと思っている次第でございます。以上でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 やはり、私も一度交流会に参加したことはあるんですけども、そうすると、この枠の中というかな、区役所で準備した枠の中ですと、どうしてもちょっと広がりがないというのか、限られた方になってしまうのかなと。こういうことがまちの中で、先ほどこのサロンとか、そういうことおっしゃいました計画に入れているということですけども、その辺についてさらに深める計画とかありますか。まちの中のサロン。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 現状、例えば一部の町会では、そういったお祭りに一緒に参加するとか、そういった取組も始まっております。こういったものも情報発信とかをしてモデルケース的にご紹介することで区内のいろいろなところに広がっていったらな、いったらいいなと思って、そうやって取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 本当にこういうこと、継続してやはり地域の理解を深めることというのが大事だというふうに思うんです。そして今やはり情報、先ほどもごみの問題も外国の方だけがごみの問題起こしているわけじゃないというのか、そういうときに外国人だからというそうい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

う決めた目で見たりとか、そのことがやはりさらにそれを助長させるのかなというふうに思ったりするところです。ですので、本当にそれは区としても正しい情報をしっかり発信していただくということ、そこをきっちりお願いしたいというふうに思います。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 待って。大丈夫。関連。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ありがとうございます。

今、伊藤委員の話ありましたけれども、私は極論があまりよくないと思っていて、0・100じゃないわけで、いわゆるその間にグラデーションがあって、一定の規制をかけていかなければいけないだったり、設備が整っていないのであればそこをしっかりと整えないとやはり反発も出てきてしまうと。いわゆる外国人問題に関しては、一緒くたになっちゃっている人もいるわけですね。民泊の問題、多文化共生の問題、観光客の問題、全部が一緒くたになっちゃって、それで外国人がちょっと怖い、嫌だっとなっちゃっている人もいるのは現実ですね。ただ、それをしっかりと意見を酌み取っていかなければいけないのが課題なのかなとも思っています。

ただ、逆に言うと、全員受け入れて、何も規制もなく、設備も整ってもいない状況でがんがん受け入れるというのは、やはりいろいろな問題が出てきてしまうというところですね。

先ほどの伊藤委員の日本語教室の集客の話があったと思うんですが、満員にすることも非常に大事だとは思いますが、それ以上に質の向上が大事なので、リピート、リピートというところで、1回目、2回目、3回目、4回目ってどんどん質を高めていきたいというのが私としては考え、要望としてありまして、なのでリピート率の向上もしっかりと工夫していただきたいと要望させていただきます。以上です。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今関連でというか、吉岡委員の……

（「青柳さん、どうですか」「関連じゃない」と呼ぶ者あり）

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 いいんですか。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 じゃあ分かりました。先ほど集客云々ということ、子供日本語教室というのがありましたけれど、実はこれはやはり2回、3回では習得できないということをおっしゃってまして、だから次もというのあるんで、今のリピーター率を高めるというのは非常に大事なことだというふうに思っているところです。

その前の正しい情報と私が言った意味ですね。やはり何となくという、社会的に、気持ちの中というのかな、そういう中で外国人とは思っている人たちがやはりこの間増えているというこのことも実際にある、いろいろなSNSとか、そういうところで見ると実際にあるわけですので、そこに対してはもう本当に自治体なりそこでの役割はさらに大きくなると思うの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

で、引き続きそういう正確な情報を流していただきたいということをお願いしたいと思います。

○委員長 多文化共生。

（「多文化共生」と呼ぶ者あり）

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 私も発言通告しておりましたので、ちょっと質問させてください。

先ほどの流れの中で、この多文化共生、項目からいきますね。32番、日本人講師の謝礼の人のところですよ。いろいろな委託料等って書いてあって、等の中には先ほど出ましたサポーター講座、日本語講座等が入っていると思うんですが、この等の事業がほかにもあったら教えていただけますか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 まず、こちら一番大きなものが外国人のための多言語情報紙、いわゆる生活に必要な情報、税金でありますとか、健康保険でありますとかいうものを発行するものが1点。

あともう一つ、生活便利帳、この年度、3年ごとに作っておりまして、新旧対照表を役所で印刷して作りました。そういった情報のものが1点。

それともう一つが、先ほどの日本人を対象とした2つの事業で、外国人のためのコミュニケーション講座、それと多文化推進サポーター養成講座がございます。これは日本人向けの事業。

そして3つ目が、先ほど伊藤委員のご答弁で申し上げました日本人、外国人の相互の理解を深めるために実施する事業でございまして、地域で暮らす外国人との交流事業でございます。

4つ目、5つ目は、小さいんですけど、いわゆるプランを推進する上で協議会を行っています。その運営経費と、あと管理運営経費が最後でございます。その5点でございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 ありがとうございます。すごいいろいろやっているんですね。なるほど。

その上で、私、結構多文化、最近マニアになっていまして、これは区民カレッジのほうでも、ちょうど先週始まったんですが、「多文化共生のための市民リテラシーともに生きることを学ぶ」ということで、これは区民カレッジのほうは3年連続で多文化がテーマになってやられているということで、そのサポーター講座のところの区民カレッジ等が結構リンクをして、いろいろな問題提起をしながら、先ほどあれしたごみ拾いのやつですとか、いろいろな交流の場が生まれていたりとか、あとは私も何度かサポーター講座とかも出ているんですが、実際先進的な取組をやっている町会に行って、日本人と外国人が一緒に参加をする防災訓練、これを現場を視察したりとか、非常に先進的な取組をやっていると思うんですね。ここは評価したいと思います。

その上で伺いますが、まず1点目は、これ養成講座だったと思うんですが、先ほども入学の案内の件ありましたよね。あれちょっともう少し教えてもらえますか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 まず、この発端は、多文化のサポーター養成講座、この中で、文京区でそういったものを作っていました。それをみんなで学習しまして、それを学習した上で、区の学校の入学のしおり、これを取り寄せて、それを参考にしながら台東区の小学校用の入学のしおり、こういったものを作った。それでそれを外国人の保護者の方に配れるようにした。これはやさしい日本語で作っております。なので、いわゆるある程度日本語の理解ができる保護者の方であれば理解ができ、どの国の方でもお配りできるというような形になっております。以上でございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 実は私、この会たまたま出席していたんですよ。文京区、横浜の事例もあったかな。それで文京区は、小学1年生の入学のときですよ、いわゆる入学した後はいろいろなサポートが入ってくるんですが、入学するための準備品っていろいろあるじゃないですか。その準備をするのにいろいろな形で外国の方でも分かりやすいようなパンフレットを作っているんですね。

今回その後のこと伺ったんですが、それを自主的なボランティアの方たちが台東区の場合やっているということですよ。これやはり教育委員会がきちんと整理してやるべきだと思いますが、そういった声も現場で出ていたと思うんですが、台東区の教育委員会やはりやらないの、こういうことは。それとも情報が入っていないのかな。問題意識持っていないのかな。この辺は、あそこまで講座の一つとして文京区の実例を挙げて、そのいろいろな課題があったわけですから、当然これ教育委員会と連携取れて、翌年には同じようなことが教育委員会は動くかと思ったんですが、ボランティアの方たちが同様なものを作ったというの、これ一つの成果としてはありだと思いますが、台東区の行政としてはちょっと恥ずかしいよ。文京区やっているんですよ、何年も前から。これどうなんですかね。連携取れないものなんですか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 確かにボランティアに頭下がる思いでございます。それで……

（「学務課長来た」「やってください」と呼ぶ者あり）

○委員長 続けてください。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 なるべくそういったボランティアの方に頼らないで区でできることはしっかりやっていきたいなという思いでございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 結構学校の数も多いですし、入学説明会のときですか、そのときに行って、国籍は日本でもどちらかの保護者が外国人ってケースもあるわけじゃないですか。そこでそういったものを文京区の場合は渡したりとか、そういう何か丁寧な対応をされていて、入学の時点の段階で言葉の壁によって何か準備が整っていないとかいうことをなくしてあげようということから多文化共生始まっているというふうに聞いて、ぜひこれ台東区でも広めていただきたい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いと思いますが、学務課長が何か隣の部屋から来たみたいなんですけれど。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 教育委員会におきましては、外国籍の方と、あと日本国籍の方限らずですけれども、住民登録がある方全員に入学の前年の夏頃にやさしい日本語と、あと英・中・韓で3言語で対応した入学手続に関する通知を送付しておりまして、その後も各所管と連携しながら義務教育の段階の年齢にある子供が適切に教育を受けられるように取組をしているところでございますが、おっしゃるとおり今の内容についてはちょっとまだできていないという部分もございますので、今後こういった連携ができるかというのは検討させていただきたいと思います。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 お隣、文京区では数年前からやっていて、その教材自体が周辺区のこうした多文化共生のサポーター講座に見本として出てくるわけですね。それを同じ教育委員会同士で連携が取れ、他区の教育委員会との連携もそうですし、同じ役所の中で連携が取れていないというのはちょっと恥ずかしい話なので、ぜひ進めていただきたいと。これは要望にしておきます。

続きまして、先ほどからマナーの問題ありますよね。今回の文化共生のためのカレッジの中で一番最初に出てきた講師の中で非常に印象に残ったのが、言葉の通訳をする人っていっぱいいるんですね。ただ、文化の通訳をする人というのがなかなかいないので、やはり今求められているのはその文化の通訳だと言われているんですよ。いわゆるごみ出しのマナー一つ取っても、確かに清掃課のほうでは多言語化でいろいろな案内を出していますが、やはりその背景にある、母国の文化ではこれを分別しなくてよかった、あるいは分けていなかったことが、じゃあ何で日本の社会ではこれを分けるようになってきているのかとか、いろいろなマナーですね、夜騒いじゃいけないとか、いろいろな、そこの文化のきちんとした通訳をしていかないと真のマナーの理解にも進まないんじゃないかというその内容の講座だったんですが、その点について、いわゆるマナー問題を解決するための一つの大きなヒントになるんじゃないかなと思うんですが、こうした部分というのもいろいろ工夫されてやっていると思うんですが、先ほどのごみの、ごみじゃなくて、カフェでしたっけ、あれなどでもそういう思いで皆さんやっていると思うんですが、これをどうやって広げていくかというところはいかがでしょうかね。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 多文化共生というものは、やはり日本で生活していく、その中でお互いが尊重しながら生活していくということが必要なものでございます。

委員ご指摘の文化の面、やはり文化ってそれぞれ国のアイデンティティが違えば当然変わってくるものでございます。なので、例えば日本語教室の中でも日本の伝統文化を学ぶとか、そういうものも含めてやっております。

また、ごみの収集もただ単にごみの収集をこうやるんだよって座学で教えるのではなくて、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

実際にそのごみを持ってきて、こういうプラスチックというの、こういうものですよとか、何とかいうのをお知らせし、学んでいただきながら一緒に取り組んでいくというような講座の内容にしております。以上でございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 今回すごい大きな気づきがあったのは、じゃあこれが自治体の仕事なのかどうかって話ですよ。いわゆる移民政策ということが言われています。台東区の場合は、もう昔から韓半島からやってきて定住されている特別永住者の方も大勢いらっしゃる中で、やはり近年になって非常に増えてきているのは労働者として受け入れる枠をどんどん広げてきた政府の方針なんですね。

その一方で、政府の見解としては、移民は受け入れていないということなので、やはりほかの国の場合は国の最初に入国した段階で文化とか、マナーとか、そういったものをきちんとクリアする講座というか、プログラムが用意されているんですってね。ところが日本の場合は、あくまでも労働者として受け入れて、それは移民じゃないと。ただ、今回その期間も撤廃されますよね。実質上移民政策は国がやっているにもかかわらず、移民は受け入れていないということで、そうしたプログラムをやっていない。自治体のほうにその負担が大きく関わっているということで、この問題はやはり今回総理も替わりましたから、やはりこの現場の、これからか、総理これからか。総裁が替わったのか。新しい総裁が替わりましたから、こうしたいろいろな議論がありますけれども、実は国レベルの入国した段階でいろいろなプログラムをきちんと踏んだ方たちが住民として入ってくる。

そうすると台東区としては、台東区ならではのマナーみたいな、カルチャーみたいな部分をしっかり共有をしていくって、そのすみ分けを本来やっていかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

最後になりますが、私、今回、ちょっと話もありましたが、町会ですよ。町会の、先ほどお祭りの話ありました。お祭りは昔から結構こし担いだり、外国の方来ていますよ。ただ、それ以上に町会によっては先進的な取組で、防災訓練一緒にやったりとか、夜警と一緒にやったりとか、あとは最近は東京都の補助金が入るということで多文化共生のチラシをイベントでばんばん配ったりとかしているということで、やはりそうした草の根の住民の、居住者の交流の中に多文化共生のきっかけとか、その一番の種が入っているんじゃないかと思うんですが、多文化共生のいろいろな講座では、意識の高い人たちに対していろいろサポーター講座をやっている。いろいろな具体的な日本語学校して、日本語の先生になることをしている。でもそろそろもっと草の根といいますか、もう台東区全体にこれを広げていくようなそんな時期に入っていると思うんですが、これは多文化共生が種をまき、区民課ですとかいろいろなところと一緒になというこの課題を広げていくというんですか、お互いが居心地のいい暮らしができるようなそんな取組を進めていただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 やはり真の多文化共生を実現するためには、地域でそういった交流活動というものが行われるのが非常に大事なことで思っております。

それで今年度なんですが、その基礎的な条件整備として、まずやさしい日本語を普及させようと。このやさしい日本語、先ほどちょっとカリキュラムを変えましたという形で、まず1回、初級編で広く簡単に学んでいただくというような形で改善をしたところでございます。

それでまずはそういった方たちの理解者を増やすために、例えば今回民生委員児童委員協議会でチラシ、案内させていただいているとかいった形で、なるべく多くの方に交流できる、まず基礎のやさしい日本語、こちらを身につけていただいて、さらにその上へ進んでいきたいなと考えているところでございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 ありがとうございます。

たしか合併の区民課だったかな、区民課に多文化共生のセクションがあった頃から意識調査をやって、どこの言葉で話したいかというときのことで、母国語よりかはやさしい日本語を選んだ外国人定住者の方非常に多かったというところから、今回もそのやさしい日本語を非常に広く、広く浅くと言うとあれですけど、広くやろうということですので、ぜひともそのポリシーに沿って頑張っていただきたいと思います。

ちなみにサポーター養成講座は、今まで夜やっていたんですが、今年度は昼開催なんですよね。今回もちょっとのぞこうと思ったんですが、結構この委員会と丸かぶりですね。ちょっと行けないんですが、興味のある方、ぜひのぞいてみていただければと思います。以上です。

○委員長 多文化共生推進の関連はもうよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 じゃあ次、新たに。

青柳委員、そのままいっちゃいますか。終わっていますよね。関連終わっていますもんね。

（発言する者あり）

○委員長 関連でいっているの、関連でも最終なので、関連終わりましたか。

新たにいいですか。

中村委員。

◆中村謙治郎 委員 自分は、101ページの5番、職員資格取得等支援のところまで伺います。まず、この資格の種類と、この決算年度、助成件数18件となっておりますけれども、その取得状況なども、内容など分かったら教えてください。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

まず、この事業における支援の内容についてでございます。この事業につきまして、大きく分けて2つの助成制度で構成されております。

1つ目は、資格取得支援制度ということで、こちらにつきましては職務と関係のある資格の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

取得に向けた能力開発を行うことを支援するものでございまして、一級建築士ですとか、建築基準適合判定合格者というところを支援したところでございます。

なお、この本年度、令和6年度からですけれども、その他の建築士以外のその他職務上活用できる資格についても拡大したところでございまして、その中では社会福祉士ですとか、精神保健福祉士などを取得したところでございます。

もう一つの制度としましては、通信・通所の教育講座の関する助成制度ということで、こちらはどちらかという自主学习に要する費用ということで、より自主活動を強く打ち出したものでございます。こちらのほうにつきましては、外国語講座ですとか、あと省エネ適合性判定に関する講習ですとか、電気工事士とか、そういったようなものを取得したところでございます。以上です。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 ありがとうございます。

じゃあ、だから台東区としていろいろある政策課題を解決させるための、政策連動型だけじゃなくて、自ら自分のスキルを向上させるための自由選択型の二層構造ということだということが確認できましたけれども、やはりこの資格を取得する意味というのは、今言ったように区にある様々な課題を解決するということにつながるのが最終的なゴールの一つでもあると思うんですね。その取得をした資格をどういうふうに職場に生かしていくのかとか、どういうふうに共有をしたりしていくのかというところの一つ重要なテーマになるのかなというふうに思っていて、この職員資格取得等支援については、いろいろちょっと提案もありますので、総括質問でやらせていただきたいと思います。以上です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 すみません。総括って聞いちゃったんですけれども、ちょっとだけ聞かせていただきます。今、職員資格の取得等支援が、私ちょっと勘違いしていたんですが、委員会の報告では、昨年支援が拡充された年だと思うんですよ。もともと一級建築士と建築基準適合判定資格者の資格に対して助成をしていたものと私は認識をしていて、昨年から新たに二級建築士だったり、社会福祉士だったり、幅広い資格に対応してきたものと思っていたんですが、今、課長のお話で通信・通所の助成というのもあったんですね。

それは今知れてよかったなというふうに思っているんですけれども、資格が今回講座の受講料などが3倍に増えたと思うんですよ。あと可否にかかわらず5回まで受験できたりとか、本当に拡充が素晴らしいなというふうに思っているんですけれども、そのきっかけ、成果として、きっかけが増えているとか、広がっているとかいう部分の成果はどうだったんでしょうか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

こちら今、委員お話があったように2つの事業を併せたものになっていまして、その2つの事業の合計の数値でいきますと、令和5年度、拡充前につきましては実績9件に対しまして、6年度は18件ということで増えてきているというところで、この増えたことにおきまして職員の能力向上ですとか専門性の強化がこれまで以上に進んだというふうに認識しています。また、主体的に能力開発をする意欲の醸成につながっていると思っていまして、モチベーションの向上ですとか定着対策としても効果があると考えているところでございます。

また、支援制度を充実したことによって職員の心理的な側面において、またその資格を取っていかうかなという一定の効果というのを出ているかなというふうに考えているところでございます。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 ありがとうございます。

先ほど通信・通所のほうで取っている方が多くて、結局社会福祉士とか、二級建築士とか、その他の活用できる資格というのはゼロという認識でいいんですかね。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

昨年度のその他の資格については5件になっておりまして、社会福祉士、精神保健福祉士、あと2つの資格を一個で取れるんですけど、児童発達支援士、発達障害コミュニケーションサポーター、加えてキッズコミュニケーショントレーナーの計5件となっています。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 分かりました。新しく資格を取られるということで頑張った職員の方は、本当に素晴らしいなと思っています。

ただ、目標が25に対して、実際実績が18で、通信・通所の助成がそのうち半分で、もともとあった建築士が4件、その他が5件というところで、設計自体はすごいよかったと思うんですけども、運用面でその周知の見える化みたいなものとか、申請の動線みたいなところ、ボトルネックだったのかなというふうにちょっと感じてはいるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

今回確かに目標としては25件上げていまして、こちらの新規事業、新規・拡充ということなので、件数多めに出てきて周知したところでございますけれども、残念ながら届かなかったというのは認識しております。

ただ、2倍になっているというところでは一定の成果はあったかなというふうに考えているところではございます。

今後ですが、やはりその周知の仕方としまして、どういう資格が、資格にも対応できるのかというところはある程度周知しなければいけないかなと思っていますので、その辺ちょっと今

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

後の対応として検討していきたいと考えております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 そうですね。本当にその推奨の資格リストの暫定版みたいなものでいいから、こういったものを対象に考えていますよというようなりストをある程度作成して、個別に協議をしなければいけない、事前の協議をしなければいけない、ハードルはやはり下げているかないと、なかなか難しくなってくるのかなと。その資格に関しても毎年毎年見直したほうが私はいいと思っているんですよ。当然だんだん使われなくなる資格もあると思いますので、やはりKPIを件数だけにしているというところがちょっともったいなくて、合格率だったり、2回目以降の合格到達率だったりとか、活用事例、異動とか、配属とか、業務改善どう反映されたかみたいなどころまで広げていってもらえたらうれしいなというふうに思っています。

本当はこれ業務時間外に限定した設計だと思いますのであれですけども、難関資格の直前期とかはやはり超過勤務の軽減の工夫をしてあげたりとか、年休を取りやすくしてあげるとか、そういう検討の余地も必要なのかなと、制度の趣旨を損なわずに実効性を上げていってほしいなというふうに思っていて、ここに多くの課長いらっしゃいますけれど、この課長の判断だと思うんですよ。部下がこれをやりたいと言ったときに。やはり全課長が融通を利かせてあげる気持ちを持って職員研修に全庁挙げて取り組んでいただけたらなという意見を申し上げて終わりにさせていただきます。

○委員長 あと関連は大丈夫ですか。

中村委員。

◆中村謙治郎 委員 じゃあ次の質問です。106ページ、37番の客引き行為等の防止です。毎回ちょっとここは確認をさせていただいております。一応上野の二丁目・四丁目・六丁目が特定地域とされていますけれども、ここ最近の現状とか、またちょっと変化があったり、そういうところを情報キャッチしていれば教えてください。

○委員長 生活安全推進課長。

◎大和田好行 生活安全推進課長 答えいたします。

平成29年に客引き行為等防止条例が施行され、先ほど委員おっしゃったように上野二・四・六丁目を特定地区に指定し、違反行為等の指導をしている結果、規制対象となる客引き行為については減少している状況でございます。

令和6年度実績で申し上げますと、指導に至る前の段階での注意が1,443件で、客引き行為に対する口頭指導が270件。前年度と比較すると注意の件数が約3倍になりましたが、口頭指導の件数は3割減少しました。現在も委託業者によるパトロールや地域の方々と区、警察による合同パトロールを継続して実施しておりますが、条例施行当時と比べて規制対象となる事業者の宣伝の仕方などがさま変わりしてきているということは私もパトロールに参加して把握をしているところです。

今後も従来の客引き違反行為に対しては指導や注意を徹底するとともに、規制の目をかい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ぐり巧妙に変化する客の勧誘行為についても注意を払いながら合同パトロールを継続していきたいと考えております。以上です。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 ありがとうございます。

課長、いつもパトロール参加していただいて、ありがとうございます。

ここ数年、本当に様相が大分変わってきたなというふうに思っていて、特に二丁目の客引きに関してはかなり悪質なものが目につきますし、ただ、やはり今のこの台東区の条例の中ではなかなか指導することができないという中で、やはりシンテイ警備さんが、先ほどこれ注意って言いましたっけ、1,043件、これは注意というのが3倍になったというのは物すごく警備、シンテイさんが頑張ってくれているあかしだと思うんですね。

ここの1,043件、ちょっとお聞きしたいんですけれども、3倍になったその主な注意の内容というのはどういう内容になっているんですか。どういったものがあるんですか。

○委員長 生活安全推進課長。

◎大和田好行 生活安全推進課長 お答えします。

口頭の注意というのは、指導に至らない、至る前の段階で注意をして、事前に客引き行為に至らないようにしようというものにはなりまして、路上でそれらしい客引きを待っているような感じに見える者に対して先制的に声かけをして、客引き駄目だよということで口頭で注意をすると、そういった類いのものになります。以上です。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 ありがとうございます。

ということは未然に防ぐことを目的ということだと思うんですけれども、実はこの前、上野二丁目のパトロールのときに鈴木委員も一緒に参加してくれたんですけれども、恐らく驚いたと思うんですね。もう今、中央通りは、言葉出して言っているのか分からないですけれども、千代田区の秋葉原とかに比べて、さらに中央通り沿いに立っている、客引きを目的として立っているというふうに私は認識していますけれども、もう5メートル間隔に2人ずつぐらいの女性が立っている状況がもう日に日に増えています。そういう方たちも日頃ころころ人が替わるんですよね。だからシンテイさんが注意をしても、また新しい子が次の日には立っていて、いや、そんなの私たちは知りませんみたいな感じで、本当にこう、たちごっこというか、もう限界に来ているのかなというふうに自分は感じています。

それと同時に、その路上に立っている方たちが持っているパネルであったり、またチラシだったり、それはこの呼び込み行為というのは条例違反ではないんですよね。それがパネルを持っている子にお客さんが例えば声をかけたり、お客さんと呼んで、それを例えばお店と一緒に連れていったりすれば当然客引き行為になると思うんですけれども、そうではなくて、宣伝をしているだけですから、当然これは道交法の違反でもないし、道路占用許可を取る必要もないです。ですから、なかなか注意というところ、その1,043件の中に入っていると思うんですけれども、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ただ、パネルを持っていたり、チラシを持っている方たちがそのパネルの内容が非常に卑わいであったりとか、一般の通行者からしてみればとても不快な思いをしているんですね。今、実際そういう現実があります。これを何かしらの形でやはり台東区が、条例は難しくても、特定地域に関しては何か新たなルールとかを考えていかないと、もう歯止めがつかない、歯止めが利かない状況になっていくのではないかなというふうに思っています。私もいろいろ他区の事例、全国の条例様々調べていますけれども、これ成功に至った事例は一個もないですね。

ただ、やはり台東区で先進事例を何かしら考えていって、商店会や町会の皆さんと一緒に協力して、もう全庁どころじゃない、全員でこれ頑張ってやっていかないと本当に大変なことになると思っています。

なので、ここはじっくりとまた総括質問でやらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長 関連。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 今、中村委員から私も参加したというのを紹介していただきましたけれども、生活地域的に上野は生活地域の一部になっているので、もちろんあの地域、飲食店で飲み食いもしますけれども、先ほどあったように、プラカードというのかな、本当に若い女性が、胸もめますって書いてあるんですよ。それを持っているんですよ。でもそのお店は、別に風俗法上のお店ではない。いわゆる飲食店であるというところかというと、これ取締りのルールとしては本当にないんだろうなというふうに思うんですけど、何かそれ、今先ほど中村委員から幾つか調べてみたらどうだろうかというのあったけれども、例えば私が思うのは、そこで働いている、もしくはそのプラカードを持っている、男性でも女性でもいいんですけども、その人たちにこれは違法行為ですよ、違法に近いグレーゾーンの行為ですよという注意とか指導とかいうよりも、何でそういうことをやっているのか、やらざるを得ない生活状況にあるのかとかかって、そういうアプローチのかけ方というのはしたことあるんですか。

○委員長 生活安全推進課長。

◎大和田好行 生活安全推進課長 お答えします。

そういったアプローチというのは現状しておりません。何で立って、何でというよりも、ここで何しているのというような声かけ的なことはしていると伺っております。以上です。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 やはり叱られるのも怒られるのも私自身も嫌だし、注意されるのとかも嫌なんですけれども、もちろんその注意されれば一旦は下げるかもしれないんですけども、やはり30分たちや、喉元過ぎれば何とやらで、また同じ行為をしているというのがあって、そこで働く状況というのが、何らかがあるので働いているんだと思うので、そういう切り口でのアプローチというのも大切なのかなというふうに思うので、これはもちろん生活安全だけが動けば解決するという問題ではないですけども、産業なのか、保健所なのか、もしくは2階の保

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

護関係なのか、幾つかとやはり協力して、そこで働く人たちにその働き方も含めて、別に商売の否定をしようとは思いませんけれども、やはりぎりぎり、アンダーグレーな働き方ではない働き方の面でサポートしていただきたいなど、そこは要望としておきます。以上です。

○委員長 関連。

青柳委員。

◆青柳雅之 委員 私も発言の通告を出していますので、伺いたいと思います。指導員の方ですよね、先日も夜ちょっと早い時間帯だったんですが、7時か8時ぐらいだったかな、マルイの交差点に立っていたら、あそこで指導員の方が本当に声を張り上げて注意喚起をしているんですね。私たちも結構雑踏で声を出す仕事というか、機会が多いんですが、あのちっちゃなマイクであの雑踏で本当に声を張り上げている。しかも声が大きければいいってわけじゃないんですね。本当に正義感の籠もった思いみたいなのが周辺に伝わるような、そんな取組というんですか、やっていましたので、あの姿にはもう本当に感動しました。ぜひとも委託されている会社ですか、組織なり、そうした姿を見て、本当に頼もしく思っている住民もいるんだということもお伝えいただきたいと思います。

その上で、直近のニュースで蒲田で逮捕というのがニュースになりましたよね。あれ、これまたまなのか分からないですが、その常習的な客引きの方が執拗に声かけた相手が現職の警察官だったと。それに気づいて走って逃げたところを逮捕されたと。何かテレビカメラも入っていたので、ちょっとあれだったのかなと思うんですね。

ただ、警視庁全体の検挙事例というところを見ると、迷惑防止条例違反等で、これ全国だと思うんですが、検挙されている、逮捕されている人数というのが多いときは全国で700人を超えていて、直近でも大体400人前後なんですね。

こうして同じ繁華街でも蒲田ですとか、あとちょっと前は中野駅前でも逮捕ってニュースあったかな、であると、もう注意だけじゃなくて、こうした取組にまでたまに踏み込まないと、先ほどのいちごっこはいつまでたっても終わらないですし、あれだけ頑張っている指導員の方の努力も完全になめられちゃっているというか、功を奏さないんじゃないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○委員長 生活安全推進課長。

◎大和田好行 生活安全推進課長 検挙ということなので、もう完全に警察での活動になるんですけども、警視庁としても上野の地区については繁華街、盛り場対策の特定地区になっておりますので、適宜適切に上野警察署のほうで検挙活動等はしていると聞いております。以上です。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 分かりました。

今回たまたまテレビカメラも入っていてニュースになったのか分かりませんが、こうやって客引きをすると実際逮捕までされるんだということをやはりもっと周知をした上で、客引きの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

方たちもどうせ区の指導員が口頭で注意するだけで、その場さえ言うこと聞いていれば後は何とかなるというその考え方自体を改めてもらう機会をぜひつくっていただく工夫をお願いしたいと思います。今回のこのニュースは、ある意味大きな転機になるのかもしれないですね。以上です。

○委員長 中村委員。戻します。

◆中村謙治郎 委員 今の青柳委員のお話であつたんですけど、蒲田の事件も見ていました。ほかの地域でも逮捕される事例というの私も見ていますけれども、上野の問題点というのは逮捕はされないんですよ。されません。その客引きを、そこの先ほど蒲田の客引きで逮捕されたことも非常に強引に、もう引っ張っていったお店に強引に連れていく、そこまでは今の上野の二丁目の繁華街ではやる人はいないんですね。あるから今まで、これまでであつたからずっと改善をしてきたんですけども、今その客引きに至る一歩手前のところを私はすごく問題を意識していて、指摘をさせていただいております。

やはり本当にグレーのところ、先ほど鈴木委員が言ったように法の抜け穴を突いてくるようなそういう行為が非常に目立ってきているわけで、そこに何かしらの手を打っていかねばいけない。今のこの区条例ではもう手に負えない状況になっているというところの現実を何とか打開していきたいなというふうに思っていますので、これは総括で改めてやります。

次が、117ページの1番の掲示板の維持管理のところで伺います。この令和7年度から今、順次アクリル板への建て替えというの始まってきていますけれども、令和6年度に実はこんな相談が1件ありまして、今この835基台東区内にありますけれども、これは年々大体横ばいということですけども、昨年ちょっと地元のほうで民家が建っていたところが更地になりました。その民家の横に町会の掲示板が立っていたんですけども、民家を更地にする際に掲示板を取ったんですね。当然その空き地のところに何か分譲か、アパートか、建てばまた再度掲示板がつくのかなんていうのを地元の人たちと話していたそうなんですけど、もう1年たっても何も建築計画も出ず、今現実その町会には掲示板が1基減ってしまっている状態なんですけれども、やはりそのエリアには貴重な掲示板だったということで、ご高齢者の方たちはその掲示板頼りに区の情報をいろいろ得ていたわけですけども、こういったことが今後、台東区でも出てくると思うし、これまでもあったと思うんですけども、原則は元あった位置にまた復旧をさせるというのが原則だと思うんですけども、物理的に新しいおうちが建って、掲示板を一度取ったけれども、もう一度つけることができなくなってしまうということがもしあった場合に、そういったときはどういうふうに区民課はこれまで対応してきたのか、ちょっとお聞きしたいです。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 町会の掲示板でございしますが、今、委員がおっしゃったように、なかなか、そこに立てたくても同じところに立てられない場合であったりとか、なかなか移籍先が見つからないといったご相談も受けます。そうしたときに区民課としましては、丁寧にお話を

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

聞いて、なるべく町会の実情に沿った対応ということで、寄り添い型で対応しているところがございます。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 ありがとうございます。

今、回覧板もデジタルをどんどん進めていって、デジタル回覧板とか、もう先進的にやられている町会さんもありますけれども、まだまだやはり地域住民の方は町会の掲示板から情報を得る方たちというのは非常に多いんだなというのを改めて実感しましたけれども、今、今年度始めているアクリル板への建て替えというのを進めていく上で、当然今までとは違う種類のものになりますから、設置ができない。今既存の掲示板があるところに設置ができないという状況も出てくるかもしれませんので、ぜひそういうときはやはり掲示板をこれからどんどん減っていったらいいのなるべく防げるように地域住民と皆さんといろいろ代替地を相談しながら、なるべくこの835基というのを減らさない方法というのを頑張って考えていただきたいというふうに要望だけさせていただいて終わります。私は以上です。

○委員長 ほかに。

大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 私から、この項目では3件お願いします。

まず、108ページ、一番上、ふるさと交流ショップ運営の件です。ふるさと交流ショップでは、姉妹都市をはじめとした自治体が出店し、各自治体にとっては地元PRの絶好の場となっていると思います。9年目に入りまして、来店者数や売上額について現況どのような状況でしょうか、教えてください。

○委員長 都市交流課長。

◎木村裕 都市交流課長 お答えいたします。

交流ショップなんですけれども、来店者数、売上げについて、令和4年度からの実績ということでお答えさせていただきます。

まず来店者については、1年間の合計ということでお答えいたします。令和4年度が2万5,061人、令和5年度2万8,472人、令和6年度が3万1,491人と、年間で約3,000人ほど増加を続けております。

また、売上げについては、総額ですけれども、同様に増加を続けておりまして、こちら1日の平均ということは分かりやすいのかなと思いますので、1日平均ということだと、令和4年度が9万2,354円、5年度が10万3,457円、6年度が11万5,843円ということで、こちらも年間で大体1万円ずつ増加をしているところがございます。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 本当に年々上がっていて、素晴らしいと思います。

このふるさと交流ショップは、大変台東区らしい取組だと思います。地方の特産品を東京で販売するというのは、みんな憧れていますけれど、賃料とか高額な経費に赤字覚悟での出店に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

踏み切っている自治体が多いといいますが、少なくないと思うんですね。その中で、この交流ショップは、使用料もかからなくて、固定された位置で出店できる、かなり恵まれた環境の中で提供しているものと思います。

様々な自治体から出店してもらうための周知方法は、どのようにしていますか。

○委員長 都市交流課長。

◎木村裕 都市交流課長 周知方法ということですが、まず今のショップの運営状況からちょっと前提としてお答えさせていただきますが、まず令和3年度から、今4年連続なんですけど、7年度まで全ての週で自治体に出店をしていただいています。出店率が100%となっております。なので、自治体のほうからも高く評価をそれぞれしていただいているところかなと認識をしております。

また、ショップを開設した平成29年度から6年度まで全国の32の道府県から79の自治体に出店をいただいております。現在まだ、ただ出店していない自治体も全国にございまして、東京都を除いて14の府県、主に関西ですとか、九州、沖縄などは、ちょっと遠方ということもありまして出店のほうなかなか難しい状況というふうに聞いております。

ですので、現在これらの地方を含めまして毎年一般財団法人の地域活性化センターというところがございまして、そちらのほうで自治体アンテナショップ情報交換会というものが行われております。そちらに定期的に出席をしましてショップのPRを行うほか、自治体の担当者と名刺交換等行って、実際に出店につながったケースもございます。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 分かりました。

もちろん姉妹都市ですとか友好都市はいらしていただきたいですけど、今おっしゃったようなほかの自治体からも、関・九州、おいしいものもいっぱいありますし、ぜひ全国の特産物が集まってくる場所として、売る側も買う側もメリットにあふれた魅力的なお店としてますますにぎわいを見せてくることを期待しています。以上です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 今のお話で売上金額が分かったんですけど、ふるさと交流ショップというのは姉妹・友好都市の連携をはじめとして自治体が出店して、各自治体の絶好のPRなんだというのは先ほど大浦委員からも話ありました。

それらも踏まえて、これらの実績、今出店率も100%なんですけど、実績について区としてどう評価されていますか。

○委員長 都市交流課長。

◎木村裕 都市交流課長 区の評価ということですが、来店者売上げの増加に加えまして、先ほども、ちょっと繰り返しになりますが、令和3年度から4年連続で全ての週で自治体

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

等に出店をいただいていることや、出店者・来店者、それから商店街の方からも好意的なご意見をいただいていることから、ショップは順調に運営をさせていただいているところと考えております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 ちなみに区は、公式のSNSで自治体情報を発信してくださっていると思うんですけど、来店者の流入経路、SNSとか、区ホームページとか、現地の通行ですとか、そういったものをアンケートですとか、QRコードを使って把握したりとか、そういったものをしながら、再訪する方、それから購入する方、あと観光の回遊への転換をどう可視化していくのか。まずは来年属性なども含めて教えていただけるとありがたいです。

○委員長 都市交流課長。

◎木村裕 都市交流課長 交流ショップの来店者の方がどのような方がいるかという属性についてなんですけど、令和4年度に実施した来店者アンケートにおいて性別ですとか居住地域、年代などを把握させていただいているところです。

まず性別なんですけれども、女性が62%、男性が37%。

それから居住地域は、区内の近隣の浅草ですとか千束のほうは51%、その他の区内が26%、都内が19%、都外は3%となっております。

また、年代は、50代以上の方が70%となっておりまして、これが40代以上になると86%ということで、かなりの数を占めております。一方で、20代、30代は少なくなっておりまして、20代の方が4%、それから30代の方が8%ということになっております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 属性がもう見えているというのは、すごくいいことだなと思います。

属性踏まえて、どう集客するのか、例えばSNSを使うなどを含めてどのように集客していくのかなというところもいいですか。

○委員長 都市交流課長。

◎木村裕 都市交流課長 先ほど申し上げたように、交流ショップ、20代と30代の方、来客を促したいというところはございましたので、今年、令和7年の1月から新たにSNSのInstagramを使いましてリール動画、ショート動画のことなんですけど、そちらを毎週金曜日に発信しております。内容といたしましては、店内の様子を20代、30代の方の興味を引くようなスイーツですとかお酒など魅力的な商品を職員のお勧めコメントですとか目を引くイラストなども使いながら発信をいたしまして、来店を促しているところでございます。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 その集客の量もどんどん増えているんですけど、量だけじゃなくて、これからやはり転換が必要になってくるのかなと。区の観光課も進めていますけれど、やはり台東区は観光において上野、浅草という集中してしまう傾向があるじゃないですか。そういったときに千束にあるあちらの交流ショップ、この回遊性の向上みたいなものをどんどん目指し

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ていけるともっと効果的なのかなというふうに思っていて、そういう意味ではまず属性から判断して、回遊性を向上できるように所管課を連携しながらぜひ観光客がうまく流れていただけるような環境づくりに努めていただけたらなと思っております。以上です。

○委員長 戻します。

大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 分かりました。ありがとうございます。

次、111ページになります。8番、広報力向上の推進です。令和5年度から取り組んでいる広報アドバイザーについて、件数や効果などの実績をお伺いさせていただきます。

○委員長 広報課長。

◎吉田美弥子 広報課長 令和5年の8月より開始しております広報アドバイザーでございます。令和5年度は22部署、43件、相談可能枠における利用件数の割合は約77%、令和6年度は26部署、73件、約87%となっております。

外部アドバイザーとの対面ミーティングでは、各課が作成する広報媒体の目的や期待される効果をヒアリングしながら具体的なアドバイスを通じて手に取ってもらえる、伝わる広報物に改善されております。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 実績、確実に増えていって、素晴らしいと思います。

相談を促すアプローチは何かしていच्छやいますか。

○委員長 広報課長。

◎吉田美弥子 広報課長 業務の性質というところもあるんですが、なかなか相談につながらないというような部署も一部ございます。そのため相談を促すアプローチとしては、全庁メールで広報アドバイザーを活用した事例、ビフォー・アフターなどを共有したり、また職員報などでも周知し、利用促進に努めております。

また、これまで多くの部署から事業周知用のチラシなどについて相談をいただいておりますが、チラシの改善に加えて、区民の方へのお知らせなどの通知もより分かりやすいものにする必要があると考えております。自治体の通知というのは一般的には分かりにくい点がありますので、これを分かりやすくすることで問合せの減少につなげ、事務の効率化にも図りたいと思っております。そのため、今年は通知を多く発送する部署に働きかけを行い、目的を直接説明しながら積極的な利用を勧奨しているところでございます。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 おっしゃるとおり行政からの通知は硬く感じますし、分かりにくい点があるとは思いますが。見やすく、分かりやすくすることは、区民にとってとてもありがたいことですし、質問回数も減っていくものだと思います。

最後に、1点ですが、令和6年度は動画研修の対象を課長級にしておりますよね。対象となっていない職員やこれまで相談がない所属へのアプローチで検討していることはありますでし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ようか。

○委員長 広報課長。

◆大浦美鈴 委員 広報マインド動画研修なんですが、令和5年度が管理職、令和6年度は課長補佐、令和7年度は係長を対象に行ったところです。今後も新たな職層に広げていきたいと考えております。

また、関心の高い職員や再受講による知識の定着のため、これは今年度からなんですが、研修対象以外の希望する職員も視聴できるようにし、広報力を向上させる機会を増やしたところです。

さらに、必修研修として、採用2年目の職員と係長昇任1年目の職員に対して広報アドバイザーによる対面での実践的な研修も実施しております。引き続き職員全体の広報力の向上に取り組む、伝わる広報を推進してまいります。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 分かりました。引き続き広報力の向上に取り組んでいただいて、とにかく分かりやすく、伝わる広報の作成をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。

◆大浦美鈴 委員 次の質問ございます。よろしいでしょうか。

○委員長 はい。

◆大浦美鈴 委員 すみません。ごめんなさい。この質問に関しては以上です。

次ですが、117ページの2番、町会活性支援ですね。2023年度の一般質問で取り上げました転入時の手続の際、転入者が属することとなる町会の案内紙を一人一人窓口で手渡しするという取組ですが、推進していただけるとのことでしたが、現状、区民課単体での実施は難しく、まずは地区別リーフレットを作成し、区の施設に置くこととなりました。実際置いてみて、売行きなどいかがでしょうか、教えてください。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 チラシの配布状況でございますが、まず区民事務所であったり、分室など、出先なんですけれども、そこは転入の届出があった方全員に直接渡しておりますので、順調に配布のほうはされております。

ただ、区役所の1階につきましては、やはり件数が非常に多いということもありますので、ラックに地区のチラシを置いて、必要な方に持っていってもらっているというような状況でございます。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 手渡しは順調ですね。一人一人渡せば受け取ってくれると思います。やはり台東区に引っ越してくるということは、お祭りも含めて町会というものはどんなものかなって興味あることが、ある人が多いんじゃないかなと推測されます。

ちょっと質問なんですけれど、その配架された1階のリーフレットの売行きってどんな感じ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なんですか。売行きというか、さばき。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 そのチラシをラックから持って帰った数というのは、ちょっと把握はしていないんですが、1か月に1回程度補充しているというような状況でございます。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 そうですね。いずれは当初の要望どおり窓口で一人一人手渡しを実施していただけることを本当に切に望んでおります。これは引き続き要望していきます。

会員あつての町会なので、一人でも多くの加入者が増えるよう所管課との協力の下、ぜひ町会入会者の増加を後押ししていただけたらと望んでおります。以上です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 ありがとうございます。ちょっと関連で、こちらリーフレット拝見させていただいて、この取組は本当にありがたく思っております。

とはいえ、ちょっと私も以前一般質問でさせていただいたんですけれども、やはり情報量として、リーフレット、どこの町会、地区ごとのやつですね。その町会というのがどういった、例えば行政情報の中で避難所がどこだとか、学区域がどこだとか、あとはもうその生活圏の中でお祭りとか、一例ですけれども、どういった行事があつて、どういうことやっているという定性情報ですね。非常に今、町会の広報紙の作成においては力を入れていただいていると思っております。それ自体私自身も大変高く評価している中で、今言ったような定性情報というのをしっかりと伝えていくというか、というところは必要なのかなと。あくまで町会自体が自治会であるという部分はある、側面はあるんですけれども、台東区にとって非常に重要なパートナーである中で、やはり非常に町会民も、と町会運営している側との意識の乖離というのが激しくある中で、なかなか加入が進んでいかない、あるいは活動への参加というのが進んでいかないという現状をやはり区としてとにかく強力に支援しなければいけないというのは個人的に非常に思っています。

それで、ちょっと質問としては、質問というか、ちょっと要望だけにとどめておきますけれども、そういった今、大浦委員からあつたリーフレット配布の取組、そのリーフレットの内容をやはりさらに分厚くしていかなければいけないのかなというふうに個人的には思っております。以前の総括質問でさせていただいたんですけれども、やはりそういった冊子化をして配布するということまでちょっと何とかとり着けていただきたいなというふうに、ちょっと要望だけじゃなくて、そこに関してどのようにお考えか、ちょっと質問にさせていただきます。すみません。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 今、委員がおっしゃるように、やはり例えば町会のことを広く皆さん

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

に知ってもらおうというのは非常に有効なことだと思っております、区ではこれまで町会を知ってもらおうという取組でいいますと、遠くの親戚より近くの町会ということをキャッチフレーズにしまして、これまでもリーフレットなどでやっているところではございますが、今後も、こういったことができるかというのはあるかと思えますけれども、町会の例えば成り立ちなども含まして町会の紹介というのは関係課とも協議しながらでこういったことができるかというのは考えていきたいと考えております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 ありがとうございます。ちょっとここ私もしっかり力を入れて取り組んでいきたいなと思っているので、引き続きいろいろと相談しつつ話をさせていただければと思います。

また、町会の広報紙、これに関しては本当に高く評価しております、せっかくなので、そこでも伺いたいんですけれども、ここの決算には載っていないんですけれども、別建てでいろいろ取組として町会の広報紙の作成のセットを作ったりだとか、講習会とかいうのはやっているかと思うんですけれども、その町の広報紙においてその後の広がりってどうですかね。広報紙の作成等々について。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 今、委員おっしゃったように、町会が自ら自分の町会をPRできるようにSNSを活用したということで講習会をやっております。今年度は、それを既にやっている町会さんに関心がある町会さんがありますので、そうした両者を情報共有できるような場を設けまして、今取り組んで広げようとしているところです。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 ありがとうございます。

これ本当に非常にすばらしい取組だと思っております、ただ、今、課長からおっしゃったように、各町会ごとに関心はあるけれど、なかなか一歩進められない、それにもう既にやっている、そこをつなぎ込むというのは、これ非常に効果的だと思っております、ただ、まだそこに至っていない町会という部分もあるので、ぜひこれに関してはどんどん進めていただきたいと思います。

また、以前町会に関する区民意識調査の中でやはりあった中で、町会というものの内容をよく分からない方というのがやはり、関心はあるけれども、分からない方というところが非常に多いと思っております、これ来年度また区民の意識調査あると思いますけれども、そこをどう埋めていくかというのがやはり根底としては大事なことになるかと思うので、引き続き何とぞよろしくお願いいたします。私から関連としては以上です。

○委員長 関連。

木村委員。

◆木村佐知子 委員 同じく、町会活性化支援について通告に従ってお伺いいたします。町会

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の加入に関してとか、町会の意義に関する広報については、一定の取組、評価させていただいています。

その上でなんですけれども、現在台東区には、私の住んでいる地域もそうですが、大きなマンションがたくさん増えていまして、マンションの町会加入とか、あとマンションは入っても抜けてしまうといった問題が非常に昔から問題視されているというところだと思います。

それについて伺いますんですけれども、まず一般論として、マンションが町会加入を、新しく建つに当たってですね、町会に加入するかというときにどんなプロセスが必要になるのか教えていただけますか。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 現在マンションを建てようと思ったら、集合住宅の建築及び管理に関する条例というのがございまして、それに基づいて町会等への加入に関する協力ということに事前に区民課と相談する仕組みになってございますので、それで相談を進めながら町会加入に導いているということでございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 今、集合住宅の建築及び管理に関する条例というのが出ました。これ条例に基づいて、町会加入に関して事前協議をしたらとか、その協議の内容というのを報告するような形になっているというふうに承知しているんですけれども、この報告とか申請というのは、マンションを建てるときに建築基準法上の建築確認を受けると思うんですけれども、そうした建築自体の条件にはなっているのでしょうか、教えてください。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 お答えいたします。

今の条件になっているのかということなんですけれども、あくまで建築確認とは別の手続になっております。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 あくまでその建築確認を受けるときというのは、建築基準法上の要件を満たしていれば機械的に確認が下りると、そのようなことであると思います。

それとは別のプロセスとして、その地域の特性に応じた集合住宅条例というのがあって、それに基づいた内容が実践されているかというのが一定チェックされていると思うんですけれども、これチェックされたところで、それにお願いベースでそうした町会加入だとか協議をしてくださいねって話なのか、あるいは一定の強制力があるのかというところについてはいかがでしょうか。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 お答えいたします。

こちらの条例につきましては、委員おっしゃるとおり町会加入に関する必要な協力をお願いするという規定はあるんですけれども、努めなければならないということで、あくまでも努力

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

義務になりますので、住宅課としましては協力をお願いしている状況でございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 努めなければならない。具体的に何条になりますでしょうかね。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 先ほどの集合住宅の建築及び管理に関する条例の第19条の2項になります。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 そうですね。努めなければならないとなっています。

これは町会等への加入に関する協力であって、加入については確かに努力義務であると思います。

協議についてはいかがでしょうか。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 協議につきましては、適切に申請時に実施するということになっております。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 いずれにしても協議してくださいねというお願いしているし、実際にそれがなされなかった場合には、ちょっと待ってください。どこでしたか。ちょっとお待ちくださいね。これもし条例に従わないと勧告及び公表ができるって規定がありますけれども、この町会加入に関する事前協議についてこういった勧告及び公表がなされた事例というのはあるのでしょうか。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 先ほどご指摘のあった勧告及び公表なんですけれども、そういったものは現状ございません。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 その勧告及び公表の対象になっていないという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 届出及び協議を行わない者でしたり、要請に応じない者というようなものが規定されているんですけれども、適切に申請等がされておりますので、こちらのような規定のように勧告及び公表という自体には至っておりません。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 分かりました。

ちょっと今いろいろ聞きましたけれども、大事なところですので改めて総括でやらせていただきたいと思います。

○委員長 では、新たに質問ある方どうぞ。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

拝野委員。

◆拝野健 委員 私は、総務管理費は4点ですね。

1番が、106ページ、31番のワークライフバランスの推進について伺います。この年度は18社ということで、更新が11件、新規が7件かな、となっていると思うんですけども、これ内容としては子育て支援や働きやすい環境、また介護支援等々で使えますよって伴走型支援になっていると思うんですが、必ずしもその件数が多くないなと思うんです。まず、数字の受け止めについてどう思うでしょうか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 お答え申し上げます。

ワークライフバランスの認定企業数でございます。こちら4年度、5年度の認定件数13件で、前年よりも増えてございます。一応行政計画では30社目標というような形で立てておりまして、一応目標は達成しているところでございます。ですが、区内の企業というのはかなりの数、法人会加入だけでも結構な数がございますので、本当にその中では一部かなというような認識を持っております。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 そうなんですよ。台東区、何社あるか分からないが、相当な数がある中で、これはばたき21でアンケート取って、その上でのパッチというか、対策としてのワークライフバランスの推進だとは思いますが、やっている内容としては産業支援、労働環境の整備になってくると、また違う課でも同じような施策がある中で、やはりこの前も一般質問でも聞いたんですけども、事業の内容をどう減らしていくか、集中させていくかというときに、1対1の対応させていくといつまでたっても事業数、多分減らない、充実できないというところが出てくると思うんですが、その点は指摘だけさせていただいて、今後、ワークライフバランスの推進認定企業どのように増やしていくのか、お考えをお聞かせください。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 まず、こちらの認定ですが、継続して認定する場合もございます。その中で、ご意見とかも伺っております。

例えば一例をご紹介申し上げますと、相談窓口の設置であるとか、あるいは有給休暇が2年連続で90%以上取得できたよ、達成できたよとか、あるいは労働時間が2年連続で超過勤務、過去最低を記録したというような形で、成果は上がっております。

あともう一つの成果といたしまして、人材採用面でも有効であるという認識をしたというようなご意見もいただいております。

こういったことで、よりヒアリング等を通じて企業の皆さんのニーズに合ったそういった形のを組み取っていただいて、制度を改善していきたいなと思っております。それが認定企業数の増につながるかなと思っている次第でございます。

○委員長 拝野委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆拝野健 委員 これ申請すると、伴走型の支援もついて、また金融機関からも3件今年、令和6年度ですか、はあったと書いてあったんですが、いい、メリットも多いんだろうなという中で、やはり新規の数がどうしてもまだ少ないのかなと思います。今も報告あったとおりで、よさも、すばらしさもあるという中では、ぜひこれからも頑張っていただきたいと同時に、産業支援、労働環境の整備というかなり近いところがあるので、その辺の整理、どうしていくのかというのは、これこの、あくまで今回ワークライフバランスで言っているんですけども、いろいろなところで同じようなことがありまして、例えばこの調査やったからこのパッチだけだと、先ほども言ったんですけど、1対1のままだとやはりどこまで行っても事業数が減らない、つまり集中できない、分散化してしまう、同じような制度がいっぱいあるってなると職員さんの負担も出てくると思いますので、その辺の整理は全庁的にやっていただきたいと要望させていただいて、次の質問に移ります。

112ページの4番、会計管理費です。会計事務について伺いますが、成果説明書をデジタル化することについては、どのようにお考え、検討状況等あれば教えてください。

○委員長 会計課長。

◎内田円 会計課長 お答えいたします。

成果説明書は、決算を議会の認定に付するに当たって提出させていただきます主要な施策を説明する書類ということでございます。行政全般においてデジタル化推進が求められている中で、業務の効率化ですとか利便性向上の観点から将来的にデジタル成果説明書のようなものの作成が検討課題となってくる可能性はあるものというふうに考えております。

現在、区では、主に業務効率化の観点から成果説明書の基となる各課が作成する資料をデジタル技術を活用して作成する仕組みの構築に取り組んでいるところでございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 何かノーコードツールとかも使いながら進めていくって話なんで、ぜひ期待していますので、頑張ってください。

次の質問に移ります。115ページの4番、新たなAI技術の活用検討について伺います。生成AIの活用状況について、令和6年からかな、始まったと思うんですが、活用状況はいかがでしょうか、教えてください。

○委員長 情報政策課長。

◎小野田登 情報政策課長 お答え申し上げます。

生成AIにつきましては、先ほどのご指摘のとおり、令和6年度から全庁で本格活用しております。まず利用職員数につきましては、本年9月末時点で710名、利用回数は、この半年で倍増しておりまして、一月当たり区全体で7,000回近く利用しているという状況でございます。

また、部署間の問合せ対応を減らすために、生成AIに業務マニュアル等読み込ませて職員がFAQシステムのように活用できるタグ機能の利用範囲の拡大を進めております。一例とし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ましては、契約会計事務、また電子申請フォームの作成方法、またホームページ作成システムの操作方法などで利用しているところがございます。

また、さらに東京都が設立しましたG o v T e c h東京が実施するプロジェクト型伴走サポートに参加しておりまして、生成A Iを活用して業務に合わせたアプリを職員が開発できるツールD i f yを情報政策課で実証的に利用しているというところで、効果的な活用方法の検討を進めております。引き続き生成A Iを活用しながら業務の効率化、質の向上に取り組んでまいりたいと思っております。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 生成A I、私も使うんですけども、2年ぐらい前とはもう全然違っていて、昔は画像認識できなかった画像と文字と一緒に認識できたりだと、かなり使い勝手はよくなってきたと思っています。

一方で、2年ぐらい前に使っていた人からすると、そこで止まっている人って使いにくいイメージだけが残っていて、昔のパソコンが入ったときと同じような苦手意識を持っている方が多いんじゃないかなと理事者の方々と話していても感じるところでありますので、ぜひ使いやすくなったことも周知しながら使っていただきたいと同時に、また所管課ごとに生成A Iのサービスを使った、例えば保護課ですとか、児童虐待かな、とかも使っていると思います。その辺も含めてぜひ生成A Iを使いながら労働環境、ごめんなさい、職員の働きやすい職場づくり頑張っていただきたいなと思います。以上で、次……

（「関連」と呼ぶ者あり）

◆拝野健 委員 どうぞ。

○委員長 関連。

本目委員。

◆本目さよ 委員 すみません。生成A I、新たなA I技術の活用検討についてのところで、大分活用が進んでいるなという印象は受けたんですが、学校とか保育園などの出先といいますか、庁舎ではないところについて、先生と呼ばれる仕事について、どれぐらい何か活用されて、そもそも生成A Iが活用できる環境なのか、どれぐらい活用しているのかみたいなの、もし分かれば教えてください。

○委員長 情報政策課長。

◎小野田登 情報政策課長 お答え申し上げます。

まず保育園につきましては、庁舎と同じネットワーク上にごございますので、庁舎の職員と同様に生成A Iサービスを利用することができます。

また、学校につきましては、ネットワークが異なりますので、庁舎で利用しているシステムは使えませんが、マイクロソフトのC o p i l o tを利用できるというふうに聞いております。

保育園につきましては、現時点で利用している職員は2名でございます。

○委員長 本目委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。

もし、どんな感じで利用しているかとか聞いていたりしますか。その保育園。

○委員長 情報政策課長。

◎小野田登 情報政策課長 申し訳ございません。どのように使っているかという内容については把握はしておりません。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 現場の職員に関しては、特に保育士さんとかはパソコン自体があまり得意じゃないよとか、もちろん1人1台パソコンじゃないみたいなのところも多分あるとは思いますが、きつとそうだと思うんですが、ただ、一方で、職員室というか、職員がそのパソコンを使う環境にももちろんよるんですけども、口頭で入力できたりとか、そういった機能とかもだんだん整ってきているので、大分何かパソコンが得意じゃない人でも使いこなせるような状況になってきている、環境になってきていると思うんですね。その中で、ぜひ恐らく指導計画をつくるとか、あとはお便り作るとか、そういったところもこういう感じでまとめたんだよねって言ったら、見本、案を出してくれるはずだと思うんです。パソコン仕事とか特に得意じゃないけれどもというところで案を出してもらって、そこから改善をしていくみたいな業務の改善だったりとか、短縮だったりとかできると思うので、ぜひその辺使われている方のどういうふうに使っていて、どういうふうに関役についたよみたいなのを横展開していただいたりとか、そういった現場職に関してどういうふうに使えんだみたいなところを情報政策のほうとかでもまとめて、こうやったらいいよみたいなのを分かりやすく伝えていただくとよりいいのかな。そうすることで先生たちが子供たちに向き合う時間だったりとか、子供たちの教育・保育を改善する時間によりつなげていただけるのかなというふうに思います。

なお、教育の分野でも、今多分教育委員会はないと思うので、ぜひ、C o p i l o t だけという話なので、あまり私はC o p i l o t は使っていないので、どれぐらいの利用できるのかなみたいなのところが実感としては湧かないんですけども、ただ、ある程度まではきっと競い合って、各生成A I の会社、競い合ってくれているので、使いやすくなっているのかなと思うので、そこもぜひ使いこなすことで子供たちの指導、子供たちと向き合う時間がやはり増えると思いますし、さらにこれからの時代、多分今、学校ではA I 使っちゃいけないよというルールになっている、子供たちが生成A I 使っちゃいけないよってルールになっていると思うんですけども、本当はそれじゃいけないと思うんですよね。これ職員の方のことなので、ちょっとずれますけれども、でもそこ本当は教えていかなければいけない、義務教育の中でどう向き合わなければいけないのかというのはちゃんと教えていかなければいけないと思うので、まずは先生が使える、できれば複数、C o p i l o t だけじゃなくって、いろいろな生成A I があって、得意、不得意が生成A I によっても、これは画像得意だよとか、文章作るのはこのA I が得意だよみたいなのもあるので、そういったところも含めて、少なくとも全員が触れたことがある、触れられる、何となくは使えるみたいなレベル感までは持っていっていただき

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たいなど、台東区の教員に関しても、職員に関しても、それはぜひ要望したいと思います。以上です。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 今回の本目委員の話、私も完全に同意です。感想だけ先に言っていていいですか。アンケートとか数字のデータの分析というのは生成AI非常に得意で、例えば保護者アンケートみたいなものを年に1回やって、学校ってすごく大変な作業なんで、分類して、対応考え、それを学校で共有してという、PDCA回すとすごい時間がかかってしまったら年に何回もできないということが多いと思うんですけども、データ分析もアンケートを含めて全部オンラインで、生成AIも使えばかなり省力化で進めるということで、学校に対する不信感ですとか、こうやってアップデートしていこうみたいな部分、先ほどの入学の内容などもそうなんです。そういうものを含めて分析して直していくという作業もうちょっと早く回していけばかなりよくなるかなと思いますので、それは本目先生と同意ということで。すみません、勝手に同意にしちゃって。

次のページ、119ページですね。施設費の区有施設の保全について伺います。先日、墨田区で小学校のちょっとぼや騒ぎがありまして、防火シャッター閉まらなかったってお話がありました。また、埼玉県の違い、とある自治体でも防火シャッター閉まらなかったよというのがありました。

公共施設において防火シャッター等の定期点検について、今どのように行われているのか確認させてください。

○委員長 施設課長。

◎五條俊明 施設課長 じゃあお答えします。

区有施設の防火シャッター等の定期検査についてお答えします。防火シャッターなどの消防設備の点検につきましては、消防法に基づきまして各施設ごとに行っております。その中で点検の中で、防火シャッター等の稼働試験も実際に行っているところでございます。

また、区有施設の定期点検の中でも一通り防火設備等、手で稼働できるものは稼働させながら点検しているところでございます。

その中で不具合等はございましたら、随時調査結果等は各所管のほうに通知しまして対応するように指導しているところでございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ありがとうございます。稼働点検されていて、じゃあ目視点検のみというのはないという理解でよろしいですか。

○委員長 施設課長。

◎五條俊明 施設課長 原則、消防設備等の消防点検の中では稼働検査はしているところでございます。

○委員長 拝野委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆拝野健 委員 安心しました。

やはりこういうとき、災害のときもそうなんですけれど、このときに急に出てくる、湧き上がってくる問題だと思いますので、平時からそうやって点検していただくのは大切であると思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 では、昼食時となりましたので、ここで休憩をいたしたいと思います。午後は13時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前 11時58分休憩

午後 0時58分再開

○委員長 ただいまから、決算特別委員会を再開いたします。

○委員長 初めに、収納課長から発言を求められておりますので、ご聴取願います。

収納課長。

◎立石淑子 収納課長 午前中の小坂委員からのご質問で催告書が返戻されたもののうち、再送できた件数についてをご答弁させていただきます。返戻が92件中、発送したものは40件でございました。以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

○委員長 ただいまの発言については、ご了承願います。

それでは、引き続き、第1項総務管理費について、ご審議願います。

木村委員。

◆木村佐知子 委員 私から、106ページの30番、はばたき21について伺います。こちらのところと生きかたなんでも相談と女性弁護士相談につきまして、昨年から枠が拡大しているかと思うんですけれども、利用実績の増があるかについて教えてください。

また、例えばこうした女性相談につきましては、DVとかの相談があって、例えばそれを支援につなげるですとか、あるいは離婚をしたいんだけど、迷っていてとかいうことで、実際にそれがこういった相談を機に実行に移せたりとか助けになったりとか、そのような実際の成果とっていいですか、単なる利用実績の増だけではなくて、その後の支援につながるということが大事かと思うんですけれども、そういった実績についてもあれば教えてください。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 お答え申し上げます。

まず、こちらなんですけれども、LINE相談を実施したこと等によりまして、実績は増えてございます。具体的には5年度が361件だったのが6年度が1,455件と824件の増でございます。また、女性弁護士に関しましては月1回増やした関係上、前年度95件が129件と34件の増となっております。

それで、成果でございますけれども、まず女性の弁護士による法律相談、ところと生きかたなんでも相談で相談を拡充したこと、これが離婚とかいわゆるDVとかを専門に扱うパープル

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ほっとダイヤル、こちらのほうにつなげていく入り口が広がったというふうな形でございます。具体的に例えば同行支援というものをやっておりますが、これが例えば警察署や一時保護施設等々への同行と一緒に支援するものでございます。こちらが4年度14件のものが6年度30件と倍増してございます。そうしたような形で相談が広くつながったことによって、具体的にそういった一歩踏み出すというようなことが行われているような状況でございます。以上でございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 ありがとうございます。非常に実績が目に見えて分かる形であってよかったなと思います。

こういった相談は民間でもこういった法律相談もちろんありますし、カウンセリングとかもあると思うんですけど、行政がやる強みについてはどのように認識されておりますか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 まず、行政がやる強みと一つとして、様々な行政機関、これが連携できるということ、保健所でありますとか保護課、あるいは子育て中の方でしたら子ども家庭支援センター、そういったものがきちんと連携を組んでできるということが1点、あと、もう一つが例えば警察につなぐこと等々に関しまして、行政機関でつないだほうがよりその後の措置につながりやすいというような形で考えております。以上でございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 そうですね、特に警察とかになりますと、確かに例えばストーカーだとかDVだとかで個人的に相談に行っても、なかなかそのときは様子見というふうになってしまっても、行政に言われると、ちょっと何か少し深刻に見てもらえるのかなという気がしたりはします。実際にそのような事例も把握されているんでしょうか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 行政が行ったから親身に対応してくれるというわけでもないでしょうけれども、お互い持ちつ持たれつというか、向こうで困った相談をこちらにつないでもらう、こちらで困ったことを向こうでつなぐというような形で相互の連携が深まっているというような状況でございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 ありがとうございます。枠の拡大が一定の成果を上げていることが分かりましたので、引き続きこちらについては続けていってほしいなと思います。以上です。

○委員長 ほかに関連。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。こちら私も、通告もしているのでお伺いいたします。

今木村委員からの質問にありました相談件数というのは増えていることが分かったんですけ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れども、たいとうパープルほっとダイヤルのほうも昨年度の実績件数を教えていただきたいのと、何かこの増加の背景ですね、特に最近の相談内容について、最近の傾向とかあれば教えていただきたいのと、先ほど事業の拡充もあったと申しておりましたけれども、例えば職員体制だったりとか何か時間的なところを拡充したりとか、そういうのあったら教えてください。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 まず、パープルほっとダイヤルの実績でございます。令和4年度が448件で令和5年度が890件、対前年度442件の増、6年度が1,070件で対前年180件の増となっております。

この増の要因でございますが、相談の時間は変わっていません。4年度から5年度にかけて大幅に増えてございます。これは4年度以降、面接や面談や同行支援、こちらを特に同行支援を開始するようになりまして、相談体制の充実が相談の件数の増につながってきたものと評価してございます。

傾向でございますが、やはりコロナ禍以降、離婚に関する相談とかそういったものが主訴として承ることが多くなっております。

次に、職員体制の充実でございますが、一連の困難女性の支援法を受けまして、予算措置として1名、相談員を増としてございます。相談時間等に関しましては、まずここと生きかたなんでも相談、これが土曜日が開設されております。それで弁護士相談なんですけど、第1……。すみません、失礼いたしました。訂正させていただきます。日曜日が開設されております。それで、次に弁護士相談でございますが、第1土曜日のほう新たに開設してございます。以上でございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。相談しやすくするという体制をどんどん広げていってください、本当にありがたいなと思っております。相談内容の件数からしても、多分相談しやすい状況になっているのかなというふうに思いますが、それだけやはり苦しんでいる方がおられるということでもありますので、引き続き体制を整えて、さらになと思っております。

私、前にも一般質問でもさせていただいたんですけども、女性って自分が女性特有の問題を抱えているというのが分からない方もいらっしゃるの、全庁挙げてどこの相談窓口でもそういう知識を持っている職員を増やしていただきたいなというふうに思っております。

今年から生涯学習センターが改修に当たって、今根岸のほうに移っているかと思うんですけども、そちらで何かご不便をおかけしているのかなというふうな気もするんですが、問合せとかそういった訴えとかいうの、ございますか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 まず、相談の入り口としてファーストコンタクトが電話とかSNSが多いので、割とそこの部分で案内しやすいのかなということで、特に困ったということは聞いておりません。以上でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。引き続き注目していきますのでよろしくお願いいたします。

○委員長 関連。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今相談件数、または内容について具体的にお聞きしました。増えているということとSNSが使えるようになって、皆さんたちも今までより敷居が低くなった、そういう状況なのかなというふうに思うんですけど、こういう中で、先ほどもちょっとご相談というかありましたけれど、やはり今すぐにとか急いでというんですかね、すぐに対応しなければいけないとか、そういうことというのは具体的にどんな形で出ていてどんなふうに対応されていますか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 基本的に配偶者暴力のセンターでございしますが、こちらのほうは基本的にセンターの休館日であった月曜日を除いてずっと開いているという形でござい……。ごめんなさい、失礼いたしました。すみません、月曜日から土曜日まで受け付けているというような状況で訂正させていただきます。でございしますので、その間に電話があった場合は、先ほど言った緊急の場合、同行も含めて対応しているというような状況でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 私も前回の質問の中で、きちんと寄り添う形で最後まで解決かな、最後まで対応してほしいということをお伝えというかね、希望しましたので、こういう意味では、頑張っているのかなというふうに思うんですね。

もう一つ、先ほども民間のことなども言われたんですけども、民間の支援者などとのつながり、また、こういうところとも協力とかしているとさらに深まりますよとか、そういう民間とのつながりはどれくらいあるのでしょうか。具体的にあるのでしょうか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 まず、民間というか、民生委員の方には、児童委員の方には大変お世話になっているような現状でございます。あと、もう一つが今契約準備しているんですけども、民間のシェルターと一時保護施設等を契約準備を進めて、なるべく早く進めたいなと思っている状況でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今一時保護施設の契約を進めているというのは本当に大事なことだというふうに思うんですね。それについてはぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

○委員長 いいですか。

◆伊藤延子 委員 ここは大丈夫です。

○委員長 じゃあ、新たに質問あればどうぞ。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 すみません、私からはちょっと1つだけ、106ページなんですけれども……。違う、ごめんなさい。106ページじゃない、105ページなんですけれども、男女共同参画の推進についてお伺いさせていただきます。こちらなんですけれども、まず、男女平等参画推進講座、11講座ありまして、区民学習活動支援事業対象講座が3講座あります。こちらなんですけれども、ごめんなさい、こちらの主な講座の内容と、あと、アンケート等取っているかと思うんですけれども、その中で主要などういった声があるか、また、区の職員も恐らく講座を聞いているかと思いますが、どういった所感を持ったのかというのをまずちょっと最初に教えてください。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 お答え申し上げます。

まず、講座の中身でございます。まず1つ目が男女平等参画推進講座で区の直営、私ども直営の講座、これが8講座ございまして、主な内容としては、例えば女性の健康支援講座、人生後半の健康管理、あるいは対話を生むコミュニケーショントレーニング等々を行っております。

続きまして、連携講座がございます。まず、女性活躍推進関連講座として、主に就業面の講座を連携してやっております。それとあと包括連携拠点事業としまして例のライオンさんとかその他のご協力をいただきまして、お掃除的なもののノウハウをお伝えいただいております。最後に区民学習活動支援事業というので、こちらは男女共同参画推進団体が自主的な学習の成果を発表する場として行っておりまして、去年は3講座実施しております。

引き続きまして、主な声でございますけれども、まず、アンケート調査、満足度はおおむね8割程度で、いただいたご意見の中では、例えば日常生活とかそういったものに役立つこともやっておりますので、学んだことを参考に日常生活に取り入れたいとかいうようなご意見もいただいております。また、否定的な意見としては、去年、ジェンダー視点から見る映画等解説で「マーキュリー13：宇宙開発を支えた女性たち」というようなのをやったんですけれども、こちら予想外に男性の方が参加者が多かったらしく、講話もそれを念頭にしてお話しただければよかったなというようご意見もいただいているところでございます。以上でございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 ありがとうございます。

ちなみに、ちょっと午前中、ワークライフバランスの話もあったんですけれども、ワークライフバランスといったような働き方ですね、家庭、子育てとかとの両立的な部分というのは、何かそういった系統のものというの何かありましたか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 例えば区の主催の事業として、成人男性を対象とした男性

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

初心者向け料理教室でありますとか、あるいは先ほどの女性活躍推進関連講座でございますが、働きたい女性を対象とした女性しごと応援キャラバン in 台東とかいうような形で実施させていただいております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 すみません、ちょっとそこ、ごめんなさい、午前中とかぶっちゃいましたね、失礼しました。

また、あともう1点ですね、本決算年度の予算審議の際に、ちょっと私から総括質問で、これ別に男女共同参画だけではなくて、人権啓発の在り方全般においてなんですけれども、偏りなく一方的な一方的に誘導的にならないように強く意識しなければならないという部分から、公平さを保つために手段を工夫するなどあるのではというような趣旨の質問させていただいたんですけれども、その観点から本年度の講座において、何か工夫した点とかもしあれば教えていただきたいです。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 前回のご答弁申し上げたのが人権啓発の事業ということでご答弁申し上げさせていただきました。人権ですと割と固まっているというか、考え方がしっかりしているものが多いので、あのようなご答弁になったかと思います。一方で、男女共同参画推進に関しましては、日々その内容も移ろうものでございますので、なかなかそのまま適用するというわけにはいかないかなと存じます。ですので、具体的な選び方でご紹介させていただきます。まず、区の直営講座なんですけど、年8回実施してございまして、毎年 of 共通のテーマというのがございます。スキルアップであるとか防災、男性向けの事業、健康に関すること、マネープランを中心に設定してございまして、このテーマに沿って複数の講師候補等、その企画書を出していただきます。よりふさわしいと思える講師、企画を選定してございます。

この中での考え方でございますが、区が実施する講座であることを鑑みまして、テーマの選定に当たりましては、具体的なテーマでございまして、何をやるか、区民の方を対象とした啓発事業であることを鑑みまして、区民の方を対象に広く受け入れられるものを選定してございます。次に、産業振興事業団と共催する事業や先ほどの男女平等推進協力団体と共催する事業に関しましては、その団体がテーマを決定してございます。以上でございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。ありがとうございます。

ちょっとそうですね、おっしゃるとおり私の質問が人権啓発全般についての予特のときは質問だったんですけれども、やはりこういった具体的な部分にもいろいろその考え方を落とし込んでいただいているというところはありがたいなというふうに思います。本当に男女共同参画っていろいろ人権啓発と絡んでくる部分もありますので、その辺をどう進めていくのかというのは、実はやはりバランス感覚というのは非常に大事なのかなというふうに思っていますので、ご答弁いただいた内容ですごくしっかり意識していただいていると思いますので、引き続きこ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ことをしっかり注視して進めていただければと思います。以上です。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 3点お伺いいたします。まずは106ページの33番の……

(「すみません、今関連って私言ったんですけど」と呼ぶ者あり)

○委員長 関連。

(「いいんですよね。違う、違うか」と呼ぶ者あり)

○委員長 関連……。はばたき、・・・終わっていますよね、関連。

◆伊藤延子 委員 今、男女共同参画の推進ですよね、今お話しされているのは。

○委員長 失礼しました。すみません。

じゃあ、関連。

◆伊藤延子 委員 ちょっとお待ちください。

○委員長 関連で伊藤委員。失礼しました。

◆伊藤延子 委員 私今ちょっと提出させていただきましたので、ここで今回、決算額ですかね、2倍になっていましたので、これについてちょっと確認したいと思いました。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 お答えを申し上げます。

男女平等プラザ事業運営委託料が増えた理由でございますが、従前ですと会計年度が行っていた業務を業者委託にしたことによる増でございます。具体的な内容でございますけれども、男女平等推進団体等への活動に対する助言でありますとか、プラザで実施する講座、事業を円滑に実施するための助言を行うコーディネーター業務のほか、情報コーナーにある図書の選定、情報誌「はばたき21通信」の作成業務のお願いしているところでございます。以上でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 とても大事な役割ですよね。これらが今回契約というか会計年度終了したということで、また新しい人になるということでよろしいのでしたっけ。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 人ではなくて業者委託に切り替えたというような形になります。

◆伊藤延子 委員 失礼しました。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 業者委託に切り替えたということで。これについては、やはり専門性あるということではありますけれども、区の職員のスキルアップなども深めて、ぜひこういうこともできる職員をつくっていただきたいなということはちょっと要望しておきます。

そしてちょっと次の質問、次というのは同じところですね。ここで、講座などで区民学習活

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

動支援事業のもっとこの対象講座になっているということで、今回3講座ということですが、これは全体ではどれぐらいの方が応募されたりどれぐらいの団体が応募されたりしているのでしょうか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 基本的にその3団体でございます。よっぽど効果が、方向性が明らかに公序良俗に反するとか、あるいはちょっとこのやり方だと区民学習、いわゆる学習の発表にはならないんじゃないとかいうようなものを除いて基本的には全て選択しているような状況でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

そして、この講座を行う際ですけれども、講師の方なども呼びしつたりするかなと思うんですね。このときに、講師料の上限とかはあるんですか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 一応上限を設けてございます。その上限についてはちょっと申し訳ございません、数字持ち合わせていないので後ほどご答弁させていただきます。

◆伊藤延子 委員 こちらも今突然……

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今、突然質問したもんですから、やはり講師料が少し足りないかなと。実際にお願ひするときにはそれよりもちょっと高い要求されることもあるということなども聞いていたものですから、そんなふうになりました。

これでのここに今回は参加人数というのは、これは3講座で26人ですか。もっとたくさんいらっしゃるかなと思うんですけれど。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 この年度の実績でございますが、26人でございます。具体的に申しますと、「女性薬剤師と考える健康と未来」が延べ9名、それで「余白を生み出すチームわが家の両立術」というのが10名、それで、「働く女性のグリーフとその癒やし方」が7名の参加となっております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。やはり本当に区民の皆さんというか、それぞれの団体も力込めというか、一生懸命準備してやられるということもありますので、より多くの方に参加していただけることがよいのかなと。そういうアピールもぜひお願いしたいというふうに思います。

ここでここにはコミュニティカフェとかいろいろな形でありますけれど、これらの講座とかを全体をやる上では、どういうところが効果として区としてはあると考えていらっしゃいますか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 まず、例えばコミュニティカフェ、これは本当に小さなお子さんに来てもらったりとか、いろいろな工作物をやったりとかいうような形で行っています。それで、まずプラザに足を踏み入れていただく、こういったことで、そこが少しこういった男女の平等の問題があるんだなということを認識してもらおうということがまず1つ。あと、もう一つが先ほどの団体の講座もございましたですけども、活動する団体を支援することで、そういった意識の啓発であるとか、そういったものをより深めていくというようなことも考えてございます。以上でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 非常に大事な計画というかというふうに考えております。ぜひともコミュニティカフェなども増やすといいますか、みんな参加、先ほどおっしゃった目的も含めて増やしていただきたいというふうに思います。ここについては以上です。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 先ほど数字の件でございます。講師の謝礼の上限金額でございます。まず回数と講師の人数によって違います。1回1人の場合は2万円が上限、1回で2人の場合は3万円が上限、1回で3人の講師呼ぶ場合は4万円が上限となっていて、それで同じく1人の講師で1回だけが2万円、2回目が3万円、3回目が4万円が4万円が上限となっているというような形でございます。失礼いたしました。

○委員長 よろしいでしょうか。

◆伊藤延子 委員 はい、分かりました。

○委員長 伊藤委員、終わり。

すみません、弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 3点お伺いいたします。まず、106ページの33番の子供を対象とした日本語学習支援についてです。こちらの事業は、先ほどもこちらに入っていたところあったんですけど、新しい事業ということもありますので、事業の内容とともにこちらは期間が前・中・後期の3回、定員がそれぞれ30名となっておりますが、年齢が6歳から15歳という幅も広いので、その辺りクラス分けされているかなどちょっと詳細を教えてくださいませんか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 お答え申し上げます。

子供のための日本語教室でございますが、基本的に3展開してございます。分け方としては、小学校1年から3年まで、4年生から6年生まで、中学生というような形の3展開を基本として、そのときの参加人数においてその学年の幅は多少ずれることがございます。以上でございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 ありがとうございます。内容はちょっと見る限りでは何か学習をするという

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

よりも本当に生活を送るための本当に基礎的な日本語を学ぶという概要には載っていたんですが、これは新しい事業として保護者おしゃべりサロンというのがあるということですが、これも内容などちょっと教えてください。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 保護者おしゃべりサロンは午前中の質疑でもございましたが、基本的にこの年度はコーディネーターの自主事業として実施し、今年度から区の事業としたものでございます。内容としまして、学校生活や防災でありますとか、あるいは日本の文化など日常生活を話題としまして、日本の理解とか学校の理解も促進して、あとそれともう一つの目的が例えばそれぞれの国の様子などおしゃべりし合って情報交換を深めながらコーディネーターも含めて親睦を深める。こういった中で横の連携もつながればなと思っておる事業でございます。以上でございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 こちらの事業は私すごくすばらしく何か可能性があるなというふうに感じております。それは子供のつながりというのはこれまでの日本語の基礎的な日本語を学ぶというところであったんですけど、意外とお父さん、お母さんが日本語が分かって、まだちょっと分からないとか、日本に来ているけれど、あまり知り合いが話せる人もいないとか、いろいろな状況がありますので、ご両親がつながるというのはすごくいいことであって、またこちらに関わることによって、台東区の様々な事業など支援するものがあるということも知ることができると思いますので、どんどんこちらからこういうのもありますよ、こういうのも参加できるんですよというふうにどんどん紹介していただきたいと思いますと思います。孤立化させないということをすごく大切にしていきたいと思いますと思いました。以上です。

次は110ページの4番の広聴運営の（2）番の区長と語る会について伺います。

区のホームページでこちらの区長と語る会がしっかり掲載されておりますので、最新の令和6年度の結果報告書には最初のページにこのように書かれております。人生において様々な転換期を迎える20代から40代の区民の皆様との語る会を開催いたしましたというふうに、これは2年前、私にとって初めての一般質問がこちらの区長と語る会についてでした。実施の対象者が20代から40代の若い世代を加えて幅広い世代の方の意見を区長に直接聞いていただくべきだというふうにお訴えさせていただきました。このような形で実現できたことすごくうれしく思っております。

そこでお伺いいたします。こちらの20代から40代の区民との語る会は平日の19時からオンラインでの開催であったとのことですが、肝腎の服部区長はどのような形で参加されたのでしょうか。

○委員長 広報課長。

◎吉田美弥子 広報課長 20代から40代の区民との区長と語る会でございますので、こういうこの世代の方々というのは就労形態とか子育ての状況を考慮しましてオンラインという形に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

させていただきました。区長は区役所の中のお部屋におりまして、こちらウェブ会議システムのZ o o mを活用した会議となっておりますので、参加者の方はそれぞれご自宅ですとか別の場所で携帯やパソコンを使ってご参加という形になっております。参加者の方には録画とか録音とか、そのようなことは禁止させていただき、また公共の場などからのご参加はご遠慮いただく、そのようなことを事前にお伝えしまして、ご理解いただいた上でご参加をいただきました。開催中はお互いの顔を見ながらの実施とするために、ビデオ機能を有効にしてご参加いただき、一問一答形式でご意見、ご要望をいただきました。ですので、区長と参加者の方は画面を通して皆さんお顔が見えるという形でやらせていただいております。それとほかに質問者と区長とのやり取りを傍聴という形で参加される方も可能といたしましたので、そのような形でご参加いただいた方もいらっしゃったという状況です。Z o o mでの実施に当たっては、参加者の方は操作に慣れているようでして、円滑に実施することができたところでございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 安全に快適に皆さんでオンラインができたのだなというふうにすごくイメージができました。本当に服部区長におきましては、時間も19時からということで、時間の調整もしていただいたの参加をしていただいたなというふうに感謝しております。本来であれば区長との直接の語らいというのがこの事業の肝ではありますが、現役世代というのはなかなか時間がつくれなかったというところが問題でこれまで実現しなかったことをオンラインとはいえ、このような間接的に区長との意見交換ができたことは非常に大きな第一歩になったなというふうに私は感じております。

もう1点、今回第1回目だったということで、参加者からは何かどのようなお声がありましたでしょうか。

○委員長 広報課長。

◎吉田美弥子 広報課長 実施後にアンケートを実施させていただきまして、参加者全員の方から満足、やや満足という声をいただいております。また、参加してみてどのような感想がありましたかということに関しまして、区の方向性や今やろうとしていることを聞いたのはよかったですとか、参加しやすい時間帯でオンラインだったため、子供を見守りながら参加できたですとか、他の方の意見が参考になったですとか、区長と直接意見交換できる貴重な機会なので、今後も続けてほしい、そのようなご意見をいただいたところでございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 すごくオンラインだったからこそ参加できたというようなお声はすごく確かに子育てとか家から出れないとかいろいろなことがあるからこそオンラインで参加できたというのはすごくこの世代ならではのことだなというふうに感じました。私もホームページで質問と答えというのをずっと確認をさせていただいたんですが、やはり質問内容が大半が子育てと教育だったというふうに認識しております。これまで過去も何年間かずっと見てみると、世代のちょっと隔たりとかもあったり、内容もすごく例年似ているようなことがすごくやはり話題

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

に上がっていたんですが、今回本当に新しいようなところで問題がしっかりと区長に直接お届けされていたというところで、すごく意義があったなと思いましたので、今後もさらにニーズが増えると思いますので、そういう方々も人数も増やしていきながら実施していただきたいなというふうに思っております。以上です。

最後、もう1点です。すみません、次は117ページです。4番の町会及び町会連合会助成について伺います。

こちらの決算額の内訳を教えてください。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 助成金の内訳でございます。まず、台東区町会連合会、こちらのほうに127万5,000円です。次、11ございます地区長会連合会、こちらに2,123万9,680円です。残りが単一町会になりまして、今は1町会休止しておりますので全部で197の町会分としまして6,924万7,890円でございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 詳細です。了解いたしました。この中での町会、今連合であったり地区であったり単一町会ってありましたが、町会それぞれの一つの町会に対しては、助成額というのは197町会についてはどのような計算で割り振りされていますでしょうか。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 単一町会助成金の算定でございますが、基本的には基本額というのと人口割額、この2つを足した金額が助成金として出しております。人口割額のほうはその町会の区域に住んでおられる数によって変動しますので、区域が大きい町会ほど助成額も大きくなるというような仕組みになってございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 しっかり理解できました。

これは私の要望になるんですが、町会って本当にすごい活発的に活動しているところであったり、様々な町会があると思うんですが、今お話にあった基本額と人口割というところで、何かすごく活動しているところに対して活動はいいとか何かボーナスポイントというような形で区として応援の上乗せのようなものをしていただきたいなというふうに思っております。町会は地域に暮らす人々をつなぎ、互いに支え合う仕組みを持った大変重要な役割を果たしているというふうに認識しております。例えば防災であったり、高齢者の見守りや子供の安全確保、区政の多くの分野に密接に関わり合って地域コミュニティの根幹を担っております。実際に区の助成金を積極的に活用し、防災訓練や地域イベントを盛んに行っている町会では、住民同士のつながりが深まり、地域全体の安心感や活気が増えております。このようなことから、町会がさらに活動をしっかりとするところに対してそういう上乗せがあって活発になっていくことによって、災害への強さ、また地域の文化の継承であったり、行政と住民の一体感が増すということで、区全体の未来を支える土台が築かれていくのではないかと思いますので、こちら要

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

望させていただきます。以上です。

○委員長 よろしいですか。

◆弓矢潤 委員 はい。

○委員長 次どうぞ。

岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 109ページに戻らせていただきます。50番の法律相談ですね、一昨年の決算特別委員会でも取り上げたんですけれども、その際に、相談したい内容を1枚のペーパーか何かで簡潔にまとめておく法律相談ってしやすいんじゃないかなという提案をしたところ、早速アナウンスすぐホームページで掲載していただいて、事業に前向きに取り組んでいただいていることに高く評価をさせていただいております。

そこでお伺いするんですけれども、コロナ禍ということで、30分の枠が実質25分ぐらいにしか取れていないんですなんていう話も前回の決特ではありましたが、コロナ禍も明け、こういった相談したい内容を簡潔にまとめとくとスムーズですよというものを始めてから実質のこの30分枠の活用時間、聞き取りから助言までの純粋な相談時間はどれぐらい延びて満足度はどう変化したかということをお聞きしたいんですけれども、お願いします。

○委員長 くらしの相談課長。

◎小林元子 くらしの相談課長 法律相談につきましては、現在も25分間の相談時間で実施しております。実際に相談時間が延びたりですとかいうことはございませんで、事前に残り5分ですよというようなご案内もアナウンスをさせていただいて時間内に終了していただいている方がほとんどでございます。

なお、法律相談の利用者に対しましては、ニーズを把握して今後の運営の参考とするため、令和7年の6月から2か月間ですけれども、満足度のほか運営方法等について担当課においてアンケートを実施させていただきました。その結果についてご答弁させていただきますが、アンケートの結果では、回答者163名のうち、95%が満足しているというようなご意見をいただきました。そのほか自由意見では、お礼の言葉ですとかアドバイスが分かりやすかった、有意義だったといった好意的なコメントをたくさんいただいております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 95%満足している、この2か月でもアンケート取っていただいておりますがたいなと思います。

ちなみになんですけれども、残りの5%の満足いただけなかった方のご意見というのはどんなのがありましたか。

○委員長 くらしの相談課長。

◎小林元子 くらしの相談課長 実際に弁護士相談につきましては、相談者と弁護士の両者でのみ実施しておりますので、詳細は把握してございませんが、実際にちょっと担当した弁護士さんにお聞きしますと、ご自分の意向に沿わない法的な解釈についてお聞きした方については

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

満足できなかったというようなご意見があったということ、ございます。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 昨年の実績で1,229件で令和4年のときが1,296件で5年で1,266件と微減していると思うんですけど、たしか令和4年のときには、それでも予約率が98.2%で利用率が87.6%って答弁があったと思うんですが、昨年もほぼ横ばいかなと思っているんですけど、いかがですか。

○委員長 くらしの相談課長。

◎小林元子 くらしの相談課長 法律相談の予約率と利用率についてご答弁させていただきます。

平日の予約率につきましては98.2%、利用率が85.3%でございました。日曜日のほうの予約率は100%、利用率は86.7%といずれも高い利用率となっておりましてございます。なお、令和7年度の日曜法律相談については、委託先である台東区法曹界と協議の上、1回増としており、年4回実施してございます。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 本年度から1回増やして年4回という状況は理解しています。相談したいと思っている方がまだまだ相談しづらい状況、4回というところの予約率が100%というところを鑑みますと、まだまだ相談しづらい状況なのかなと思っています。区役所って区民にとって一番身近で気軽に相談できる環境整備が必要なのかなというふうに思っていて、需要とニーズを捉えて日曜日のオンラインはもちろんですけれども、相談曜日とか時間帯を柔軟に拡張していく、拡充していくなどということはどうお考えでしょうか。

○委員長 くらしの相談課長。

◎小林元子 くらしの相談課長 委託先である台東区法曹界と随時法律相談の充実について協議しているところでございますが、今後も引き続き検討してまいります。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 予約率が高いということが上げられていますので、集中する時間帯とかから増枠していくということも合理的なのかなと思いますし、検討していただけるということなんで、様々な悩みに対して思い悩む前にそういった区民の受皿として柔軟に対応をお願いできたらなと思っています。

続いて、112ページです。112ページの学校跡地等の維持管理というところなんですけど、令和6年から旧坂本小学校跡地が旧坂本小学校跡地活用という項目から変わって企画調整費のほうに入っていたのが学校跡地等維持管理に変わったと思うんですけど、財産管理の学校跡地等になったということで、維持管理ということは恒久活用への橋渡しなのかなというふうに理解しているんですけども、さかもとの朝顔広場は令和5年から暫定広場として運用開始して、社会実験イベントを継続していると思うんです。この前の企画総務でもイベントの開催の報告のほかに地域との意見交換会で広場の価値向上などのための地域との連携について意見交換し

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たという報告もあったと思うんですが、今後、区としてさかもとの朝顔広場の本格活用に向けてどのように検討を進めていくかお考えでしょうか。

○委員長 用地・施設活用課長。

◎坂本一成 用地・施設活用課長 お答えいたします。

さかもと朝顔広場は、令和5年度から暫定広場として運用を開始し、当該地の可能性の把握や広場の価値の向上、地域の活性化に資する取組として、社会実験イベントを継続して実施しています。現在、地域との連携も視野に入れながらイベントを開催することで、利用者やイベント主催者等の意見や地域の声をさらに集めながら、本格活用に向けた検討を進めています。今後の本格活用に向けた検討としましては、行政需要を見極めながら、都市づくり部による鶯谷のまちづくりの動向にも注視しながら検討をしてまいりたいと考えております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 私、議員にさせていただいて7年目になるんですけど、このさかもとに関しては最初の頃からずっと取り組ませていただいていた、これ以上言わないんですけど、できればロードマップとかそろそろ出してほしいなというふうにちょっとぼやいてこれは終わらせていただきたいなと思います。

○委員長 関連。

青柳委員。

◆青柳雅之 委員 私は関連でなくて、発言通告を出していたの、くしくも。岡田委員とは若干方向性が違うかもしれませんが、朝顔広場の活用状況、この間の企画総務では何だ、社会実験とかの活動状況は報告あったんですが、朝顔市のときに地域の方が使ったり、盆踊りをやったり、いわゆる行政主導ではない、いろいろなイベントが最近活発に行われていると思うんですが、年度にかかわらずでいいんですが、ちょっと活用状況が大分増えてきてんじゃないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○委員長 用地・施設活用課長。

◎坂本一成 用地・施設活用課長 お答えいたします。

当該地の利用につきましては、これまで所管委員会にてご報告しておりますとおり、社会実験のほか区が主催するイベントや地域が主催するイベントがございます。こちらとしましては、令和5年度は社会実験イベントが1件、区主催イベントが1件、地域主催イベントが1件で合計3件です。令和6年度は社会実験イベントが3件、区主催イベントが1件、地域主催イベントが2件で合計6件です。今年度は社会実験イベントが1件実施済みで今月1件予定しており計2件、区主催のイベントが昨日行われました下町こどもまつりが実施済みで1件で、来月1件予定しており計2件、地域主催イベントが2件実施済みで今月及び来月に1件実施しており、計4件で合計8件でございます。令和5年度から令和5年度が3件、令和6年度が6件、今年度が8件を見込んでいるという状況でございます。

○委員長 青柳委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆青柳雅之 委員 そんなもんだっけ。あそこは結構スペースが広いので、ふだんから広場で使って、子供たちの遊び場だったりとか、あと今度は健康遊具がつくのかな、そういう取組もあるんですが、広場は週末を中心としたイベントとかの活用というのがやはり一番期待される場所なんですね。比較するのはあれですが、おかちまちパンダ広場ですよ。毎週のようにイベントが入っている。あとはちょっとまた規模は違いますが、上野の噴水前広場ですか、あそこも使用のいろいろな規制緩和というのかな、実態を変えたことによって、人気のイベント広場になっていますよ。そういう意味では、あそこの入谷の駅前のあれだけの広大なスペースですから、区内外の団体も含めていろいろな活性化につながるようなイベントが毎週のように入ってもおかしくないと思うんですね。どうもその辺りの活用の方法が所管課の皆さんも含めて弱いんじゃないかと思うんですよ。イベントの一つは所管課の方が交流会の中で名刺交換から始まったって聞いていますが、もともとあそこは坂本小学校があって、コミュニティ団体とかいろいろな団体が使っていて、一定数の方たちが利用していたんですよ。にもかかわらず、何かの都合で解体に至り、あるいは避難所機能もなくなったままで、それで活性化につながる広場事業をやるよって言ったんですが、何か非常にほかの広場に比べて活用がゆっくりなのかなというふうに思っています。

それで、打開策じゃないんですが、幾つか問題意識感じていることをこれからちょっと申し上げさせていただきたいと思います。まず、知名度ですよ、私、あそこのエリアが坂本村があって、坂本小学校になり、坂本町会とかがいまだに残っているというの知っていますけれども、恐らく台東区内の皆様でも坂本って聞いてあのエリアってぴんとくる方はほとんどいらっしゃらない。ですので、さかもと朝顔広場というふうに発信したところで、あれがどこの場所なのかというのは残念ながらいまだに地域の方には、地域というか広く区民の方には浸透していません。昨日のイベントは児童館主催のこどもまつりってイベント自体が非常に強力だったから、皆さん地図を元手にやってきたんだと思いますよ。ですので、今さら名前変えろとは言いませんが、さかもと朝顔広場があそこなんだよという認知度をまずは高めていかなければいけないと思うんですね。先ほどどこかの何かのときに、20代、30代の認知度上げるためにインスタを始めたという話があったじゃないですか。多分ですけど、こういったSNSのアカウントをつくるとかも含めて、やはりさかもと朝顔広場というものの自体の露出を上げていかないと限りは知名度が上がらない。あるいはほかの地域でイベントの広場どっか探しているという方にもなかなかヒットしていかないのかなというふうに思っています。

もう一つは、ほかの地域の広場、イベント会場に行くと、最近は結構な割合で屋根がついているんですよ。杉並区とか世田谷区の広場もちょうと見に行きましたけれども、やはり昨日の開会式でOIM理事長言っていましたけれども、こどもまつりも今までは雨用の代替地用意していたんだってね。ただ、今回は代替地用意しないで一発勝負だと言っていましたが、そういう意味では、屋外のイベントって雨のリスクっての一番大きいんですね。特に物販ですとか飲食やる場合、あるいは小さなお子さん等が対象の場合は、ですので、坂本課長もいろ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いろな現場見て広場に屋根がついているとか、雨よけの施設ができています。あるいは最近は真夏のイベントでもそれがリスクになってきていますので、そういった形で朝顔広場の活用を暫定といえどももう少し本腰を入れなければいけないんじゃないかなというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○委員長 用地・施設活用課長。

◎坂本一成 用地・施設活用課長 答えいたします。

まず、愛称につきましては、少々お待ちください、すみません。お答えいたします。愛称につきましては、これまで区のホームページやエックス、LINEで広告をしているところなんですけれども、今後はさらに社会実験イベントの応募が増えるように、SNSでの発信の強化について検討してまいりたいと考えておりますので、こうした愛称のほうも多くの人に触れられるような工夫をしてまいりたいと考えております。

続きまして、屋根に関しましてですけれども、委員ご指摘のとおり、夏季はイベント業者も来場者の体調面を考慮して極力イベントを開催しないと伺っているところもございます。また、社会実験の際のアンケートでも、日よけの整備のご要望が一定数ございました。現在、当広場、暫定活用中でございますので、大きな工作物を設けることは今後の広場の利用について一定の制約が生じてしまうことにも留意しなければならないと考えております。引き続き社会実験やイベント等の実績を積み重ねて今後の広場の活用の検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 暫定ということですので、そうになってしまうのかなというふうに思いますが、あそこはいろいろと活用されていた、あるいは保存の声も非常に強かった坂本小学校をあのタイミングで解体をして造った施設ということですので、やはりそれなりの準備も含めて活用がされるもんだなというふうに思っていた割にはどうもねという感じなので、ぜひ頑張ってください。以上です。

○委員長 よろしいですか。

(「すみません、ちょっと要望」と呼ぶ者あり)

○委員長 関連。

(「関連で、関連で」と呼ぶ者あり)

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久委員 皆さん、意見言ったから。

今、青柳委員が言ったように、確かにあまりイベント等活用されていないなって確かに私も本当にそのとおり感じています。基本的にはそういう暫定活用という、その期間中はいろいろとイベント等開催本当に頑張っていたきたいなというふうに、それは区としてしっかり取り組んでいただきたいなと思うんですが、あくまで暫定活用というか、先ほど岡田委員の答弁でやはり鶯谷まちづくりの一環ということで話がありました。もともと本当、坂本の経緯というのは、皆さんご存じのとおり、様々ないろいろなことをたどって行政需要いろいろ様々話し合い

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

されて、持ち上がっては消え持ち上がっては消えというなそういう経緯があり、やはりなかなか難しいところがあるというのは現状です。ですけれど、いろいろな意味で、ここをどう今後本格活用していくかというところはそろそろしっかりと、鶯谷まちづくりということを先ほどおっしゃいましたけれど、しっかりと様々な経緯を考慮して、点を考慮してやはりしっかりビジョンを明確にしてもらいたいなど。しっかり区としてこういうふうにやっていくんだというものを、その方向性をやはり出してもらいたいんですよね。そういう意味で、しっかりそこは区が主導権を持ってやはり取り組んでいただきたいということを私はやはり本当に要望します。本当にいろいろな意味であそこも避難所施設がないんですよね。忍中のほうに避難所ということ設けていますんで、なかなかもし何かあった場合やはり大変ですよ、高齢者の皆さん。やはりそういうことも含めてちょっと考えていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長 岡田委員、戻します。

◆岡田勇一郎 委員 続きまして、113ページのフリーアドレスモデルの実施についてお願いします。

令和6年度、本庁舎で一部の組織単位でフリーアドレスが導入されたと思うんですけれども、この前の予算委員会でも早川さんがデメリットとメリットみたいなことはお聞きしていたと思います。特にあのときデメリットはないというお答えで、そうなんだと思っていたんですけれども、実際稼働し始めて、今期中の席の稼働率だったりとかピーク時の着席率だったりとか、そういった部分の期中のモニタリングの結果みたいのって分かったら教えてください。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 お答えいたします。

今おっしゃっていただいた稼働率については、申し訳ございません、取ってはおりませんが、実際に定量的なものとして取りましたのが複合機の印刷枚数の削減率、これにつきましては、昨年の1月までの実績でございますが、55%の減、また、スペースにつきましては16.4平米余剰が生まれたというような状況でございます。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 そうですね、紙の削減ができていることはすごくいいなというふうに思っています。それによって保管庫だったりキャビネットとかいろいろなものを置くとか私物とか機密情報の取扱いとか、あと変な話ですけれど、机に名前が書いていないんで、ものの置き去り対策とか、あと誤廃棄、置いといたプリントを間違えて廃棄してしまったとかいう運用の中で何か問題とかって今起こっていないですか。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 フリーアドレスを進めるに当たって、まず、運用のルールとして各自の業務資料は最小限コンパクトにすること、ロッカーを置いていますので、そのロッカーの中に入る範囲で量をコンパクトにすることというのを心がけております。当然日中も席を入れ替わって執務する場面もございますので、そういった場合にも先ほど今委員おっしゃっていただ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いた誤廃棄等がないような形でコンパクトにまとめて移動するというようなことをしておりますので、現時点ではそういった何か事故が起こった、そういったことはございません。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 ちなみにそういった運用のルールみたいなのはどういうふうに定められているのでしょうか。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 明文化したものはございませんが、ただ、幾つか申し上げますと、先ほども言いました各自の業務資料は量をコンパクトにしてロッカーの中に基本的には納まる範囲で、それも帰庁時には必ずロッカーに全て入れてクリアデスクで帰ること。また、スケジュールの管理はアウトLOOKを用いること。電話の取次ぎは不在の場合はT e a m s のチャット機能を活用すること。また、文具や消耗品については、基本的には共有にして1か所で管理をすること。また、あと、個人に宛てた書類ですとか交換便等については、パーソナルロッカーがございますので、そこに投函をすること。そういった形でクリアデスク、あるいは個人情報の漏えい防止、そういったことに努めているところでございます。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 今のところ事故とかヒヤリ・ハットがあまり起きていないということはすごくよかったなと思っているんですけど、明文化されたルールが特にないというところは、この先のことでお伺いしたいところは、横展開のロードマップはこれから絶対必要だと思うんですよ。そういったときに、運用のガイドラインは幾つかやりながら、ここヒヤリがあったなみたいなのをどんどん積み重ねていかないと、なかなか難しいかなと思うんですけれども、ちなみに今後の横展開として、生涯学習センターはフリーアドレスを入れようかななんて話が前回委員会に出ていましたけれども、その他庁舎内の横展開ロードマップはどういうふうに考えているのかと、特に部門の特性あるじゃないですか。窓口とか広報事務の違いに応じた実装の順序をどう描いているのかなというのを教えていただけますか。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 今後の展開で申し上げます。今現在は企画課と用地・施設活用担当、管理系の職場で行っておりますが、今後につきましては、窓口もある職場、また事業系の職場、さらにまた申し上げますと、規模もより広い一つ部の単位で行いますとか、そういった規模についてもモデル実施を拡大していく方向で考えております。またその際に、先ほどおっしゃっていただいたルールの明文化が必須となってきますので、そこに合わせてしっかりルールも明文化していきたいと考えております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 分かりました。フリーアドレスのモデル実施はすごくいい循環を生んでいるような話を聞きますので、ぜひ続けていただきたいんですけど、庁舎の広さとか設備とか関係あると思いますのが取組にいろいろ苦慮するところがあると思いますが、頑張ってほし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いなど思っております。

続きまして、最後ですね、132ページの……

(「防災になってしまう」と呼ぶ者あり)

◆岡田勇一郎 委員 ごめんなさい。

○委員長 防災になってしまうので。

◆岡田勇一郎 委員 これごめんなさい、違いました。

○委員長 よろしいですか。

◆岡田勇一郎 委員 これで以上です。ごめんなさい。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ちょっと今岡田委員の話とも若干関連するんですが、113ページの行政経営推進、あとフリーアドレスモデル実施などなどについて、まず、ノーコードなどの業務改善に関する取組の進捗状況について伺います。

先ほど拝野委員からも会計のところでやるんだよねみたいな話がありましたけれども、全庁的な展開は昨年度時点でどういうふうに進んできていて、今現時点ではどういう段階にあるのか教えてください。

○委員長 経営改革担当課長。

◎三谷洋介 経営改革担当課長 ノーコードツールの活用状況でございますが、こちらのツールはプログラミングなどの専門的な知識がなくても職員が業務効率化につながる簡易的なシステムを作成可能となるツールでございまして、昨年度は職員による操作体験会などを経て複数あるソフトのうちから区のほうで導入するソフトを選定をし、今年度100名分を想定した20ライセンスを実際に導入をしたところでございます。活用状況としまして、今年度は先ほど拝野委員からもございましたとおり、全庁に共通する業務である決算業務に関連して成果説明書の元となる資料の作成、こちらの事務を効率化できるように構築作業を進めているところでございます。また、昨年度実施した活用希望調査を基に、削減効果が高いと見込まれるような業務にライセンスを付与するなど検討していただいて、全庁展開に向けて取組を進めているところでございます。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ノーコードツールの的なものは私もちょっといじってみたことがあって、ただ何かやはり慣れなかつたりすると、とても時間を食ってしまう。1日それで解かしてしまったことがあったりするんですけど、自分の業務の効率化をしようとして効率化できずに終わった経験があるんですが、恐らく職員の方々も慣れないとやはりそこに時間がどうしても取られてしまう。だけれど、それが実現すれば業務がかなり圧縮されたりとか短縮されたりとかして、とても効率化につながるということがあると思うんですね。そんな中で、多分上長とか、あと部署のほかの方の理解だつたりとか、そういう時間をつくる、ノーコードで短縮するための将来に向けた投資の時間みたいなところの時間をつくるみたいなところも、すごく大事だと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

思うんですけれども、その辺何かどういうふうに確保していくんでしょうか。

○委員長 経営改革担当課長。

◎三谷洋介 経営改革担当課長 このD X、ノーコードツールの活用にあたっては、まずそもそこのツールのライセンス事業者のほうから基本的な使い方に関する動画研修ですとか、あとはサポート窓口、S Eによるアドバイスなど、専門家のアドバイスを受けられる環境も提供されておりまして、そういったところを職員にも提供することで、可能な限り職員の負担等ならないようにサポートしているところでございます。

また、上長など管理職の理解につきましては、当然各取組の中でもデジタルD Xの取組の必要性ですとか、あとはこういったノーコードツールのご紹介などもしておりますので、そういったところでご理解を得ていっていければというふうに思っているところでございます。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 そのノーコードのツールを活用して業務を改善していく前段階で、また、先ほどあったフリーアドレスモデル実施だったりフリーアドレスを進めていく前段階、そしてテレワークどういうふうにしていくかみたいな話、午前中にたしかあったと思いますけれども、それが前段階でやはり業務のやり方そのもの見直して業務改革を進めていかなかったらどれもこれもうまくちゃんと進まないんじゃないかと思うんですよね。ノーコードツールをつくるにしても、先ほど全庁に関わる会計からって結構大きなところからいったなという感じなんですけれども、自分一人の業務だけだったら、じゃあ、ここちょっとやってみようでできるとしても、同じ部署でもほかの人と関係があるところとか、あとは隣の係と関係があることとかだと、その調整とかも入ってくると本当に大変になってくると思うんですよね。でも、それやったほうがいいというところで、その辺ぜひ業務改革も含めて、多分B P Rのほうも進めていかなければいけないと思うんですけれど、その辺はどういうふうに考えていますか。

○委員長 経営改革担当課長。

◎三谷洋介 経営改革担当課長 委員ご指摘のとおり、様々な業務改善を進めていくためには、そういった現在の業務の見える化、棚卸しなど、B P Rにつながるような取組というのにも必要だというふうに考えております。こちらのB P Rに関して今回ノーコードツールを活用して、特に全庁にまたがるような業務については、まず決算業務というものを取り上げてやってみているところでございます。また、それぞれの各個別の業務に関しましても、当然B P Rを進めていきたいというふうに思っておりまして、こちらのノーコードツールの活用という意味では、庁内でそういった補助金ですとか調査回答など、類似先な業務に関して代表的な業務アプリを開発をすれば、その開発したものというのはほかの課でも同じように活用できたりといったものもございまして、そういった横展開なども見据えて開発の負担軽減に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ぜひこれ将来かなり業務の効率化が見込めるツールじゃないかなというふ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

うに思っていますので、それをうまく使いこなして効率化できるように推進していただきたいと思います。

さらに、それは庁内だけでなく、外郭団体に対するＩＣＴ化やＤＸも本当にこれは進めていかなければいけないんじゃないかと思っているんですけども、予算の特別委員会とかでも各団体の取組状況については改めて確認をしながら、関係の所管と連携し、引き続き必要な支援を行ってまいりますというふうに答弁、経営改革担当課長よりあるんですけど、もちろんＬＧＷＡＮが使えないので、そのまま使えないよというのものもあるけれども、でも、そのような答弁あったんですが、この年度も含めて、今現在も含めて、どんなふうに進展しているのか、現状を教えてください。

○委員長 経営改革担当課長。

◎三谷洋介 経営改革担当課長 外郭団体に関しましては、改めて内部事務や区民サービスの２つの観点から各団体にヒアリングを実施をしまして、デジタル化を進める人材知見がやはり不足している状況ですとか、あとは団体によって人員体制や各ＩＣＴツールの導入状況なども大きく異なる状況であることを確認いたしました。また、そもそも提供しているサービス内容が各団体とも異なることから、それぞれの課題に対して個別にアプローチしていくことが効果的だというふうに認識をしております。そのため、改めて各所管課とも連携をいたしまして、こういった業務でどのようなＩＣＴ化を進めるのがよいのかというのを各外郭団体と所管課との間で決めていけるように、まずは今年度網羅的に現状の課題の洗い出しができるように取組を進めて取り組んでいるところでございます。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 最後にしますが、外郭団体、結構区民に対面して最前線扱っていただいているということもあったりとかするので、ＤＸ化とかＩＣＴ化とかも含めて、結構喫緊の課題だと思うんですね。なので、今年度まだ課題が洗い出しってやっていると、まずは課題の洗い出しはしなければいけないんですけども、いつになったら今現代社会に追いつくんだろーみたいなところもありますので、多分、外郭団体の働き方改革みたいなところも含めて、テレワークとかそういったところもできると、より優秀な人材が集まってきたりするということもあると思いますので、そういったところも含めてぜひ強力にどちらも庁舎内もそうだし区役所内もそうだし外郭団体もそうだし、両方ともさらに全速力で進んでいただきたいと思います。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 総務管理費のほう、あと２点でございます。

105ページの26番、平和祈念についてお伺いいたします。

令和６年度の決算は５年度よりもちょっと高くなっていて、恐らく３月に行われた平和のつどいの開催なのではないかと思うんですけども、これについてたくさんお客さんも参加されたと思うんですけども、反応や影響といったものはいかがでしたでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。

まず、予算のほうでございますが、委員ご指摘のとおり、こちらは今年の3月に開催をしました東京大空襲から80年目の節目ということでの平和のつどいの開催した経費になっておりまして、当日の様子ですが、これまで70年、それから60年のときもそうだったんですが、講師に海老名香葉子さんをお招きして、講演等行っておりましたが、諸般の事情によりまして、今回、息子さんの林家三平さんのほうに講演をお願いしております。これは区のほうでいろいろこの平和祈念事業進めている中の一つとして、やはり継承という部分が大事なかなというふうに考えてございまして、林家三平さんに依頼をしましたところ、これまでお母様が取り組んでこられたことをご自分が継承されて、今後これを担いたいというお申出を受けましてお願いしたというところもございます。実際に当日でございまして、3月10日月曜日、2時からの開会、場所は浅草公会堂でございまして。新たな試みとしましては、中学生の広島市、それから長崎市への派遣事業で令和6年度には初めて長崎のほうに中学生を派遣しまして、そのときの中学生7名と、それから林家三平さんによるトークセッションというものも新たに開催をしております。来場者数につきましては250人ということでございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。やはり戦後80年ということで、継承というのがとってもテーマになるかなというふうに思っております。講演者もそうやって代替わりというかして、あと中学生も一緒にトークセッションという形で参加できたのはとても評価をしておりますが、その後どうかといえば、そんなには80年事業としてはそんな台東区で何か活発に何か行われたというような感じは受けてはいないんですけれども、何かパネル展はいつもどおり行っていると思うんですが、これで何か変えてみたとか、何かそういったものってあるんでしょうか。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。

8月のパネル展を庁舎1階で今年も開催しましたが、新たな試みとしまして、姉妹友好都市の大崎市のほうに依頼をしまして、戦争当時、台東区から大崎市のほうに集団疎開をしたということが分かりましたので、その当時の写真であったり、ゆかりのものであったりというようなものをお借りすることができましたので、そういう視点からちょっと展示をさせていただいたというのが1点です。

もう1点が、先ほど申しました中学生の派遣事業なんですが、諸事情ございまして、コロナ禍であったり、それから令和5年度はちょっと台風があったりして事業そのものができなかったんですが、令和6年度からは事業再開しておりますので、中学生の派遣の様子を新たにパネル展のほうに展示をさせていただいたといった内容としてはそういったところを少し充実をさせていただいています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。私、今年の夏は特に戦後80年ということで、様々私も23区内のちょっと幾つか平和展みたいなところを行ったんですけれども、大体が区が主催ではなくて、どこかの団体がやっているものを区が後押ししているみたいなスタイルのところが多くあります。どこもすごくすばらしい展示とか講演会だとか映画上映だとかをしていたんですけれども、参加者が重要だと思っていて、もちろんご高齢の方が見ていただいているんですけれど、子供が多いところ全然ないところとかあってありまして、子供が多い企画展などに聞いたところ、やはりそれなりに工夫をしているところがあったんですね。これから正しい歴史を伝えていくとか、もう絶対に戦争はしちゃいけないというところを伝えていくには、やはり子供さんへの継承がとても大事だと思うんですけれども、その辺何か考えていることってありますか。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。

先ほど申しましたように、平和のパネル展に中学生の派遣に関する内容を令和6年度から展示をさせていただくようになりましたので、今後はそういった身近な中学生もこういうところに参加しているんだよというのをもう少し次世代を担う子供たちへの周知というところで少し周知徹底していきたいというふうに考えております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。平和事業についてはちょっと総括させていただきます。よろしくお願いします。

もう一つ、関連ですか。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連、こちらですか。

（「関連になります」と呼ぶ者あり）

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 私も提出しておきましたけれども、今回やはり80年ということで、前回のときも80年としての台東区としてどういうことをするのかとか質問しておきましたけれども、今具体的に今回、林家三平さんもお呼びしたりとか、あとは展示場では大崎の疎開の展示もされたりということをちょっと今確認というかしました。

それで、私、やはり本当にどうやって平和について継承していくのかというところで、中学生のそれぞれの広島にしても長崎にしても具体的に自分たちが出かけて、それで体験してお話を聞いてというすばらしい企画かなと思っております。この中で服部区長もやはりそこで自分でしっかり感じて、これをどんなふうにこれから継承するかとか、そういう最初にお話もされたかと思うんですね。そういう中で、今回、中学生の発表、あとここでも発表したり云々というところで、中学生たちの学びとか発展というんですかね、その辺はいかがだったでしょうか、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

どう成長したかとか含めて。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 委員長、すみません、今、伊藤委員のいろいろご発言の中で、事前にお話を伺っておりまして、少しちょっと補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

◆伊藤延子 委員 ありがとうございます。

◎福田健一 総務課長 今、伊藤委員がおっしゃいましたのは、先ほどの中学生の長崎と広島への派遣事業で、今年度は実は7年度の事業になりますが、広島市へ派遣を実はさせていただきまして、その後、今現在いろいろ中学生たち帰ってきてまして、その報告をまとめたりですとか、あと皆様にお配りさせてもらっています報告書のほうの準備などいろいろ様々今入っているところでございますが、今回は初めての試みとしまして、広報課のほうと連携しまして、区の公式ユーチューブのほうに、実は中学生が派遣から帰ってきた後、事後学習会というのを年2回実施をしております。第1回目の9月の事後学習会、これは実際に派遣に行きました引率された校長先生と先生、それから中学生、それと事務局の総務課などいろいろなことを学習してきたかというのをちょっと発表する場を設けております。今まではそこは会議室の中でやっていたんですが、そこを少しちょっと今回動画形式という形で、それで発信をさせていただいたというところで、その冒頭に中学生派遣の生徒たちが、まず台東区長に出発するに当たって自分たちの決意を述べたというところがあって、そこから区長のほうからもそれに向けた言葉を発信していただいたというところがございますので、そういった前提があるということで、それを踏まえまして、やはりこの事業、とても重要だと考えておりますので、そういった意味で今回、CATV並びに動画で配信をしたというところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ありがとうございます。本当に動画でも皆さんもご覧になったりしたかと思うんですけど、子供さん、中学生の学びというのはすごいなということと、やはり核兵器はあっちゃいけないんだというのか、なくしていかなければいけないとか、率直な意見をしっかりやっていて、自分ができることをどんなふうにしていくかという、本当に戦争等のみんなでの話し合い、あといじめとか、そういうことも関連して自分たちが今からできることをやりたいという本当にそういう意見に感動したということですので、ぜひとも皆さんにも、もうご覧になっていると思うんですけど、その配信が全体として私が今年の分を見たのはまだ200回に届かないところで私見たんですけども、去年の長崎の分などはどれぐらいそれらを見ていただいたんでしょうかね。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 すみません、先ほどご答弁申しましたように、今回が初めて……

◆伊藤延子 委員 発信は初めてなんで、大変失礼しました。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 そうということで、今回広島からというところでは、ぜひとも皆さんにも見

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ていただきたいと思います。

それで、やはり私たちの台東区からどのように平和を発信していくか。大空襲をやはり台東区で受けている。それで、それらの展示会も教育委員会との協力でされている状況というのがあります。ですけれども、これも引き続き継続していただきたいと思いますけれども、そういうことをやっている、ですけれど、さらにやってくるには、私たちいつもパネル展などやっていく中での、その前にパネル展とかを今回行われましたけれど、その中でのアンケートなども取られているということですので、アンケートでの結果内容など教えていただけますか。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。

今年8月に庁舎1階で実施しました平和に関するパネル展でアンケートを実施しましたところ、複数件いただいております、ご紹介しますと、戦争体験者が減ってきていますが、こうして戦争を語り平和を訴えることはこれからも続いてほしいし続かねばと思います。戦争のないよう願う気持ちがさらに強くなりましたという意見であったり、語り継いでいくということだけではなくて、自分たちでも感じていけるものにしていきたいといったような意見がございました。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今回アンケート数、少なかったということですか、前回の報告よりはちょっと少ない印象がある。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 アンケートの件数としては8月実施が12件でございました。前回3月に実施したときは13件いただいておりますので、ほぼ横ばいといった状況でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。せっかく展示されているんですけれども、やはり実際にご覧になっているそこに、多分ここの中でも見そびれたという人もいらっしゃるんじゃないかと思うんですよ、1階の庁舎のところですね。なので、だからもっと日常的に見て、本当に平和について考えていくということをするには、やはり常設展をしっかりと設置するという。いろいろな区でというのが頑張っているところなどもあります。ですので、台東区としても今回いろいろな形で、今回生涯学習センターにぜひ常設展をと強く訴えましたけれども、そこにはつくらないというか、そのよい回答は得られておりませんが、これから先もいろいろなところでの整備、設備、区民施設の整備などを行うということもありますので、そこではぜひ常設展を開いていただきたい。本当に大空襲でも台東区民10万人を超えて亡くなったということを見ますと、私たちのこういう本当に歴史というか、そのものを伝え、そして本当に平和の大切さを後世に伝えていくということをぜひともやっていただきたいと思います。

（「関連ですみません」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連、木村委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆木村佐知子 委員 すみません、1点だけ。今回の3月10日の先ほど平和のつどい、私も行かせていただきました。それでそのときのパネル展ですかね、大変衝撃を受けたの記憶に新しいところです。そのときに同時上映というか、浅草も東京大空襲ほど大きな被害に遭いましたが、あるいは紹介されていたような記憶がありまして、台東区の方で有志の方、海老名香葉子さんとかも含めて協力された方がいるとも伺っております。そうした東京大空襲の80年の節目で、そういった地元の方の有志ですとか民間の方のご協力あって、そうしたコンテンツが制作上映されたという経緯とか、区ももしかしたら把握しているかもしれないんですけども、今後そういった、区単体の事業じゃないかもしれませんが、そうした語り部の皆さんというか、民間の動きについて把握されておりましたでしょうかということと、今後もそういった協力をいただけないかなということだけ確認したいんですけども、いかがでしょうか。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。

直接そちらのイベントについては、区としては何か主催者の方とお話したということではないんですが、ただ、ご承知のように、東京大空襲展は台東区の共催事業ということで、実行委員会のほうとやっております。その委員の方からこういう事業があるというのは聞いておまして、ちょっと参考にはさせていただきたいと思います。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 区としてももちろん平和の事業をやっていただくというのも大事なんですけども、台東区内にはいまだにそういった空襲のことを実際に経験された方というのはまだ残っていらっしゃるし、そういった動きがあるようであれば区としても協力をしていただきたいなと要望だけさせていただきます。以上です。

○委員長 風澤委員。

（「平和関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連、青柳委員。

◆青柳雅之 委員 広島市、私たちも議会で順番に行っていますが、今年、私、行ってきました。その中で、広島市長のご挨拶の中で、被爆樹木の話が出たんですね。それで、今までも中学生行っていましたけれども、やはり中学生全体の中から比べるとごく一部なんです。そういった意味で、その方たちの意識はすごい高まるかもしれないんですが、それをどうやってやっていこうかなというときに、この広島市長さんの被爆樹木の話というのはすごい納まりよくあれまして、実は台東区には谷中の防災広場と柳北公園に被爆柿の木二世というのがいるんですね。マップにも出ていますが、ですので、この広島、長崎のいわゆる原爆の問題やる時には、ぜひ区内に残る被爆関連のそういったポイントも併せてリンクをして、被爆地に行った子供たち、生徒だけでなく、いろいろな生徒に共有していただきたいと思うんですが、そういった取組は広がっていますでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。

今委員ご指摘のほうで、総務課のほうで作成しております平和史跡マップでございます。こちらのほうは各中学校のほうにもお配りしてございますので、今後もちっと引き続き取り組んでいきたいのと、あと、各中学生、派遣した中学生全校1人代表という形で毎年やっておりますが、当然中学生の文化祭であったり、それから学校集会であったり、そういうときに必ず報告をされているなっていますので、そこでも各中学校の皆さんにそういったことで伝わっているかというふうに考えております。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 先ほども話出ました。被災地、被爆地に行くこともすごい大事なんですが、実は台東区、この下町エリアも戦災地ですので、区内にはいろいろなものが残っています。一番分かりやすいので言うと被災電柱、レプリカですが、あそこ三筋残っていますよね。そういったものを改めて地域の子供たちに伝えていくという作業のほうも併せて被爆地訪問と同じぐらいのウエートでやはりつなげていっていただきたいなと思います。

あと、そのもう一方で、じゃあ、今までの展示のスタイルというんですか、戦災を伝えるいろいろなものってどうしても古かったり、当時の画像であったり、あるいは悲惨な画像であったりというのがあって、それ自体をちょっと嫌がるという傾向もあるんですね。先日、うちの中嶋恵議員がこの質問、一般質問でしたときに、会派の中でもさんざん話し合ったんですが、その解決じゃないんですが、去年、おとしからボードレスファウンデーションというNPOですね、若い人たちが始めた新しい原爆展。今年は「へいわのつくりかた展」ということで、いわゆるあの時代の悲惨な映像とか写真は一切使わないでブルーを基調とした平和のいろいろなオブジェというか、パネルがあって、何か今の時代、若い人たちZ世代以降の人たちが考える平和の展示とか反戦平和の取組って大きな転換の時期に来ているんじゃないかなと思っています。今回、80周年ということで、いろいろな節目があったんですが、この平和の継承の仕方自体もこれから新たな時代、ぜひ考えていっていただきたいなと思います。語り部の方たちが台東区内にも以前はいっぱいいました、空襲を経験した人。それも広島・長崎と同じで、もう既に80、90に、80代後半から90代になっていますので、次の時代に向けた新しい平和の取組というのをぜひ一緒になって考えていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 次行きます。107ページ、41番の海外都市交流推進です。令和6年の決算額、これも前年より大分決算してしまして、了承するものではあるんですけども、どういったことに推進していたのかということと、今後こういった海外都市交流について、何かビジョンや計画などはあるのかと、この交流の目的みたいなのを教えてください。

○委員長 国際交流担当課長。

◎金田春江 国際交流担当課長 こちらの800万円の増額要因につきましては、昨年度、ウィ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ーン市第一区との姉妹都市提携35周年に当たりましたので、そちらを記念いたしまして、表敬訪問いたしました。その際の旅費であったりガイド手配料、これによって増額となったものでございます。

あと、こちらの都市交流を海外出張を続ける意義というところでございますが、こちらにつきましては、自治体同士の交流をするということは、相互の信頼関係、こういったことを着実に築き上げるものでございます。また、信頼関係によりまして、幅広い分野と交流が発展するきっかけになるというふうに考えております。さらに、相手都市の魅力を互いの自治体で広く発信し合うということも大きな意義になっていると考えております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。目的など、あと去年のこと分かりました。

ちょっと質問のもう一つ、今後何かそういったビジョンというか、何か新たに考えているようなことってございますか。

○委員長 国際交流担当課長。

◎金田春江 国際交流担当課長 今後のビジョンといたしましては、今現在、交流を続けております姉妹都市との関係を充実させていただきたいというところで考えているところでございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。こういった海外との姉妹都市ですね、国内の都市交流なども台東区は盛んで、海外に関しても23区内で3区、3つと連携しているところが一番大きいということで、台東区もそのうちの1つに入っております。私はこの海外との交流というのは、一番の大事なところは平和だと思っているんですね。調べてみると、やはり最初に姉妹都市というのができたのが1956年ですね、アメリカのアイゼンハワー大統領がピープル・ツー・ピープルということで、市民外交というのを打ち出して姉妹都市というのを結び出したのが初めて、それが今の姉妹都市の始まりということだったので、ちょっと原点に戻りまして、こういった平和を目的とした姉妹都市をさらに何かつくっていったらなというふうに思うんです。でも、何かファーストクラスに乗って高級ホテルに泊まらなくてもいい、今の時代、オンラインとかもありますので、そういったところを利用した交流などをやっていったらなというふうに私としては考えます。どこかと交流があるということは、そこに住んでいる人々やその国を思うことで、そうすると何か国のほうで何か怪しい動きがあったときでも、市民レベルでは、あの国の、何々さんとしやべったことがある、何か交流したことがあるという、そういう気持ちとか感情の部分でも、絶対にそういう軍事的なところというのやはりやっちゃいけないんだというふうなところにもなると思うんですね。そういったところでも、今ちょっと世界的にもかなり緊張感が走っているというか、そういった状況において、やはり自治体レベルとか市民同士というのはもっと世界の中でも交流をしていくのがいいのではないかというふうにも考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いろいろ姉妹都市を調べると、様々な理由で連携をしていたりとかもするんですが、本当何でも理由はいろいろできると思うんですね。例えば名前が同じだったりとか、産業構造が似ているとか、何かそういったことで連携をしているところもありますが、一番の目的というのを平和というところに置いて民間の交流を進めていってはいかがかと思うので、これも平和に絡めて総括したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしいでしょうか。

次、鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 資料にも基づいて質問しますので、一定時間ください。

まず、ページは公務員関係なので一番最初かな、総務費全般のところになるんですが、ページで言えば101ページの職員費全体的なところですよ。まず、資料請求させていただいて、本当に細かなところまで数字出していただきまして、所管の皆さん、本当にありがとうございました。

まず、資料の5、6を使わせていただきます。職員の常勤職員、再任用、会計年度任用含み、職員の推移、数年分出していただきました。日本共産党区議団としては、過去からずっと職員の増加は必要だという立場でこの資料を提出お願いしてきたんですけども、この間の部局も含めた区の職員の推移、状況とかどうでしょうか。

また、会計年度任用の課別職員の推移、職別とか男女別とか勤務年数別とか、その辺の経年の人員配置、どのような状況なのか、改めて教えてください。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

まず、常勤職員、今回3か年分掲載させていただきましたけれども、10年前から見えてきますと、10年前、平成27年においては1,679名でしたけれども、5年前の令和2年で1,889名、そして今回1,989名ということで、10年前と比較しまして310名の増となっております、増員を図ってきたところでございます。

会計年度、今先ほど職種ですとか、あと課ごとというのがあったんですけど、ちょっと・・・ナイしていますので、全体でご説明させていただきますと、令和の2年度に会計年度が始まったときには708名だったものが令和7年度959名ということで、こちらも増加させていっているところでございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 区民のニーズの拡大も含めて人数は必要だというふうには思っています。ただ、今回出していただいた資料の中に、退職者数ちょっと出してもらわなかったもので、退職と入りと全体の数がそういう数なんだろうなというふうに認識をしますけれども、やはり今議会でも本当に今日もこれだけの議論をしながらたくさんの要望も出ましたし、区民からも直接窓口に行って、こういうことは、こういう制度はないのかも含めて、区民要望のニーズの拡大というのは本当に多種多様になっているんだろうなというふうに思っているんですけども、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

今後も人員の増加というのは、私、一定数必要だというふうに思うんですけども、その点はどういうふうに考えているのか教えてください。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

これまで増やしてきましたとおり、今後も増やしていく必要あるかなと認識しているところではございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 23区という地域で見ても、新規採用の職員の取り扱いという言葉は適当ではないですけども、やはり採用でぜひうちの区に来てくださいというのは、民間の会社もそうですけれども、どこの区もそういうふうに出しているところではあるというふうには私自身思っているんです。ネット上でも人気度ランキングみたいな、そんなのが出ているわけで、結構これも信憑性ある順位なんだろうなというふうに思っ見てはいるんですけども、そんなのがあったりします。ぜひ本当に今の職員、今の部や課でどれだけ必要なのかというのは、原課で最終的には課長がうちの職員で何人必要なんだみたいなのがディスカッションの中で、会議体の中で出ていって、最終的に台東区として何人必要だというふうに23区に持って上がっていくんだと思うんですけども、ぜひ原課で必要な人数というのをきちんと採用できる体制を取っていただきたいなと思います。

次に、資料の10、11、12も使わせていただきます。年次有給休暇、病気休暇についてなんですけれど、まず、年次有給休暇、これも毎年伺っておりますけれども、年次有給休暇、23区で台東区は何位の状況になっているんでしょうか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

23区中12位でございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 この順位でいったらば少しずつ上がったんですね、12位だからね。上がりましたね。少し上がったなという印象でありました。ただ、年間20日間付与される年休、40日まで繰り越せる年休ですけども、この数字を見ると、取得率というのはそんなに大きく増えたという印象はなく、やはり現場の職員からいえば、いや、休むと終わんないんですよというのはいは実際の声だというふうに思っています。終わらないからといって仕事を投げてしまうことは絶対できない職種であるので、どこかで物すごくねじり鉢巻きで詰めるか、やむを得ず休みの日に、ちょっと事務的に自宅業務ができるのはやらざるを得ないというのは、今もあるというふうに私自身認識しています。その部分では、有給休暇の取りやすさ、もちろん課長の胸先三寸での有給休暇ではありませんので、各所管の課で本当に取りやすさを求めているいただきたいなというふうに思いますけれども、何か有給休暇取りやすくなるような人事としての助言とか、こうあったらどうですかみたいなはやっているのがあったら教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

その前に、まず、各年度ごとの推移なんですけれども、令和４年度に14.2日ということで、このときに実は23区中23位だったところがありまして、その後、令和５年度17.2でこれが13位で令和６年が16.8で12位ということで、やはり令和４年度から比較しますと取りやすくなっている状況はあるかなというふうには認識しているところでございます。

人事課としてどういう取組をやっているかということですが、台東区特定事業主行動計画において、目標がありまして、これが令和７年で17日という目標を掲げております。これに向けて各所属長より年休取得の勧奨をしているところでございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 年休取得しやすい環境というのは、業務量と人の人数と人員配置と、両方がバランスよくないと有給休暇というのは取りにくい休暇になりがちになってしまうので、ぜひ人員と、あと業務量のところもよくチェックしていただきたいんですけれども、業務量って人数が増えればそれだけ業務量増えるし、議会からの求めがあれば何とか解決するような、それに政策としてできるような方法はないかというのを模索して、業務量が増えるというのは、議員という立場でもよく分かりながらいろいろお話をさせていただくんですけれども、今の業務量チェックというところもやはり仕事の割り振りというのかな、自分の持つ業務量というのも今の調査の方法だとちょっと分かりづらいんじゃないかなというふうに私などは思っていますので、ぜひそこは今後工夫をしていただいて、どれだけ１人が抱える業務量というのが明確化できるか、今まで幾つか今日の委員会でも出ましたけれども、パソコンでできるものはパソコンでとか、DX化とかいろいろ業務改善の部分が出ていますけれども、本当にそれが公務労働の中で可能なものなのかという視点を精査していただきたいと思うんですね。やはり公務労働というのはあくまでも区民や区内に滞在する人たちの福祉の向上とか目的というのがあるので、その線引きをきちんとしていただくことが整理できるのかなというふうに思います。

次に、資料の11、12の病気休暇、病気休職の人数について伺いますけれども、病気休暇・病気休職の状況について、今メンタルで休んでいる方というのはどのぐらいの割合がいらっしゃるのか、正規と会計年度を別にちょっと教えてください。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 大変申し訳ありません。事別というのは難しいもので、全体でちょっとお答えさせていただくんですけれども、令和６年度の精神疾患の割合です。病気休暇に関しては32%、病気休職は90%でございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 長期的に休む休職になると、メンタルでの休暇、休みが多いんだというのが今の数字で明らかになりましたけれども、やはり今職員が抱える課題って、多分１つの課とか仕事上のことだけではなくて、家庭の事情であったりいろいろな理由があってメンタルがや

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

られてしまうというのがあるんだと思うんです。今の教育のほうでも少しこれからやりますけれども、子供のスマホを見ている時間が長いからゆえに心が疲れてしまってというのも一つ原因があるんだというのを見ると、単純に仕事が大変だから心を病んでしまった、もしくは上司や同僚との関係がよろしくないから病んでしまったということだけではないというふうに思いつつも、これだけの人数、職員の中の約1割弱ぐらいがメンタルとか病欠とかで休んでいるような状況を考えると、メンタルヘルスの研修とかいうのは非常に重要なものだと思います。先ほど研修の中で多い研修の量が、時間が多いということも職員から意見が出たというのは承知の上なんですけれども、やはりメンタル研修というのは重要なものだと思うんですけれども、例えば職層別でこういう研修がありますよというのがあったらちょっと教えてください。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

メンタルヘルスの研修セミナーについてなんですけれども、まず、新規採用職員、続いて採用6年目職員、係長職の職員に職層に対して実施しております。また、管理職に関しましては、4月に新任転入管理職研修というのがございますので、その中でメンタルヘルスについて触れているところでございます。以上です。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 本当にメンタルを疲れてしまうタイミングって、多分節目のときが多いのかなと思うんです、年齢的節目もそうですし、役職的節目とかね。先ほど新人研修に先輩職員が職場の仕事のことを教えるという上下関係的な研修というの、それすごく大事でありますから、それを別に否定するものではないですけれども、やはり節目節目のところで研修をしつつ、自分の中でどういうふうにストレスマネジメントというのがストレス発散の方法が取れるかというのがやはり理解できていく。それでストレス発散が今の通常の業務の中で上手にできるやはり職場環境というのが私大事だと思うんですね。昔、もうすごい昔です。現副区長たちが多分入職した頃は、部長とか課長とかいう職の人たちは本当にこの人たち何の仕事しているんだろうというのが見えないぐらい、私は外からですよ、見ている中では、何かずっと新聞読んでいるとか、庁議室行ったら半日帰ってこないとか、何かそういう状況がすごく続いていたときがあったと私自身思っているんです。でも、今の状況を見ると、本当に課長が、これって係長業務じゃないのと思うような数字の入力しながら、書類ここまで積んで、それに付箋をつけながら自分たちの仕事をやっていることとかもやらざるを得ない状況があったり、あとは係長の人たちも、休みの病欠とか休職とかいうふうになった人たちの仕事をどうしてもやらざるを得ない、やらないと区民への生活が順調にいかないというのが出てしまったりすると、やらざるを得ないというところでやはり残業とか、それこそ疲れとかに出してしまうのかなと思うので、そういう点で改善が必要だなというふうに思います。

次の資料として、ちょっと重複はしますけれども、6、7、8あたりを使って会計年度のところでお話しさせてください。会計年度任用職員が制度が始まって公募によらない5年間とい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

う枠も取っ払という状況が出ていますけれども、少し課別、これも複数年出してもらいましたけれども、職別や男女別、勤務年数別で課別の推移、何か特徴的なところありましたら教えてください。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

会計年度任用職員ですけれども、重要な仕事の担い手となっているふうに認識しておりまして、やはり各課必要なところに必要な人員を配置しているというふうに認識しているところではございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 本当に正規職員の来年度採用に向けて、どこの区もやはりどこの区の人事や区の職員組合さんとかに聞くと、本当に目いっぱい。台東区は比較的2桁最大の数字が人勧に持っていつている数字であるけれども、3桁で200とかいう数字も応募かけたいよというような、言っているのが他区でもよく聞かれていて、じゃあ、その人数が来るのかっていったらば、実際には退職、辞退、面接して合格をもらっても退職、辞退が出るので、一定数はその区、台東区であれば台東区に来ないというのがずっとそれは続いている実態ではあるんで、ほかのところなどではもう会計年度職員を採用を前提とした予算を組んでもらわないと正規だけだとうまく回らないかもしれないということをお話などを他区からも聞いている状況でありますから、やはりまずは正規をきちんと埋める。それをしていくには正規の処遇、改善の分も考えていただくというふうに思っています。

会計年度任用の公募によらないというのがこの中にもありますけれども、公募によらない採用人数及び選考の実施状況とかその辺教えてください。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

今公募によらない選定については4回まで認めているところでございまして、4回目以降に特例ということで再度公募によらない選定することも可能となっている状況でございます。そういった状況の中で、公募によらない選定をしている所管も出てきているというところと、また、やはり募集をかけていく必要があるだろうというふうに判断して募集かけているところもあるかなというふうに認識しています。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 会計年度の任用職員の報酬額、これも教えてください。やはり組合とかの等の交渉でいえば、毎年ベースアップも当然ですし、ボーナス、賞与とか、夏冬とかとかいろいろ労使交渉やっているとと思うんですけれども、今の報酬額の移行についてちょっと教えてください。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和6年度から会計年度任用職員にも勤勉手当を充てることになりまして、その分で増になっている部分もございます。また、あと、この資料請求8番のところですが、毎年毎年ベースアップはしているところがございますので、基本的に給料は上げているという状況で認識しております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 あと、採用の、報酬額は今、勤勉手当も分かりましたけれども、労働組合や現場の職員などから、例えば給料や待遇という面でこういうところを改善してほしいとかいうのが具体的に何か言えるものありましたら教えてください。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

先ほど4回の条件という話をさせていただいたんですけれども、公募によらない選定の。公募には選定の年数自体を廃止してくれという意見もいただいているところではございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 私もずっと追っかけて言っていますけれども、図書館の司書さんなどは、ずっと働いていて、やっこの制度が少し変わったので給料上がったけれども、やはり正規職員との賃金格差は大きい、物すごい差がついていて、本当にこのまま仕事として続けていけるのか、生活が成立するのか、あとはこれから年を取って老後の年金生活になったときに、本当に今の仕事の働き方でいいのかというのを悩んでいるんだという話も伺いますので、本当に正規化が必要だなというふうに思っていますけれども、会計年度職員の正規化をしていくために、正規職員の採用の枠というのかな、それを拡大していくべきだというふうに思うんですけれども、例えば23区でそういうのって検討されているんですか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

会計年度任用職員の方がもし再度採用となるとなると、新規というよりは経験者採用になるのかなというところではございます。経験者採用について、やはり特別区人事委員会のほうで決定していく話になりますので、こちらでちょっとやるとか言えないんですけれども、ただ、我々も人事担課長会などで人事委員会に意見を言っていく立場はございますので、その中でいろいろと我々の状況なども伝えつつ、経験者採用の枠についても検討していきたいなと思っております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 経験者採用ってすごく大事だと思うんですね。もちろん外からの経験者を入れて新たな風を吹き込んで業務の整理や本当に区民福祉の向上というのを図る。それはもうそれで大切なことなんですけれども、やはり一定経験がある人たちが自分たちの職場をより活性化してもっといい区民サービス提供できるんじゃないかというアイデアを持っている人たちが正規化することで、本当に区民生活をよくしていくことができる、そういうものにつながる

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

のかなというふうに思いますので、ぜひ23区全体で考えていただきたいなと思います。

先ほど、公募によらない再任用、資料7も使いますけれども、公募によらない再任用のことで、今、基本的に原課採用というのが原則になっていますけれども、この全体として、区全体として過不足や政策的に人員をここに充てたいから会計年度、取りあえず今は会計年度の方を増やしていくというのも含めて、人事課で会計年度の採用をしていくべきだというふうに私は思うんですけれども、その辺はどうですか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、基本、専門性が高い仕事をやっていただいている認識をしています。そのため、どちらかというと、人事課でやるよりは、各課で採用していく必要があるかなと考えております。

なお、全体の調整などについては、人事課のほうに一旦相談しながら、やっていただくことになっていますので、そういったところでカバーしていけばいいかなと考えております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 くらしの相談課さんなどでも消費者相談のプロフェッショナルとしていらっしゃる方がいたり、でも、そういう人たちだって、決して正規職員でそこにずっと配属というのが、可能であればしていけばいいんであって、やはり会計年度か正規かというのは十分考えていただきたいのと、本当に原課任せにしまうと、やはり賃金格差の部分も、相対的にはなるべく賃金格差がない、部署ごとに賃金格差がないように職種別での採用というふうに人事は調整しますけれども、本当に必要な人材確保とか、台東区としての政策的に必要な確保というところも考えていただきたいなというふうに思っています。

今、大学生や高校生などと話をすると、会社の継続度とかを見る、はかって、それで就職活動するという人たちが一定数いるというのが私、ネットも含めて、実際に聞いて、見たりするのも含めて、あるんですけれども、職員の福利厚生って、私、大事だと思うんですね。私が台東区社会福祉事業団に勤めていたときには、区の互助会が使えていました。もちろん職員として互助会費を出して、補填があって、食券なども買って使わせていただいていたし、いろいろな遊園地の券だとかも安く使わせてもらったりというふうにしていたんですけれども、今の23区全体、特別区全体で区で判断できるものというのがあると思うんですけれども、例えば台東区独自の福利厚生とか、ほかの自治体ともし比較とかができたら、その比較も教えていただきたいんですけれども、台東区独自の福利厚生というのがあれば、それは貫くべきだと思いますけれど、その辺どうですか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

職員の福利厚生、先ほど委員からもありましたように、特別区職員互助組合による特別区全体の福利厚生と台東区役所職員互助会による台東区独自の福利厚生、2通り、2段階になって

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いるところではございます。

互助会に関してなんですけれども、こちら職員からの会費と区の補助金を財源としまして、例えば給付事業やカフェテリア事業などを行っているところではございます。

他区を見ますと、この福利厚生事業を結構委託化している自治体が多くて、その委託化した自治体においては、パッケージプランみたいな形で、選択制福利厚生事業という形なんですけれども、そうすると、ある意味、メニューが一緒になってくる状況になってくるというところがありますけれども、本区においては、そこは独自の福利厚生事業を継続していますので、そういった面では他区とは変わっているかなと思っているところではございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 ちょっと詳しく一つ聞きたいんですけれども、その職員互助会の出資の方法なんですけれども、職員が5割出したのが、台東区が予算として5割出すという認識なんですけれども、例えば職員が3出して台東区が7出すという、この割合を変えるというのは、いわゆる今のルール上は可能なんですか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 以前は区のほうが多く出していた時期もありまして、その間、財政健全推進計画ですとか、その他の行政改革の流れの中で縮小していった経緯はあります。なので、今現状、こういう形で1対1になっていますけれども、これを増やすことはできなくはないという状況ではあります。ただ、区民から見たときの職員に対する意識とか、そういったところも踏まえた上で、慎重な検討は必要かなと考えております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 本当に現場の職員、区の職員が縮小していっちゃって、事業が滞ってしまうと、それはもう一番困るのは区民なのでね。ぜひその辺はお互いに理解をしながら、やっていただきたいなと思います。

それと、資料の9、10か、有給休暇の取得についてお伺いしますけれども、ちょっと休みやすい職場づくりを本当にやらなければいけないというふうに思っていて、今回の平均の取得、これまた23区別だと、順位は出ますか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 先ほど答弁させていただきましたが、12位です。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 やはり本当休める状況をつくってください。

それと、ごめんなさい、順番間違えました。資料13、14、超過勤務についてお伺いします。

経年での超過勤務、平均でいうと181時間、平均なのでね、181時間、会計年度が10時間というふうに出ていますけれども、これ何か超過勤務を減らしていく努力というのを何か、これがありますというのがあるのか、ちょっと教えてください。

○委員長 人事課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

やはり行政需要も複雑化している中、職員数を増やしているといえども、やはり仕事の量はすごくあって、そこを業務改善とかをしている部分であるんですけど、一定数超過勤務出ている状況はあるというふうに認識しております。人事課では、ノー残業、庁舎一斉定時退庁日というのを月1回行っておりまして、その点については、18時15分までには退勤するという形を取っておりまして、その中でなるべく早く帰る、超過勤務をしないという形のことを意識づけを図っているところではございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 ノー残業デーは重要な、それを一つのきっかけにするのは必要なことだと思いますので、そういうのは引き続きやっていただきたいんですけども、本当に自分がやっている業務、自分たちがチームでやる業務がほとんどですから、自分たちがやっている業務というのがやはりチームの中で整理をして、本当にいかないと、なかなか超過勤務も少なくなっていくだろうなというふうに思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

15、16の出産・育児に関するとところでありますけれども、やはり今、区の職員も一定数若返りが図られてきていると思っていて、この出産適齢期の人たちが一定数いるというふうにも思ってはいますけれども、妊娠出産育児休業取得については、何か課題とか、こういうふうにしたらもっと取得しやすくなるんじゃないかとかって、その辺議論されているものがあったら、教えてください。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

人事課では、子育て・介護と仕事の両立支援ハンドブックというのを作成しており、それを使いながら、職員に対して、育児だけでなく、介護も含めてなんですけれども、休暇制度のご案内をしているところではございます。職員の育休のところにつきましては、職場の所属長の面談を3回やるようにはなっておりまして、その中で今お話あった休暇制度などをご案内させていただきまして、しっかり休みが取れるような形を対応しているところではございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 ただ、ただというか、一方で、やはり妊娠とかいうのは、計画的に何かができるというものではなくて、妊娠でお休みをするという人が分かった時点で、正規職員の補充があれば、出産休暇で3年お休みをしていただいても全然職場としてはスムーズだというふうに職員が思っている方もいますけれど、その補充とかがないから、実は補充がずっとされれば、自分たちも妊娠や育児というのに踏み切れるんだという職員がいるという実態はぜひ知っていただきたいし、会計年度職員でいえば、もちろん首切りは、妊娠とか育児休業を理由とした、そういうまたぎのときに、それを理由とした解雇というのは、首切りというのは絶対してはなりませんけれども、そういうのだって継続的に育児休暇が終わったら、また、公募にはなるけれども戻ってきてくださいねという姿勢をぜひ取っていただいて、誰でも休みやすい体制と職

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

員の充実を図っていただきたいというふうに思っています。

最後、資料17の外国籍の正規職員の推移なんですけれども、この表を見ていただいて、区職員の中に外国籍の正規職員が3年間で0、その参考で出していただいたのが、国籍要件とかいうのが一定ある職種があるということを、私、すみません、初めて知りました、勉強になりました。今、この外国籍の職員を、これだけ外国人が住民で増えてきている台東区、23区にありますから、もっと私、外国籍の正規職員とか会計年度の職員とかを増やしてもいいというふうに思っているんですけれども、実際に今現状として、台東区としての考えとか、23区としての状況とか、その辺どういう議論がされているのか、教えてください。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

23区におきましても、国籍要件をみなすかどうかの検討というのはしたことがあります。ただ、許認可とか、そういった公権力の行使に関する部分について、日本国籍の者しか行えないという国の考え方がございますので、そういった状況の中から、今、ここに上げています国籍要件のある事務については、そういった仕事に関わることが多いだろうということで、国籍要件の廃止は見送られているという状況でございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 決定機関とか、どうしても法律上というのがルールとしては分かるんですけれども、本当に相談とか技能、医療技術とか、言葉がスムーズであれば、もっともっと区民サービス向上とか提供がしやすい職種というのが、多分精査していけば出てくると思うんですね。法律の縛りのないところとかいうのも、今現在だってあると思うので、ぜひそういうところには採用もしていただきたいですし、23区での国籍条項についても、国籍要件か、についても撤廃も含めて、ぜひ議論を深めていただきたいなというふうに思いますので、区の職員は区民サービスを提供していく中心になりますので、教育も含めて、教育委員会の所管も含めてですけど、増員をぜひ進めていただきたいと思います。以上です。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 先ほど鈴木委員のご質問の中で、互助会の補助率の件で、私のほうで1対1というご答弁させていただいたんですけれども、大変申し訳ありません、1対0.5でございます。申し訳ありません、訂正させていただきます。

◆鈴木昇 委員 1対0.5。

◎飯田辰徳 人事課長 半分。

○委員長 よろしいでしょうか。

ここで……

(「……休憩」と呼ぶ者あり)

○委員長 すみません、ここで休憩いたしたいと思います。次、15時25分に再開いたします

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ので、よろしくお願いいたします。

午後 3時12分休憩

午後 3時24分再開

○委員長 ただいまから、決算特別委員会を再開いたします。

○委員長 ここで委員各位並びに理事者にお願いを申し上げます。

質問は、決算特別委員会の性格をお含みいただいた上で、重複を避け、趣旨を分かりやすく、簡明にされるようお願いいたします。

また、理事者におかれましても、答弁は質問に対する結論を簡潔明瞭にお答えいただき、議事運営にご協力いただけますようお願いを申し上げます。お願いいたします。

それでは、審議に戻ります。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 105ページの27番と109ページの54番の（1）、関連的なところなので、1つのまとめでお伺いしますけれども、人権施策推進、本当に人権、これ大事なことであります。中学校の人権推進校、指定校というのももちろんそうですし、今、人権というものがいろいろな場面で取り上げられてきているものだと思います。LGBTの問題、外国人の問題、また、台東区は過去でいえば同和対策というのがずっと続けられてきておりますけれども、今の同和対策協議の相談員報酬のところでお伺いをしますが、この2名の中で820万ちょっと、数字としては前年度よりも微増していますけれども、この報酬等の増加というのは何を示しているのかが一つと、今、この同和対策協議会相談員の中で、具体的にどういう相談が主に行われているのか。また、どういう解決を進めているのかというのを教えていただきたいのですが、いかがですか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 お答え申し上げます。

まず、相談員等の報酬等の増でございますが、こちら会計年度職員の報酬増ということで、まずは、区職員の給与改定がございましたので、これに基づいて会計年度職員の報酬が決定してございますので、その影響を受けた増が一つ。あともう一つが、会計年度職員にこの年から勤勉手当が支給されることになったことによる増でございます。

続きまして、相談の内容でございます。相談の内容といたしましては、令和6年度は92件の相談がございまして、経営や税に関する相談が63件、生活に関する相談が16件、雇用に関する相談が4件、人権に関する相談が3件等でございます。

解決でございますが、専門の機関につなげたりとか、あるいは、結構傾聴だけでも落ち着くという方がございますので、そういった対応をしているところでございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 相談内容とか件数について、例年とそんなに大幅に何かが変わったという状

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

況ではないなというふうに思いました。

私の実家は台東区の北部なんですけれども、その年代の人たち、Uターンも含めて、大分以前に比べると私らの年代の人たちは増えたなというふうに、同級生とかも、思っていて、同年代の人たちと話を聞くと、そんなもう台東区での同和対策とか部落対策というのはもう今の時代にそぐうのかというのでいえば、もうそろそろ見直してもいいんじゃないかという声なども聞こえるところなんですけれども、今、台東区としてどういうふうに今後考えていくのか。ちょっとその点だけ教えてください。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 確かに相談件数は減少傾向にありますが、多くの相談の背景には同和問題がやはり依然として存在していると考えられます。同和問題というのは、相談の実施に当たって、やはりその背景がございしますので、一般の相談窓口になかなかなじまないという点もございします。そうしたことでございしますので、というのが1点と、あと、28年に部落差別の解消の推進に関する法律施行されました。この中で、部落問題が依然として存在しているという認識の中で、地方公共団体においても、地域の実情に応じて相談体制の充実を図ることとされてございします。この2点から、まだ相談の需要というのがあるのかなという認識でございします。以上でございします。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 認識の中では、そのような認識であっても、そうなのかなとは思いますが、じゃあ、その対象者が特定の人とかではなくて、もうちょっと広く、面で見たとときに、その地域の人たちがそういう同和対策とか同和問題とかいう認識があるのかどうかというところをやはり一つ問う時期になってきているんじゃないかというふうに思っているんで、ぜひそれは人権という広く捉えていただき、また、研修とか講演会とかやっていただくのも必要なんですけれども、同和というので、じゃあ、今の実態としてどうなんだろう、今、そこに住んでいる人たちがそういうことが必要なんだという認識なのか、もしくは、そういう認識を持ってもらうためにはどうしたらいいのかも検討していただきたいなと思いますので、ご努力をお願いします。そこについては以上です。

116ページ、公共施設、12番の公共予約システムについて伺います。

私、この公共予約システム、過去の委員会の中で、本当にスマホでの予約がしづらくて、画面が小さくて、今の時代にそぐうのかというので質問したところ、今後、予約システムを変えていくということの答弁ありましたけれども、現状と、あと今後、いつスタートで新しいシステムになりそうなのかも含めて、その展望も含めて教えてください。

○委員長 情報システム課長。

◎廣瀬幸裕 情報システム課長 答えいたします。

委員ご指摘のスマートフォン画面への対応につきましては、令和6年の予算特別委員会において答弁はしておりますが、現行のシステムのバージョンでは、スマートフォン画面には対応

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

してはなく、パソコン画面での表示となっております。現システムのスマートフォン画面へのレイアウト変更を行うというのは技術的に難しく、現在のシステムの利用期限である令和10年9月までに現在使用しているシステムを新しくするシステム更改に合わせて対応していくことと予定しております。

なお、昨年からシステム更改に向けた庁内検討会を設置しまして、現在、検討を開始しているところです。新しいシステムの更新に当たりましては、昨年実施しました区政サポーターアンケートにおいても、スマートフォン画面の対応についてご意見いただいていることから、新システムの更改に合わせて対応していく予定でございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 令和10年、あと2年、3年ありますけれども、その間、不便だなというのを感じながら、多分多くの人かパソコンよりも、最近何かスマホで予約というのが多いのかなというのを思うので、きっと途中でやめると違約金が生じてしまったりというのがあるんじゃないけれども、ほかのDX化も含めて、この中に上手に組み込んでいただいて、使いやすいシステムにしていきたいというふうに思います。私からは以上です。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 先ほど部落差別の問題がちょっと出ましたので、一言申し上げておきますが、まだまだ台東区においては、土地の差別も含めて、この問題は本当に根深いんだなということを感じるやはり事件がありました。マスコミ等見ても、ネット上にはいろいろな問題が出ていますけれども、先日、台東区のあるエリアで児童虐待の事件が起きたんですが、そのネット上の書き込みには、本当に台東区の特定のエリアと人種差別を結びつけた、もう本当にひどい書き込みがたくさん出てきた。あるいは、人権課のほうで定期的にモニタリングをやっていますが、そこでもやはり特定の地名と差別を結びつけるような書き込みが非常にあって、それをいろいろ通報は、法務省のほうに通報等しているんですけども、いわゆる個人に対する誹謗中傷に対してはいろいろなルールが整ったんですが、地名とかエリアに対する差別というのはそのまま放置の状態なんですね。ですので、ある意味、意識は変わっているんで、ちょっと方向性は変わっているところ、あると思うんですが、この差別、被差別の問題、同和の問題についてはまだまだ本腰を入れてやっていかなければいけないということを一応申し上げておきます。

その上で、私からの質問は、その上じゃない、それとは別に、103ページ、人事事務についてお話をさせていただきます。

10月1日、ニュースで、いろいろなところで、民間会社も含めて、内定式が行われたというニュースがございました。今、なかなか人材の確保が難しく、入社の前半年前にこういう内定式をやって、人材を確保する、あるいは、会社なり、組織の雰囲気伝えるというようなことが効果があるというふうに伺っています。そして、この台東区でも先日、内定式が行われて、50人の方に、内定書というんですか、内定通知書が引き渡されたということでございまして、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

こうした取組は非常に評価するところなんですけど、やはり背景としてあるのは、今、いろいろな業界が人材不足ですよ。先日の報道の中でも、地方公務員の定員割れということが大きくクローズアップをされていて、もちろん背景にあるのは少子化、あるいは若年層、就職する方たちの数自体が減っていると。あとは、民間企業に比べての労働条件が、待遇面、あるいは試験の負担が非常にハードルが高いとか、いろいろな理由があるようでございますが、23区、台東区の場合、23区ですよ。23区の試験を受ける受験者数も大幅に減少していると。比較のグラフ見たんですが、10年だか、12年前に比べて受験者数が約半分になっているということを伺っています。こうした中で、人材をしっかりと、新たな人材を確保するためにいろいろな取組をやられていると思いますが、直近の傾向としては、取組としては何かございませうでしょうか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

まず、先ほど委員からお話がありました特別区の1類の事務の受験者数の状況なんですけれども、平成29年に1万2,683名の受験者だったものが、令和6年、決算年度で6,868人、令和7年で6,080名ということで、受験者数が大幅に減となっていることは委員のおっしゃっておりでございます。

我々の中での内定者の人員確保、人材確保についてでございますけれども、まず、委員からお話がありました内定式、やらせていただいたところでございますが、それ以外に、観光ボランティアガイドさんの協力を得まして、区内の史跡等を巡る見学ツアーを行ったりですとか、採用1年目の職員を交えての座談会というのをやっているところでございます。その他、23区合同の採用説明会の実施、それだけでなく、本区独自で採用説明会をやっているところで、定着確保に向けて取り組んでいるところでございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 「台東区にくびったけ」、先日、この冊子を見つけまして、これが台東区の今、職員採用案内というやつですね。何かどこかの観光パンフレットみたい。中を開けると、もういろいろな職員さんが出ていて、一番特出しには、先ほど臨時で飛び込んできた、このときは高齢福祉課でしたが、学務課長が写っていますが、こうした取組を、これ採用されてから3年目だか4年目の方たちがもう課を超えてこの冊子を作るというのは何か通例になっているということで、もう非常にいい取組だと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

若手職員のほうでプロジェクトチームをつくりまして、この採用案内等を作っておりまして、3年に1回作成しているところではございまして、今年、令和7年度に改めて作っていく関係ではあるんですけれども、今回についても若手職員にその委員となってもらって、プロポーザルもやってもらいますし、編集も業者さんとの間の調整とかもやってもらう。そういう形で、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ある意味人材育成も兼ねて、採用案内の作成をしているところでございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 先ほど、とはいえ、23区の中での人気とかいう話はありませんでしたが、その一方で、先日、某生命保険会社が、中高生が思い描く将来についての意識調査ということで、将来何になりたいか、これが中学生の男子と高校生男女ともに公務員が1位なんだと。公務員が1位になったのは、いろいろなデータの中でも初めてだということですね。生命保険会社じゃなくて、これベネッセさんもあったんですが、ベネッセさんについても、上位ベスト5に大体地方公務員というのが必ず高校生になると入ってくるということで、これは何かまた時代の変化といいますか、来ているのかなと。一部は安定的な志向なのかなというデータもあるんですが、今、非常に将来の夢が多様化しているということで、ある意味、今まではプロスポーツとか、アイドルとか声優さんというのが上位を占めていたんですが、いろいろな分散化の中で相対的に公務員がちょっとぐぐっと上がってきたというふうに言われています。私も何度かインターンを受け入れているんですが、たまに公務員になりたいという方がいます。そういう方の話を聞くと、決して何か安定志向だからというよりかは、自分は母子家庭で、若い頃から行政の支援を受けてきたと。その経験を踏まえて、やはり自分は将来、大人になったら、支援する側のお手伝いをする、そんな志を持って公務員を目指すと言っている方も出会ったことがありますので、そういった意味では、全国的には定員割れ状態がありますが、まだまだ23区では、6,000人に減ったとしても、まだ5倍とか6倍ありますよね。さらには、その中から23区の何か人気区と言われているところ、人気の条件としては、中心部にあったりとか、庁舎が新しいとか、そういうことがあるんでしょうが、やはり今の台東区のいろいろな働いている先輩たちの思いとか、その姿勢をぜひ見せて、台東区で働きたいという人たちをしっかりと確保していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

やはり私もこれまで受験生の方々という話の中で、今、委員からお話があったように、やはりご自身が行政に関わってきていて、今度は自分が支援する立場に行きたい、協力したい、恩返ししたいという非常に志の高い受験生、多くいらっしゃいます。また、地方公務員、ご案内のとおり、いろいろな仕事があって、いろいろな仕事を経験できるというところを、逆に言うと、それで幅広く、本当に福祉からまちづくりから、いろいろな分野を学べるというところを魅力に思っている受験生もおりまして、そうした形で、やはりある意味、マイナスって意味じゃなくて、プラス的に公務員を志望しているの方々というのが増えてきているなというのは私も実感をしているところです。

また、先輩職員の声という話なんですけれども、採用相談会とかでお話をした特定職員がすごい働き方がよかったと、ああいう職員になってみたいというふうに思っておられる受験生の方もいらっしゃいまして、そうやって今、先ほども答弁申し上げたような取組というのをやは

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

り着実にやっていく必要があるのかなと思っています。

また、台東区、やはり歴史文化非常に充実していますので、そういったところに魅力を持っている受験生をおりますので、そういうところで台東区の魅力を今まで以上に発信してって、より多くの方が台東区を志望していただくよう頑張っていきたいと思います。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 いいです。

○委員長 高森副委員長。

◆高森喜美子 副委員長 それでは、私からお伺いするのは、107ページの世界文化遺産継承というところなんですが、この年度、遺産影響評価手法検討支援事業ということで、この言わばバッファゾーンがどういうふうに影響してくるかということに対する区の考え方をまとめたということだったと思います。その中では、やはり町場の方々は、世界文化遺産のおかげで、そのバッファゾーンがあるということで、まちの発展が阻害されるんじゃないかという心配がいろいろ出ておりまして、そういう声も私たち聞いていたわけでございます。そういう中で、ようやく台東区として、このまちづくりの中で、そうした影響を最小限度に抑えながら、このバッファゾーンの問題を解決していきたいということで、これがまとまったというふうに思っております。この今できました台東区の考え方については、東京都や、あるいは国などとも当然共有していかなければいけない部分もあるのではないかなと思うんですが、今どのような形になっているのか、教えていただけますか。

○委員長 世界遺産担当課長。

◎金田春江 世界遺産担当課長 答えいたします。

令和6年度に、西洋美術館のバッファゾーンのうち、上野駅東側の商業地区において遺産影響評価マニュアルを作成いたしました。このマニュアルは、バッファゾーンにおける開発行為などに与える影響を景観の観点から評価、分析するための基準、考え方を示したものでございます。本マニュアルにつきましては、本年の6月に東京都教育庁が設置いたします保存管理活用協議会において策定されました。この協議会には文化庁のほうもオブザーバーとして参加しておりますので、東京都、国と共にこちらのほう一緒に作成をいたしまして、今現在共有しているところでございます。7月から運用を開始しておりまして、ホームページのほうでも公表しているところでございます。

○委員長 高森副委員長。

◆高森喜美子 副委員長 こういう一定の方向性が出たということは大変評価しております。

やはりこのバッファゾーンが私有地まで含む部分が含まれているというようなことになっておりまして、方向性は出たものの、実際にまちの開発ということの現実的な話になったときに、しっかりとこれが皆さんにご理解をいただいて、ご協力をいただけるという確証的なものはないというのが現実だと思っております。そういう意味では、この文化遺産のある台東区としては、この文化遺産を大切にしながらも、やはりまちの発展ということも両方を考えていか

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なければならないという立場であることは変わらないというふうに思っております。これから先、長い、これはお付き合いになると思います。そういう意味では、フランス政府、あるいは文化庁、東京都、いろいろなところとコミュニケーションを取りながら、このことについてはなるべく改善ができるような、そうした取組を進めていくことも大事じゃないかと。つまり、このマニュアルができたから、これでおしまいということではなく、やはりユネスコに対し、イコモスに対しても、ここの部分の話というのはこれからも進めていっていただきたいというふうに思っております。

もう一つは、この世界遺産の意味合いというものをやはり私たちは認識を深めていく必要があらうかと思っております。この世界遺産登録、平成19年のときにフランス政府が名のりを上げたということで、ちょうど私たち5期生が1期生のときなんですね。それで、その間、約8年間にわたって運動を展開してきた、私たちにとっては非常に思い入れが深く、青柳先生も議長のとときにフランスへ一緒に行った記憶がございますが、そういう中で、これからもやはり私たち議員もそうですし、それから、区民の皆様にもこの意味合いをしっかりと分かっていただけるような取組をしていかなければならないというふうに思っております。この件に関しましては、総括でちょこっとやらせていただきたいと思いますと思っております。

それでは、次に参ります。108ページのNPO等との協働促進、47番のところでございます。

役所の仕事というのは多岐にわたっていて、そして、区の職員だけではなかなかやり切れない部分、そういう部分もありまして、そういう意味では、様々なNPOがまちの中では活動しております。そうした皆様とやはり手を携えて、より区民の生活に寄り添う形での施策が展開をされることが重要だというふうに思っております。そういう意味では、このNPOとの連携をしながら、区の仕事を一緒に進めていこうという、この事業は大変重要だと思っております。これまでずっと続けてこられたわけですが、実際問題、NPOと手を携えてやっていく協働事業というのが何件ぐらいあって、そして、うまくいかなかったものもあり、それから、大変うまくいっているものもあると聞いておりますが、その辺の評価と、それから、実際にうまくいかなかった部分の反省点というのはどんなことだったのか、教えてください。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 これまでの手を携えて行ってきた総事業でいいますと、10やってございます。そのうち、今でも継続して行っている事業は決して多くはないんですけれども、3事業ほどでございます。成果としましては、副委員長おっしゃるとおり、なかなか我々では発想のつかないような手法を使ってとかいうのもございましたし、反省点としましては、なかなか方向が、方向、初めのうちは同じような方向を向いていたのが、途中でちょっとずれが生じて、1年で終わってしまったみたいなんもあるような状況でございます。

○委員長 高森副委員長。

◆高森喜美子 副委員長 確かにNPO、やはりどちらかといえば差がいろいろありまして、本当にボランティア的にやっているところもあれば、もう少し組織立ってしっかりとやってい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

るようなNPOもあったり、それこそ千差万別だと思います。そういう中で、区が関わることによって、そちらのNPOも体制が整うとか、あるいは、仕事がより一緒にやることによって進捗していくとか、そういうメリットもあろうかと思います。そういう意味では、NPOの選び方、それから、それぞれの所管と一緒にあって伴走していく際のやり方、そういうところは工夫をしていただくことも必要なんじゃないかというふうに思っております。子供の育てている家庭の悩み事を聞いたり、あるいは、高齢者の困り事に対して寄り添ったり、いろいろなことをやっているNPOがございます。そういう意味では、所管のほうとそういうふうに連携できるような形の選び方というのも大事じゃないかなと思っておりますので、ぜひこれは引き続き新しいところとの連携も考えながら、続けていていただきたいというふうに思っております。

もう一つ、これ項目にないので、ここでお伺いしますが、民間企業との連携というのもこのところ進めていただいております。包括連携協定というのを結んで、それぞれの企業のノウハウ、それを区政のほうにも生かしていこうということで、ゼロカーボンシティに対しては、東京ガスの知見を区の施策に生かしていこうというような、そうした取組も進んだことは高く評価しております。民間企業のノウハウは極めて専門的な部分もございますし、また、区にいろいろな形で協力をしていただけるという点でも大きく区の施策に資する部分があると思いますが、この連携について、これからも進めていていただきたいという立場なんですけど、どのような形で進めていこうとしているのか、教えてください。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 お答えいたします。

企画課のほうでは包括連携協定を担当しておりまして、今、副委員長おっしゃっていただいたゼロカーボンシティ、東京ガスと環境課が個別で結んだ、そういった協定もございます。包括連携協定については、今現在、3社、ライオン株式会社、東京地下鉄株式会社、大塚製薬株式会社の3社と連携協定結びまして、令和6年度については、様々な分野で3社全体で26の連携事業を実施しております。また、今年度も同数程度は予定していきたいと考えております。

先ほどから副委員長ご指摘のとおり、多様化・複雑化する社会課題、そういったことに対応していくためには、なかなか区だけの力では解決が難しい部分もございますので、民間企業の強みを生かして、しっかり連携協力をして取り組んでまいりたいと考えております。そのため、当然包括連携を結びたいというような話があった際には、しっかり内容を精査した上で、我々としても前向きに検討していきたいと考えております。

○委員長 高森副委員長。

◆高森喜美子 副委員長 大変これからの区政にとっても重要なところでございまして、今、企業のほうも社会貢献をしたいと。自分たちの企業が単に営利目的の追求だけではなくて、社会全体の多くの皆さんに自分たちのよき、それから、自分たちの強み、そういうのも知っていただきながら、社会の役に立ちたいというところが大きくなってきて、それが会社のイメージ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

アップにもなっていくという点は区と連携できる大きなところだと思っております。特に災害時のことでありますとか、それから、そのときには食べるものであるとか、あるいは物資の運搬であるとか、いろいろなことが平常と違うことが出てくるんですけれども、そういう部分についてもなるべくそうした民間の企業の知見を生かしながら、区の施策に資する、そういう取組を進めていっていただきたいというふうにお願いをしておきます。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 ここで人権・多様性推進課長から発言を求められておりますので、ご聴取願います。
人権・多様性推進課長。

◎落合亨 人権・多様性推進課長 すみません、先ほど風澤委員のご質問のはばたき21相談室のところで、職員体制の強化のところで、私、予算措置を1名行ったと申し上げました。この予算措置でございますが、正確には令和7年度に予算措置を行っているということでございます。おわびして訂正させていただきます。申し訳ございません。

○委員長 ただいまの発言については、ご了承願います。

○委員長 第2項、防災費について、ご審議願います。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 1つだけです。

122ページの1番、被災自治体への支援なんですけれども、これ24年の能登半島地震のことだとは思いますが、最終的に何名ぐらいの職員が何日ぐらい行かれたのか、その内容も含めて教えてください。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 答えいたします。

能登半島地震への対応といたしまして、6年度の実績をお答えいたします。罹災証明及び被災届出証明申請受付、交付業務といたしまして、危機管理室から1名、区民部から1名の合計2名の職員を派遣しております。それぞれ9日間と4日間の派遣となっております。また、住家被害認定二次調査といたしまして、都市づくり部より1名、9日間派遣しており、公費解体等受付業務として、環境清掃部より1名、7日間派遣しております。

なお、参考までに、令和5年度につきましても、罹災証明及び被災届出証明申請受付、交付業務といたしまして、危機管理室から2名、それぞれ9日間派遣いたしました。以上でございます。ごめんなさい、もう一つですね、失礼しました。その他、能登半島以外、能登半島、失礼しました。以上でございます。失礼しました。

○委員長 風澤委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。

宿泊や交通の何か手配みたいなのってスムーズにいったんですか。それは向こう、被災自治体が行ったんでしょうか。何かその辺って分かりますか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 基本的にはこちらで準備したものと考えております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。

台東区がもし被害を受けたときには、近畿日本ツーリストとたしか協定を結んでいて、どこかの自治体から協力が来たときには、宿泊や交通の手配を近ツリがしてくれるような協定、たしか結んでいたような記憶があるんですけども、今回はこちらで行ったということですね。そういった今回の支援によって、災害というのは起きてはいけないんですけども、もし起きたときに、そういう自治体同士の協力体制とか連携というのがまた今後に生かせるのではないかと思いますので、国や東京都もそういったときにどういうふうにしたらいいかというのか、今回の経験を踏まえて、いろいろ考えてはいると思うんですけども、そういうのに生かしていければいいかなと思います。以上です。お疲れさまでした。すみません。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 私のほうは、122ページの防災費、防災対策費ですね、の2番、災害対策本部機能の充実ということでして、2月の環境委員会において、災害対策用ドローンに関してなんですけれども、職員3名がドローンの取得をもう既に、資格を取得していて、今後さらに3名ほど増やしてワンチーム体制をつくりたいというようなご答弁があったと思うんですけども、ご進展があれば、教えてください。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 委員ご指摘のとおり、現在区が所有するドローンを操縦するため、3名の職員に技能証明の資格を取得させ、3名を1チームとする部隊を編成しております。現在、この部隊もかなり訓練によりレベルが上がってきておりまして、訓練の委託先の講師のほうからは、独り立ちが十分できるというようなお墨つきをいただいたところでございます。

今後につきましては、現在区は2台のドローンを所有していることから、この2台を同時に稼働させるためには、さらにチーム数を増やす必要があると考えておりますので、操縦できる人材の増員を現在検討しているところでございます。以上です。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 独り立ちということは、親方みたいな感じでどんどん育っていくと思うんですよ。私もやったことあるんですけど、スポーツと一緒にいうか、相当難しいと思うんですね。なので、経験値が非常に大事だし、その後ももう親方になった人がさらに育てていくと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

というのがすごい大事になってきますので、今後も訓練体制、人材育成のほう引き続きよろしく
お願いいたします。

続いて、いいですか。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 続きまして、124ページ、14番の井戸・備蓄倉庫の維持管理というところ
でして、災害時の飲料水、生活水の確保を目的として、台東区でも浅井戸、深井戸というも
のを整備されていると思います。定期的な水質検査であったりとか、ろ過装置、ポンプ点検、
発電機点検、清掃をしているとお伺いいたしました。これらの井戸の耐震検査などは実施され
ていますでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 現在、井戸の耐震検査については、実施をしておりません。
先ほど委員からも案内あったとおり、ポンプの劣化点検ですとか、用水確認、発電機なども含
めて、約20項目の点検を実施しており、作動状況の把握に努めております。耐震検査につい
ては、まずはほかの自治体等における検査の実態ですとか、検査の有効性などを調査してい
きたいと考えてございます。以上です。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ありがとうございます。

過去の地震で、揺れによって井戸設備が壊れてしまったりということが、そういった事例も、
水が出なくなっちゃった、そんな事例も報告されています。やはりいざというときに使えない
ということは非常に困ってしまいますので、ただ、もちろん費用面だったりとか、そういった
ものもあると、課題もあると思いますので、ほかの自治体のを確認しながら、引き続き、そ
うですね、確認、診断をしていただければなど、要望で終わらせていただきます。以上です。

○委員長 よろしいですか。

弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 1点お伺いいたします。ページは122ページの6番、初期消火体制の強化に
ついてです。

こちらには書かれておりませんが、感電ブレーカーについてお伺いいたします。以前、予算
委員会で、感電……。感震ブレーカーです、すみません。感震ブレーカーについて総括質問さ
せていただきました。現在、区では、木密地域に限定して感震ブレーカーの設置費用を助成し
ております。また、簡易型感震ブレーカーの配布も行っておりますが、ここ数年、設置数が伸
び悩んでいる状況でしたが、その後どのようなになっているのか、進捗状況を教えてください。
設置数と設置率でお願いいたします。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 感震ブレーカー事業の実績でございます。助成件数ですが、
令和5年度は3件、6年度は4件、今年度に入りまして7件の申請がございました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

こちら感震ブレイカーの普及率についてでございますが、事業の対象としている地域のほうのこちらで推計をしておりますが、東京都のほうで行っている無償配布事業も含めると、こちらの地域世帯の約2割程度の世帯に普及しているものと推計してございます。以上です。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 この3年間で3件、4件、7件と増えていることはいいことだと思います。

もう1問あるんですが、総括の際に、こちら設置費用の助成が本区では木密地域を、本区独自で地域を設定しておりますが、私は、木造家屋に関しては漏れなく対象にしていきたい、してほしいというふうにちょっとお願いをしておりますが、その後いかがでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 対象地域の拡大の検討の前提に当たりまして、こうした助成実績が伸び悩んでいた原因と対策を検討するため、今年の6月、こちらの対象地域の住民の方にアンケート調査を、簡単なものですが、実施いたしました。結果的にサンプル数は少なかったため、データとしてはばらけた結果になってしまったんですが、こちらのアンケートを通じて、感震ブレイカーを恐らく知っていただく機会が増えたと考えていますが、今年になり、先ほどのとおり件数が若干伸びたと考えております。こうしたことから、周知方法にも見直しの改善の余地があると思っております。また、最近では新タイプのコンセント型の感震ブレイカーも販売されていたこともございますので、こうした新たな要素も加味しつつ、引き続き様々な観点から普及の啓発、普及の方法を検討しているところでございます。以上です。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 今年の6月にアンケートを実施したということで、そこで周知をされたと思うんですけど、今年、昨年の4件から7件に上がったのは、アンケートによって、かなり周知されていたことによって上がったということでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 直接の因果関係は明確なものはないんですが、ちょうどアンケート調査を配布したタイミング、そのタイミングの直後に申請のご相談などがあったことから、恐らくそうしたことがきっかけに関心を持っていたということ、申請につながったものと推測してございます。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 分かりました。ありがとうございます。じゃあ、そうですね、たしか台東区では台東区独自で地域指定していますし、東京都での指定地域と台東区で少しずれていると思うんです。例えば鳥越地域は東京は指定していますが、台東区ではその地域になっていなかったりというところがあるんですが、ぜひ、今回アンケートをしていただいたことによって、アンケートによって知っていただくということになっていたかもしれないので、どんどんそういうのを増やしていただきたいし、それで助成件数が増えることによって、対象地域も拡大することになりますので、ぜひこちらは要望としてもお願いします。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

小坂委員。

◆小坂義久 委員 消火器ですね、これが購入が今回575本ということで、当然有効期限あるんで、恐らく製造から10年たったということで、これ購入されたというふうに認識をしております。そこで確認したいのが、逆に薬剤の詰め替えですね、これ粉末消火器で、製造から5年たつと詰め替え作業になるということなんですが、この薬剤詰め替え作業をした消火器の本数、何本あるのかと、また、これ業者さんに対する委託料についてちょっと確認をしたいと思います。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 まず、消火器の詰め替えの本数ですが、町会管理の消火器につきましては170本、区が管理する消火器3本、合計173本の詰め替えを実施しております。

こちらに係る委託料につきましては、町会分と区のを合わせて114万1,800円でございます。以上です。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 ということは、この消火器等維持管理経費の中から委託料が114万1,800円ということですね。はい、分かりました。

そこで、過去に例えば台東区と契約していない業者が訪問し、消火器の薬剤詰め替えを行ったと。その代金として高額な金額を請求する事例があったというふうにお聞きしておりますが、この6年度に関しては、そういうことはないですね。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 過去、平成16年のときですが、そうした事例があったということで、それ以降、毎年のように注意喚起をしております。この決算年度につきましても、そうした事例はございませんでした。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 そうですね、やはり注意喚起、周知、これを本当徹底していただきたいなと思います。というのは、本当なりすましで、今、結構役所の人間に成り済ましたりとか、様々いろいろな例が今あります。そういう意味で、絶対にそういう人たちにだまされないような形での注意喚起をしっかりと行っていただきたいということで、よろしくお願いします。要望です。以上です。

○委員長 関連、鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 消火体制関連なんですけれども、小さい小型の消火器は分かりましたけれども、大型の消火器の配置のことでお伺いをしたいのですが、木密地域、もちろん谷中、根岸の地域で、もともと大型の、相当やはり大きい大型の消火器が過去、相当数あったというふうにいるんです。ただ、その消火器を置いているところの家の前、家の建て替えとかでもう

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ちょっと置くの勘弁してほしいとかいうので大型消火器が減っているというふうに私認識しているんですけども、本数のこの推移とか、もし分かったら教えてください。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 本数の推移でございますが、過去9年間を遡りますと、区と町会管理を合わせて最も多かったときが、平成31年の1月の時点で330本ございました。今現在、令和7年9月ですが、9月時点では147本にまで減少しております。理由は、先ほど委員のほうからもありましたとおり、地域の方からは、大型で使いにくいですとか、設置スペースがないという等の意見をもらうことが多く、徐々に小型のものへと変更していったことで、このような経緯となってございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 半分以下になって、あっ、そんなに減ってしまったんだという、ちょっと数としてはびっくりしました。小型のものに置き換えをしているというのも今答弁の中にありましたけれども、大型消火器の噴射時間とか小型消火器の噴射時間って、すごく時間の差があると思うんですね。もう小型なんて、20秒から30秒出れば、よしと、大型でも2分半前後、3分ぐらいというのが主なんですけれども、その消火器の能力的な違いを穴埋めできるような消火器の置き方とかいうふうにしているんですか。例えば大型消火器1か所あったものを、それがなくなって、その同じ場所に小型が3本置きますよみたいな、そういうことになっているのか、大型1か所あった付近に本数増やして置いていますよとかいう、そういう何か違いはあるんですか。教えてください。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 基本的には大型を小型に変えた際には、そのまま小型を置いてございます。ただ、おっしゃったとおり、消火能力に違いがありますので、小型消火器を複数使用することで対応も可能と考えますので、ご希望があれば、近場で複数台の配備を行うこともできるとしてございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 ご希望があればという答弁のところが引っかかるところで、希望がなければ、1本置いてくださいって区側はお願いをすると思うんですけども、やはりまだ木密地域で、らしさを残している分、火災とかすごく気にしていますよ、そこに住んでいる人たちは。自分たちの消火器を自主的に購入したり、町会からのあっせんとか、区のアッセンとかを使ったり、そういうので工夫をされていますけれども、やはり区としては、大型消火器に代わるものとして置くのであれば、その消火能力ということを考えて置くべきだというふうに思いますけれど、その点はどうですか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 基本的には大型と小型は確かに違う状況ではありますけれども、使いやすさとか、実際置いても使用できないというところもありますので、基本的には

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

小型と考えておりますが、そうした不安な声もあるということですので、そうしたこともお聞きしながら、交換の際には2本置きますかとか、そういった相談には乗っていきたいと思っております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 過去の私、委員会の中で、まちかど消火器、水での消火器で、ハリアーをもっと木密地域に置くべきじゃないかという質問して、なかなかそれは単純じゃないから進められないというような答弁ではあったんですけども、やはり今これだけ災害意識も高まってきて、火災なんていうのは、本当個別にもう年末には必ずコンセント外して、ほこり払いをして、ついでに延長コードを買い換えてみようかまで、すごく気にされている方たちがいっぱいいるところだという認識を持っていますし、そうあってほしいというふうに思うんですね。なので、例えば今後建て替えとかリフォームとかをするときには、入り口付近にまちかど消火栓に使える消火器を、消火器じゃねえや、蛇口をつけていただくことを助成するとか、そういうこともやはり考えて、まちかど消火器のハリアーを多く配備をしたり、あとは、公的な場所、もちろん谷中コミュニティセンターにはずっと置きっ放しにはなっていますよ、使っているのは見たことないですけど。幼稚園とか保育園とか、私立も含めてね、水道蛇口はあるわけで、ハリアーのいいところは、日常的にも水やりとか、水まきとか水やりにも十分普通に使える、ふだん使いにもできるものがハリアーとしての特徴ですよというふうに業者の方も言っているわけで、そういうのを配備していくというお考えはないんですか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 現在のところ、ハリアーを増やすというような考えはございません。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 ぜひいろいろな部会も含めて、地域の方と話進めていただきたいなと思います。本当に吉田屋酒店さんにこのハリアーが1つでも置いてあって、日常の水やりには十分使えるわけで、目につくところで使っていることがあれば、町会の人も、こういう機械が、機械というか、機器があるんだというのを知っていただければ、またゲンキだや町会とか、いろいろな自主防災団の女性とか、そういうので使えるんだろうなというふうに思いますので、ぜひ、まずは公的な場所で設置、置いとくだけではなくて、水まきには日常に使う、もう広場の砂ぼこりが立つような時期には、ハリアーを使って防災広場の水まきをして、少し土の砂利の舞うのを抑えるとか、そういうのでぜひやっていただきたいなというところだけ要望として伝えておきます。以上です。

○委員長 じゃあ、新たに、大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 123ページ、9番（2）防災意識の啓発です。

子供に向けて防災体験ツアーを行ったと思いますが、今年度、6年度ですね、どんなことを企画したのでしょうか。また、参加人数いかがでしたか、教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 今ありました子供向けのツアーでございしますが、こちら令和5年度より関東大震災100年事業として、小学生親子を対象とした震災講座を実施しております。昨年度ですが、区内の復興公園や復興小学校などを巡りつつ、クイズ形式のツアーとすることで、親子で協力しながら、楽しく防災の知識を身につけてもらう内容として実施いたしました。148名の方から応募がありまして、抽せん等の結果、最終的に25名の方に参加していただきました。以上でございします。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 たくさんの応募があつてよかったと思います。災害はいつどこで起こるか分かりませんし、大人がそばにいないときに遭遇することも当然あります。子供自身がどう行動すれば安全かを理解しなければならないと思います。身体的にも判断力の面でも大人より災害時に弱い立場にある子供への防災意識の啓発はとても大切なことだと思います。たくさんの親御さんに参加してもらえよう、活発に企画してください。引き続きよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 次、田中委員。

◆田中宏篤 委員 同じく123ページの防災行動力の向上のところで、特に防災訓練、ここ数年ずっと避難所運営について力を入れて行っているというふうに認識しております。私自身も地元の避難所運営委員なり、また、近隣の避難所運営委員会にちょっとオブザーブで一回出させていただいて、本当にしっかり取り組んでいて、以前より大分向上しているのかなというふうに思っています。当初、やはり住民側も初めて避難所運営委員会とか出だしたときに、結構やはり以前、東日本大震災の後に1回そういったところを行ってから、大分その後何もしなかった期間があつて、それで避難所開設というところをやったときには、本当にもう全然相当時間がかかって、もうみんなが何だか分からないという状態があつたのが、今、最近はやはり職務意識というのがすごく高まっているかなと。これでちょっと驚いたのは、前年度とこの決算年度と見比べると、避難所単位の防災訓練、前年度26件なのがこの年度28件ということで、そんな変わっていないんですけれども、何か例えばこれ会合の数とかいうのは何か増やしているのかなというふうに思っているんですけれども、その辺ってどんな感じですかね。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 まず、避難所運営委員会の開催数につきましては、それほど増えているということではないんですけれども、必ず年に1回以上は必ず開催していこうということで、それまで開催されていなかったようなところも開催をしたりですとか、これまで進捗にかなり差があったところはあるんですけれども、そうしたものは徐々に詰まってきたということはあると思っております。

また、避難所運営キットなどの配備もしたことで、こういう認知度も向上してきており、引き続きこうしたことで避難所運営をしっかりと進めていきたいと考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。

ちょっともう1点気になったのが、その下ですね、町会等防災訓練、これが前年度73件だったところ、この年度に関しては107件になっていて、34件、結構大幅増かなと思っていて、この辺って何か、ごめんなさい、こういった要因というか、こういった取組をした結果とかいうのは、何かもしあれば、教えていただければと……。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 町会等の訓練の件数ですが、お手元の資料、間違いございません、5年度が108回で、6年度は107回であったと思います。田中委員がご指摘されたのは令和4年度の数字ということで、コロナ明けということで、徐々に増えてきたというところで考えてございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 すみません、ごめんなさい、ちょっと過去の決算資料を見るの間違っていったようです。いずれにしても、非常に今、各、結構避難所ごとに差があったというのも、非常に詰まっていると考えていますし、私の近辺も実はちょっと当初、参加したとき、お世辞にもいいとは言えなかったのが、やり方、各避難所の特性を踏まえたやり方、町会数が多いところであれば、多いなりのやり方をしなければいけないし、少ないところは少ないなりのやり方があると思っていて、そういった各所に合ったやり方というのを模索して、いろいろやっているところの結果なのかなというふうには捉えております。なので、引き続きここに関してはしっかり進めていただきたいんですが、各所、いろいろな違いはあると思うんですけども、ただ、ちょっと自分が感じているのは、3か所出ている中で、ほかはそうじゃないのかもしれないんですけども、台東区の防災に対する準備、備えというところの共有というか、が意外と認識がない避難所運営の方がいて、そういった台東区の今後こういうふうにしていく、今、ここが足りないけれど、こういうふうにしていくというようなところをしっかりと伝えて、同じような同様のビジョン、考え方をすり合わせていくという作業がまた今後必要になっていくのかなと思いますので、ぜひ引き続きそういった部分も含めて、しっかり、やはり避難所運営、非常に要だと思っておりますし、例えば震災が実際に起こったときに、避難所に避難しない方、在宅避難している方でも、やはり食料が尽きると避難所のほうに行ったりとかいうところで、いろいろまだまだ課題はあると思いますので、引き続きしっかり取り組んでいただければと思います。私から以上です。

○委員長 次、中村委員。

◆中村謙治郎 委員 122ページの2番になると思うんですけども、ちょっと東京都から貸与されているものなので、ここには項目ありませんが、ちょっと関心もあるので、お伺いしたいと思います。

この令和6年度から貸与されている衛星電波を使った通信機器ですね、スターリンク、あれ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

が導入されて以降、いろいろなところで活用されているかもしれませんが、そこをまず、活用しているならば、どんなことやってきたのか、教えていただきたいと思います。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 東京都から貸与を受けているモバイル衛星通信機器のことになりますが、こちら令和6年11月の総合防災訓練の際には、墨田区との通信訓練で実施をいたしました。また、今年6月の水防訓練の際には、会場である山谷堀広場、台東区役所、上野消防署の3か所をつなぐ通信訓練で使用いたしました。以上でございます。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 ありがとうございます。

今後、例えばこれを戦略的にどこに拠点を置くのかとか、どういう運用をしていくのかみたいなことは、当然台数が1台では限界があると思うんですけれども、2台目、3台目というのを例えば台東区でこれから考えているとか、そういった検討というのはされていたりするんですか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 こちらの通信制機器については、通信ケーブルの断絶などがあつた際にインターネットが回線が使用できなくなった場合にあっては、応急復旧に向けて使用できるという衛星通信であると考えてございます。ただ、こちらについては、高額な通信料ですとか平時の活用方法など、課題はあると考えておりますが、本区においても、災害対策本部と各地区本部における通信が途絶えた際の手段としてこういった機器は有効であると考えております。特別区長会におきましても、国や都に財政措置に関わる要望を提出しておりますので、こうした状況を踏まえて、各拠点への配備を今後検討していきたいと考えております。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 分かりました。よろしくお願いします。

次、もう1個だけ、そのページ7番の防災広場の維持管理のところでお伺いします。

この年度、昨年度の令和6年度の予算委員会のときにもちょっと指摘をさせていただいたんですけれども、初音の森の防災広場のフェンスの破損ですね、もう私が確認してからもう2年以上たつんじゃないかなと思うんですけれども、結局、その原因としては、広場を利用する人たちのルールを守らない、硬いボールを蹴ってサッカーなどをやることで、フェンスがもう完全に骨が折れてしまったりとか、破損してしまっている状態、今も本当に黄色いテープで災対の皆さんが巻いてくれていますけれども、風が吹くと、またびらびらってなっちゃって、これ今後、このフェンスは修復できるんですか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 修繕が遅れております、おわび申し上げます。このフェンスの破損につきましては、今年度中にフェンスの取替えと門扉の補修工事を実施する予定となっております。工事時期については、今調整中でございます。よろしくお願いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 それはよかったです。

それでしたら、やはりこのフェンスが今度復旧した後にしっかりルールを守っていただかないと、ぜひこの再発防止に向けてどんなことを考えられているのか、ちょっと今の段階で考えていることがあったら、教えてください。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 対策でございしますが、まず原因として、現在、球技等は禁止ですと書かれた横断幕を掲示しているんですが、どうやらこの横断幕をサッカーゴールに見立てて遊んでいるという方がいるということが・・・分かりました。なので、こうした実態を踏まえまして、周知方法のちょっと見直しを図っていきたいと思っております。また、広報課で実施しております広報アドバイザーの方にちょっとご意見を求めるなど、分かりやすい掲示物を作成していきたいと考えております。

また、フェンスや門扉を破損するということは、区の財産を毀損してしまう結果になります。見過ごせない行為と考えておりますので、関係課とも協議して、警備員による指導の強化なども検討していきたいと考えております。以上です。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 分かりました。広報課ね、本当にデザインすばらしいと思いますんで、ぜひちょっとサッカーボールを蹴ったりできないような、そういうデザインにぜひ一新していただきたいと……。

もう1点だけ。やはり地域の子供たちが、小学生などがやはり、ルールを守っていないお兄ちゃんとかがやっていると、なかなか注意が怖くてできなくて、警備員さんに助けを求めに行くんですね。そうすると、やはりコミュニティセンターにいる警備員の方は、私のこれ範疇じゃないというふうに子供たちに言ってしまって、結局、その場にルールを守らずにサッカーをやっている男の子たち、女の子たちを注意する人間がいない状態になってしまっているんですね。その辺もやはり警備員の方でも注意ができるような、範囲を広げるというか、ほかに何か方法があるのか、その辺もちょっとお伺いしますけれども。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 先ほどの答弁と重なりますが、その辺りの警備員、谷中コミュニティセンターに常駐している警備員による指導というところも関係課と協議して、進めていきたいと考えているところになります。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 分かりました。よろしくお願いします。以上です。

○委員長 次、拝野委員。

◆拝野健 委員 122ページ、3番、避難行動要支援者対策の推進を伺いますが、避難行動要支援者の計画をつくったりするときも、報酬が少ないといって、上げたりだとか、いろいろな

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

工夫されてきていると思います。それで、町会と協定を結んで、個人情報の、避難行動要支援者の名簿の提供・共有というのをやってもらっちゃと思う。今、町会、何町会ぐらいがそれをやっているか、伺ってよろしいでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 現在、協定を結び、実際の名簿を提供している町会は105町会になります。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 半分ぐらいがやってもらっちゃということですね。事務事業評価を見ても、そうなんですが、個人情報の管理方法だとか、どうやってやっていくかということ、課題が結構ある中で、一方で、避難行動要支援者の支援する方って、同じ人が連なっていますよという課題もあるという中では、計画をつくるだけじゃなくて、実効性のあるものにしていかなければいけない中では、町会というのは非常に重要なパートナーであると思うんですが、今後どのようにこれを展開されて、増やしていこうと考えられているのでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 まず、進んでいない理由からご説明させていただきますが、個人情報の管理に不安があるですとか、町会において協力できる人員に限りがある、それから、災害時の役割が増えるなどの理由があると聞いてございます。実際の運用につきましては、こうした内容について丁寧に説明していくとともに、受けにくいと、受けられない理由があるということですので、こうした名簿を受けやすいような何らかの工夫をして、受け入れやすい環境をちょっと整えてあげる必要があるかなと。具体的なものはございませんが、ちょっと考えていきたいと思っております。以上です。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 個人情報の共有ということで、なかなか訓練の中で実際に避難行動要支援者の方を伺うというのは、町会の訓練では名簿を実際使ってはできないという中では、なかなか、実際何をやるのかも含めて、町会にとってもイメージがつきにくいんだろうなというのもあります。また、名簿の更新ですよ。名簿がどんどん更新されていく中で、どう共有していくか、課題もたくさんあるんですけれども、実際災害になれば、共助の部分では非常に重要なことになってくると思っております。できる、できないということもあるんですが、まず、依頼がかけられる状況、町会に依頼をかけて、避難行動要支援者、この方どうですかって聞けるような状況をつくっておくというのは非常に重要だと思います。先ほど弓矢委員からもあったインセンティブの設計ですよ。町会に対する何かしら協定を結んだ場合には助成があるだとか、いろいろな工夫をしながら、まず課題を整理して、個人情報の更新の町会の負担感も含めて整理した上で、その後にぜひインセンティブについても検討いただけたらと思います。要望で終わります。

次が、123ページの災害見舞金の支給について伺います。11番、災害見舞金の支給について

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

伺います。

災害見舞金、火災と、風水害で床上、床下等で金額が変わったりだとか、单身とか世帯で変わってくるのはもちろんインターネットに出ているので、分かっているんですけども、先日、品川で大雨あったときに、品川の場合は夕方4時ぐらいの大雨について、災害見舞金の支給については、9時ぐらいにはもうインターネットに公表されておりましたが、台東区においては、そういったスピード感を持った対応というのは可能なのでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 現在ですけれども、危機・災害対策課の金庫に一定程度の金額を用意しており、被害状況が確認でき次第、速やかに支給できる体制を整えております。こうした周知についても、火災と異なり、水害については事前の予測が可能であると考えますので、浸水被害が予測される場合については、あらかじめ準備を進め、速やかに区のホームページやSNS、防災アプリ等で周知をできる体制を整えていきたいと考えております。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 安心の部分ですよね。災害時にいろいろ、なかなか分からないときに安心できる重要な区からのメッセージだと思いますので、ぜひ頑張っていただければと思います。以上です。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 125ページの21番、密集住宅市街地整備促進で、谷中、木密のことでお伺いをします。

不燃化建て替え助成、11件というふうになっておりまして、谷中の木密に対して、不燃化建て替え助成というのが、谷中だったら何件あるのか、教えていただきたいのと、谷中地域は修景、風景とか、あともちろん高さの規制とか、幾つか谷中ルールがあるんですけれども、その辺について、建て替える施主さん、工事側、工事をする人もそうですけれども、その土地を買ったり、建て替えたりする施主さん、そこに住み続ける人に対してどういう助言をしているのか、ちょっと具体的に教えてください。

○委員長 地域整備第三課長。

◎行天寿朗 地域整備第三課長 お答えします。

まず1つ目のご質問は、助成金の執行した実績の中で、谷中地区の件数はどれだけかというようなお問合せだと思いますが、こちらは、不燃化建て替え等助成11件は、谷中二・三・五丁目地区不燃化特区内の建て替えになりますので、11件とも谷中の中での建築行為に対する助成でございます。

続きまして、建て替える方々へのご案内とかルールに関してどういうふうに行っているのかということだと思いますが、まず結論から申し上げますと、谷中地区、2つのルールが建築行為に対してございます。1つは、谷中地区地区計画でございます。それから、こちらが令和2年度から運用開始しているものでございます。もう一つが、令和3年度に策定した地域の方々

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

と一緒に作り上げた谷中地区景観形成ガイドラインがございます。この2つを建てる方に確認していただいて、また、我々からもその内容をご案内して、谷中の町並みと調和した建築物になるように指導しているというところでございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 やはり建て替えをする方って、もちろんタイミング的に代替わりをしたとか、もしくは、普通に土地が売却されて、新たに購入して、ほかの地域から来るという方もいれば、区内移動という方もいらっしゃるんですけども、そこに住む方で、谷中のらしさというのを上手に継承できるような形というのはすごく大事だと思うんですね。ついこの前も三崎坂に集合住宅ができて、出来上がる前にも建築相談したところ、部分的に半地下になっているところがあるんですけど、実際にできると、できたところはコンクリートのむき出しというのかな、今風のおしゃれな集合住宅になりましたけれども、それも建ったとき、建った直後に、あれって谷中のまちらしさの中に入るのという質問を受けて、三課が今言う、課長の答弁にあるように、修景とか地区計画とかガイドラインとかいうところでいえば、違反の範囲じゃないんじゃないのというので、その場では終わってしまったんですけども、そういうふうにはやはり谷中らしさを何とか残したいよねという人たちからしたら、そのらしさも、今、建て替えてしまうと、らしさが本当になくなってしまふなという声も上がっているところだと思いますので、もちろん住む人たちが住みやすい地域で、かつ、不燃化が必要な地域だというのは、それは私も地域の人も認識はしているところではありますけれども、やはりらしさが残るような助言、指導をしていただきたいなと思います。これについては以上です。

もう一つが、23番、安全で安心して住める建物などへの助成で、ブロック塀関係ちょっとお伺いしたいんですけども、助成件数、ブロック塀も通学路などはまた助成金額も違うこともありますし、逆に2項道路だと、ブロック塀を建て替えると、道路からセットバックしなければいけないとか、幾つかルールがあって、なかなか進んでいないのかなと思いました。先日も谷中に引っ越しされた方から、このブロック塀というのは誰か役所は管理しているのか、そういうことができるのか、どうなんだというのをちょっと問いもありましたので、併せて聞いていきたいんですけども、まず、この助成件数の65件中のブロック塀はどのぐらいの割合があるのかというのと、あと、ブロック塀自体の危険度も含めて、誰か区、どこか所管で管理、台帳管理しているのか、その辺ちょっと教えてください。

○委員長 建築課長。

◎松崎晴生 建築課長 お答えいたします。

区では、平成30年に大阪北部の地震を受けまして、区内の通学路に面するブロック塀等の調査を行いました。早期に改善が必要なブロック塀が84か所あり、令和6年度末で42か所まで改善されました。ブロック塀の責任の所在につきましては、あくまでも所有者が改善することになっているところでございます。

○委員長 鈴木委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆鈴木昇 委員 その改善してほしいというブロック塀に対しては、どういうふうに改善してほしいんですよというのをお知らせしているのか、教えてください。

○委員長 建築課長。

◎松崎晴生 建築課長 区では、戸別訪問など、所有者に改善に向けた直接の訪問による働きかけ等を行っておるところでございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 分かりました。

ただ、先ほちょっと私も述べましたけれども、2項道路に接しているところとか、本当に通学路にはあるけれども、直接道路に触れているのはブロック塀の1面だけみたいなどころだと、なかなか改修に踏み込むことができないという家庭の方もたくさんあると思いますので、そこは本当に丁寧にやっていただきたいのと、本当に今の工事規格とか工事代金とかに見合うような助成も考えていただきたいと思います。私からは以上です。

○委員長 よろしいですか。鈴木委員、大丈夫ですか。大丈夫ですか。

◆鈴木昇 委員 大丈夫です。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 1つだけ。昨年度から避難所に授乳服が配置されたと伺いました。124ページ、水・食料・備蓄品ですね、こうした取組、本当に素晴らしいと思っています。

その上で、備蓄品では、例えば尿漏れパッドやおりものシートなど、衛生面での必要なものの対応がまだ十分じゃないんじゃないかなというふうに感じています。尿漏れパッドは女性だけではなくて、高齢の方とか男性にも必要になる場合があるんですけども、また、内閣府の授乳アセスメントシートや哺乳瓶が使えないときに役立つカップフィーディングの方法など、現場で参考になる資料を避難所に置いておくことも有効だと思うんですけども、そうした視点も含めて、区の検討状況、もしあれば、教えてください。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 お答えいたします。

女性のニーズ、避難所生活を送る上で快適に過ごすためのものにつきましては、区で基本的に用意できるものは用意したいと考えておりますが、在庫管理が発生するというので、全てが用意することは困難と考えてございます。不足品につきましては、区で用意するとともに、足りないものは、協定締結事業者の協力を得て、災害時の対応を進めていきたいと考えております。

また、先ほどございましたアセスメントシートですとか、そういったカップフィーディングというお話ありましたが、現在はちょっと準備しておりませんので、各避難所に分かりやすい形で印刷して配布できますので、配備を進めたいと考えております。以上です。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 女性、特に体の身体面での都合上と言ったらいいんですかね、快適さとい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

うよりは、病気にならないために衛生的に保ったほうがいいみたいなのところもあったりするの
で、ぜひそういったところも踏まえての検討をぜひお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本項について審議を終了させていただきます。

○委員長 第3項、徴税費について……

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 先ほどの答弁を修正させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 はい。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 風澤委員の質問からございました能登半島での宿泊施設の
確保でございますが、宿泊施設の確保自体、東京都がしていただいております。金沢までの交
通手段については台東区のほうで準備したということで、訂正しておわびいたします。よろし
くお願いいたします。

○委員長 では、第3項、徴税費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本項について審議を終了させていただきます。

○委員長 第4項、戸籍及び住民基本台帳費について、ご審議願います。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 すみません、ちょっと1点だけ。

ちょっと個別具体的な話にはなってしまうんですけども、130ページの戸籍事務のところ
で、死亡届、死亡関係ですね、死亡届の記載事項証明書というのがあると思うんですよ。要は、
死亡届を出したときに、そこに戸籍以外の例えば死因だとか、死亡届に記載されている内容を
証明する書類なんですから、こちらが結構意外と特殊な書類だと思っていて、利害関係人
が特別な事由がある場合に限り取得することができるというような書類というふうに認識して
おります。ここの特別な事由というところが意外と何かややこしいのかなというふうに思っ
ているんですけども、ここの記載事項証明書の請求について、どういったケース、この特別の
事由というの、どういうケースに当たんのかという部分をお願いします。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎村上訓子 戸籍住民サービス課長 お答えいたします。

死亡届書記載事項証明書につきましては、そちらが高度のプライバシー情報が含まれており
ますため、委員がご質問のとおり、請求できる人と請求できる事由に制限がございまして、特

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

別の事由、請求できる事由につきましては、簡易保険の請求、それから、遺族基礎年金の請求、遺族基礎年金も国民年金、厚生年金等の年金の種類ごとに根拠法令がありますけれども、そちらの10項目のみとなっております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 ありがとうございます。

その10項目が今現状、事務処理上、なっていると思うんですけども、ここに限定されている例えば特別な事由というところが、法律の戸籍法の施行規則等で定められているのか。また、国の省令とかでこういうふうに対応しなさいよと定められているのか。また、ガイドラインとかで、市区町村の判断だけれども、基本的にはこんな形だったよというところで、ここってどういう形でそれって決まっているのかというところを教えてください。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎村上訓子 戸籍住民サービス課長 具体的な法令の条文については、ちょっと今、手元に用意をしてこなかったんですけども、例えば遺族基礎年金の請求につきましては、その年金ごとの条例というか、そちらによっております。条例というか、法令によっております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。了解です。ちょっと時間もあれなんで、短めに。

これ1個ずつ、何でこれ個別具体的な話を出したかという、死亡届を出すときに、大体やはりみんな、知っている人間、コピー取るんですよ。ただ、死亡届をコピー取るの忘れて出した場合に、自分たちが出した情報なのに、それを、じゃあ、例えば行政のほうから証明してくれっていったときに、それができないと。どういう対応取るかという、病院に再度行って、最後、死亡診断書を書いてくれと。それってやはりすごく高額かかるんですよ。そういったケースがちょっと自分、何件か相談受けたことがありまして、ちょっとここに関しては、そのときにもやり取りはさせていただいたんですけども、なぜここで決算という場で話したかという、こういった書類の請求の在り方って、正直、普通に考えて、自分たちの持っていった情報で特定のことを出したときに、自分たち、プライバシーとか個人情報関係なく、自分たちが出しているものに関して取得できないということにすごく違和感を覚えていて、その特別な事由というところを法の解釈とか何か読むと、これ行政のほうで判断して出せんじゃないのかなという記載も実はちょっとあったりするんですね。

その辺、詳しくはあれなんですけれども、重要なのは、その書類がこういった性質の書類で、誰が出していて、どういうものに使われるかという中で、いろいろ判断しなければいけない部分があるんですけど、なかなかそういったところが慣例で進んでいて、本来こうあるべきなんだけれど、変えられていないということは意外とあると思っていて、例えばこれが国の法律、あるいは省令とかによって定められているのであれば、本来そういったところというのは国が変えなければいけないんですけども、意外と国もそういうかゆいところまで目が届いていなかったりもするので、基礎自治体としてそういうところってしっかりとアンテナ張って、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

じゃあ、国だったら、総務省に言うとか、各議員が国会議員に言うとかいうのも、ちょっとこれもし国だったら、ちょろっとこういうことあるよみたいな話はしなければいけないと思うんですけども、やはり基礎自治体って住民に対してきめ細やかに、一番直接接するところなので、そういう書類の出し方の在り方というのはすごく強く意識する必要があると思っていて、それで、あえてちょっと具体的な話をさせていただきました。なので、これだけなのか、またはこれ以外にもそういったようなものがあるのかというのは、ちょっと突っ込んでみないと分からないですけども、ぜひ戸籍住民サービス課である以上、そういうところに関してもいろいろ意識を回していただきたいなというところはちょっと思っているんですけど、その辺、要望だけで終わらせておきます。もしあれだったら。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎村上訓子 戸籍住民サービス課長 戸籍住民サービス課の事務につきましては、現状、戸籍住民サービス課の戸籍の届出、証明書の発行につきましては、戸籍法、それから、住民基本台帳法等の法律にのっとって行っております。法律改正等の動きにつきましては、区民ニーズを踏まえまして、そういった動きがありましたら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。ぜひ引き続きよろしくお願いします。

あと、先ほども申し上げたとおり、実は区市町村でいろいろ判断できる部分というのも実はあったりすると思うんですね、ちょっと具体例は挙げられませんが。なので、そういった部分に関して、慣例でこうしているという部分に関して、随時そこは何かこうなっているのかという、なぜそうなっているのかというところを意識しつつ、ずっとそれに慣例に倣うんじゃないくて、しっかり改善の意識持って取り組んでいただければと思います。以上です。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎村上訓子 戸籍住民サービス課長 田中委員のご指摘の届書記載事項証明が特別の利害関係人とその特別の事由がなければ出せないというのは、戸籍法第48条第2項に限定列挙されておりますので、その点ちょっと発言させていただきます。

○委員長 よろしいですか。

◆田中宏篤 委員 分かりました。大丈夫です。そこは理解しているんですけども、その中身なんですけれど、まあいいです、いいです、これで。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 田中委員が証明だった、私、届出の部分なんですけれども、なかなか死亡届って、婚姻届等に台東区時間かかるよねという話はよくありますが、その時間かかる理由をどのように分析されているか、伺わせてください。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎村上訓子 戸籍住民サービス課長 死亡届をはじめとして、届書は、その内容が戸籍に記載されることになりますので、審査、確認を複数名で慎重に行っているところです。死亡届であ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れば、書類を窓口で受け取った後に、内容を確認、それから、戸籍情報システムへ入力とか、あるいは火葬許可書の内容をダブルチェックするなど、再度窓口に戻すといったように、人数としても4人の工程が必要となっております。

それから、婚姻届につきましては、提出される方のほうは戸籍謄本の添付が不要になりましたけれども、それを反対に職員が副本システムを確認をすることや、あるいは外国人につきましては、その国で必要とされる添付書類が複数、それで、国ごとにも異なっておりますので、事前相談を受けても、非常に時間がかかるような状況になっており、それらを並行して進めておりますので、職員の人数、それから、内容の困難度、あとは、7月7日とか、本日もそんなんですけど、日のいい日には婚姻が集中してしまうこともありますので、どうしても時間がかかってしまう、お待たせしてしまうというような状況が発生しております。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ありがとうございます。

これ何かやはり聞いていっても、人数を増やせば、ただいいってもんでもなくて、結構専門性の高い仕事で大変難しいという話と、外国人同士の場合は、その国同士の法律だったりも、州法も絡んできたりだとか、その書類が本当に正しいかどうかとか、そもそもめちゃくちゃ大変だというのはもう十分理解しているんですが、でも、大変だなと思いながら、頑張っほしいなと思います。

また、今、努力としては、区のほうでも一粒万倍日なので、ちょっと混み合いそうですよって、前さばきもされていると思うんですが、そういうことも含めながら、今後とも頑張っているんだと思います。以上です。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 132ページのコンビニ交付についてお伺いします。

住民票の写しが庁舎で9万8,007件、コンビニ交付で4万6,069件、合計で14万4,076件、印鑑証明書が庁舎で3万2,297、コンビニで2万6,752で、合計5万9,047件なんですが、庁舎で取ると300円かかるじゃないですか。コンビニで交付する場合、250円で、インセンティブ50円ついているんですよ。なんですけれど、先ほどお二人から話が出ていましたけれど、庁舎1階の窓口業務が大変混雑しているというのは、私たち見ても感じる場所なんですけど、なかなかコンビニ交付に区民の皆様の意識が行かない理由をどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎村上訓子 戸籍住民サービス課長 コンビニ交付が確実に割合はどんどん増えているところなんですけれども、進まない理由として4つ考えております。1つ目が、コンビニ交付をする際には、マイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要です。それから、2つ目として、コンビニ交付できる証明の種類が現状、マイナンバーなしの住民票と印鑑証明書、この2種類しかござい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ません。それから、3つ目としまして、1階、窓口で証明書をお出しする場合には、区の改ざん防止用紙でお出ししておりますけれども、コンビニ交付では、両面不正防止、両面の不正防止を施した用紙で出力されるので、50円程度だったらというような形で、その証明書のちょっと、はい、そういう……

（「分かります、はいはい、分かります」と呼ぶ者あり）

◎村上訓子 戸籍住民サービス課長 ちょっと意識されて、窓口に来られる方で、最後は、4つ目としましては、まだまだコンビニ交付のマルチコピー機で並んで取ることがちょっと怖いわとかっておっしゃる方もいらっしゃるの、それについては、1階の証明書の交付機で練習をしていただき、その後はコンビニで取っていただくようにというような工夫はしてきているところです。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 そうですね、マイナンバーカードと暗証番号、ただ、台東区はマイナンバーカードの普及率高いほうだと思うんですよ。

あとは、マイナンバーなしの住民票交付しかできないというのは、確かにそのとおりだなと思っていて、ただ、今、たしかシステムの標準化を進めていらっしゃると思うので、令和8年以降だと、もう戸籍謄本からマイナンバー入りの住民票も交付できるようになるような話でしたよね。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎村上訓子 戸籍住民サービス課長 まず、今年度中、令和8年の1月をめどに、マイナンバー入りの住民票がコンビニ交付できるように、今、準備を進めているところです。

それから、担当が悲願の戸籍謄抄本、それから、戸籍の付票につきましては、システム標準化の後に必ず実施ができるように準備を進めてまいります。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 そうなると、やはりだんだんコンビニ交付というのに皆さんの意識が行くようになるのかなと。ちょっと50円ぐらいだったら、区用の紙、確かに区用の紙、いいんですよ、オリジナリティがあって。区用の紙というところもあるんですけども、ちなみに、このインセンティブの価格変更というのは条例変更なんですか。それとも、区の意向でできるんでしょうか。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎村上訓子 戸籍住民サービス課長 こちらコンビニ交付の単価につきましては、手数料となりますので、所管課のほうで検討して、決定をするというような形になります。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 ありがとうございます。

それでは、やはりさらなる窓口の混雑緩和のために、コンビニ交付のさらなる推進を進めていってほしいと思うので、ちょっと総括させてもらえればと思います。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ほかよろしいでしょうか。

戸籍住民サービス課長。

◎村上訓子 戸籍住民サービス課長 手数料につきましては、条例の改正で対応するということです。申し訳ありません。

○委員長 よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第5項、選挙費について、ご審議願います。

本目委員。

◆本目さよ 委員 都知事選について、まず伺います。

選挙啓発で配布している風船などのグッズなんですけれども、日付や選挙名が入っているため、再利用ができず、余った分は廃棄されてしまうとも聞いています。何か非常にもったいないなと思っているんですが、選挙へ行こうとか、特に平仮名とかで書けると、子供たちも読めるなというところで、汎用的なデザインにしたら、次の選挙でも使えたり、もし、風船なので、劣化してしまうようだったら、子供の施設などでも活用しやすく、啓発にもつながるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

あともう一つ、まとめて聞いちゃいますね。投票方法についてなんですけれども、電子投票、もともと地方選挙で投票できる仕組みがあって、大阪府の四條畷市がそれこそこの年度に、8年ぶりに実施しています。疑問票の削減や開票の迅速化の観点から、区として電子投票の導入をどのように考えか、お聞かせください。

○委員長 選挙管理委員会事務局長。

◎大野紀房 選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

まず、風船のほうからお答えをさせていただきます。

本区では、選挙への参加を広く区民に呼びかけることを目的に、選挙啓発物品といたしまして、ゴム風船を各投票所のほうで配布をしております。ゴム風船には、委員ご指摘のとおり、選挙期日と、あとは選挙名を印刷をしておりますので、ほかの用途での使用となりますと、誤解を招くおそれがあるという可能性もございますので、原則再利用は行わずに、余った風船については廃棄をしているのが現状でございます。

一方で、委員ご指摘の、例えば風船の表記を工夫するとか、こういったことで再利用可能な状態のものを作成をするということも十分可能と考えますので、委員ご提案の再利用方法も含めて検討いたしまして、今後は可能な限り廃棄が発生しないような対応をしてまいります。

また、今度、続いて、電子投票についてでご回答いたします。

電子投票については、平成14年に制度ができまして、条例を制定すれば、委員のおっしゃるとおり、地方選挙に限って電子投票が可能となりました。電子投票のメリットといたしまし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ては、開票の人員の削減が図れることですか、無効票が削減できると、こういった点が上げられます。

一方で、高額な機器のレンタル費用が発生することですか、あとは、多数の候補者がいるような選挙の場合、実際、タブレットを使って投票になろうかと思うんですが、その1画面に候補者全員表示することができないと、こういった課題のほうもございます。また、過去に他自治体で行われた電子投票による選挙では、システムのトラブルにより投票できない時間帯が発生をしてしまったといったことがございまして、これにより、その選挙自体が無効となってしまうと、こういった事例もございます。

したがいまして、現状では、導入に際しては慎重に研究を重ねる必要があると考えておりますので、引き続き他自治体の情報収集に努めてまいります。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ぜび、風船はよかったなと思いますが、ぜび、四條畷市、先陣を切ってくれたというところで、その検証結果とかも含めて、大分期間がたっているんですよね、最高裁で無効とされたあの選挙の判例結果から。大分期間たっているんで、かなりのシステム化とかICT化の進歩ってすごくすさまじいと思うんですね。ここ10年で何が変わったと、10年前には生成AIなんて何もなかったよねみたいなところから物すごい進歩していたりするので、そういうトラブルに対するバックアップの技術も恐らく進歩しているんじゃないかと思います。慎重になっているのは分かるんですけども、でも、そこはそれとして、しっかり先進事例を研究をして、じゃあ、いつでもできるぞぐらいのところまでには持っていったいてほしいなというふうには思います。

○委員長 ほかに。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 同じく134ページの、私はポスターの掲示場の設置・撤去委託料のところなんですけれども、去年は特に東京都知事選挙でかなり大きな掲示場だったと思うんですけれども、この掲示板の使用後の行方みたいなのがって分かりますか。

○委員長 選挙管理委員会事務局長。

◎大野紀房 選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

本区では、選挙の際に使用するポスター掲示場の設置及び撤去を業者のほうに委託をしておりますので、掲示場で使用された木材につきましては、業者のほうにリサイクルをするように仕様書で義務づけているところでございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。

リサイクルということで、よかったなと思うんですけれども、ほかの自治体では、意外と学校とか園で使用しているところもありまして、港区、世田谷区はホームページで、その使用した後の掲示板を使って学校で文化祭の看板にしたりとかいうのがあります。本当数週間の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

あの掲示で結構もったいないなというふう思うところもありまして、今年でいうと、今年のあった選挙だと、武蔵野市では、小学校でピタゴラススイッチを作ったりとか、あと、ベンチとかテーブルの材料に使ったりとかいうところもあります。ぜひ、先ほどの風船の話にも通じますが、やはり物を大切にする、また、壊してリサイクルじゃなくて、また、そのまま使えるものとしてのそういった掲示板の使用のほうも今後考えていただけたらなというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長 選挙管理委員会事務局長。

◎大野紀房 選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

一部の自治体では、撤去した木材を希望する学校などに寄贈しまして、先ほどもおっしゃっていた文化祭など、そういった場で再利用しているという事例があるということは認識しておりますが、実現には事業者との調整などの課題もございますので、まずは、他自治体の導入事例や導入に際しての課題など、こういったところから研究をしてみたいと思います。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。結構学校とかで木材集めも大変だったりとか、高い、高価な、すごい高価なわけじゃないけれども、コストとかもかかるものですので、またリサイクルできたらと思います。ありがとうございます。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

木村委員。

◆木村佐知子 委員 選挙関連、2点お伺いします。

まず、133ページの選挙管理委員の報酬についてなんですけれども、これ毎回お聞きしているところなんです、毎回の定例会に参加するだけだと、ちょっと日当としては見合わない金額じゃないですかという指摘を以前もさせていただいて、そのときは、何か啓発活動とかいろいろほかにもやっているから、これでしばらくは行きますみたいな話だったと思うんですけれども、啓発活動だけですと、やはりちょっと創意工夫としてはなかなか物足りないなと思ってしまふところもあって、今、少しほかの委員からも、こんな工夫はどうですかというようなヒントもありましたが、その後何か新しいことで研究されているようなことがありましたら、教えてください。

○委員長 選挙管理委員会事務局長。

◎大野紀房 選挙管理委員会事務局長 事業の構築ですとか実施に当たりましては、選挙管理委員の要望ですとか指摘なども踏まえまして、行っているところでございますが、決算年度で新たに選挙管理委員会として取り組んだ新たな取組についてちょっとお話をさせていただきます。

こちらもちっと啓発のほうの話にはなってしまうんですが、若年層の投票率向上を図る目的で、現在は希望する中学校、高等学校に、選挙の仕組みですとか、あとは模擬投票など、こういったことを行う出前授業を実施をしております。この決算年度より、新たにその対象範囲

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

を小学校まで広げたところでございます。若年層の投票率向上のためには、児童の力、こういった選挙に対する知識・関心を深めて、投票への意識を育むと、こういったことが重要であると考えております。

今後、各学校への働きかけをさらに強化をして、選挙管理委員と協議しながら、こういった出前授業の積極的な活用、こういったことを推進をしてまいりたいと考えております。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 ありがとうございます。

一応確認するんですけど、選挙管理委員の方が、これ授業に行っているわけじゃないんですよね。誰が行っているんでしょうか、これは、出張授業には。

○委員長 選挙管理委員会事務局長。

◎大野紀房 選挙管理委員会事務局長 この学校で行っている出前授業につきましては、区の職員のほうでお伺いをして、説明等行っているところでございます。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 取組としては大変いいと思いますけれども、ぜひ選挙管理委員の先生方にも何か手伝っていただけることはないかなと考えてみていただければと思います。

次の質問に移ります。

134ページの選挙執行費の項目で全般的にお伺いするんですが、先ほど、都知事選のポスターの数が多かったとかいう指摘がほかの委員からもございましたが、そもそもポスター掲示場の数も非常に、台東区、狭い地域の中に密集しているなというふうにも考えていまして……

(発言する者あり)

◆木村佐知子 委員 少ないか、もっと貼りたいか。失礼しました。例えばちょっと大きな公園、入谷南公園など行きますと、もう四方に、四方とは言いませんけれども、ポスターが貼られていましたりですとか、区役所の周りだってそうですけれども、そんなに、もちろんこちらからしか見ない人もいるでしょうけれども、そんなに一生懸命貼る必要があるのかなというのはちょっと思うところでして、特に、もちろん選挙の知る権利とか選挙権にも関連することですから、軽々に減らすとかいうことは言えませんが、ただ、全国一律に決められたポスターの設置基準みたいなのに従う必要がだんだん時代とともに変わってきているんじゃないかなという気もいたします。その辺りについて検討されていることがございましたら、教えてください。

○委員長 選挙管理委員会事務局長。

◎大野紀房 選挙管理委員会事務局長 ポスター掲示場の設置数についてでございますが、こちらは法令により定められておりまして、特別な事情がある場合につきましては、東京都と協議の上、その数を減らすことができます。本区では、直近の参議院議員選挙におきましては、法令に基づき、196か所設置をいたしました。設置に当たりましては、できるだけ多くの方々の目に触れるよう配慮をしまして、バランスよく配置するよう努めているところではご

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ございますが、大きな掲示場を設置できる適した場所というのがなかなか見つからないこともありまして、一部地域におきましては、先ほど委員ご指摘のとおり、公園ですとか学校の周辺に掲示場が集中してしまうと、こういった場合がございます。区といたしましては、今後も適した場所を見つけられるよう現地調査を行いまして、法令に基づく設置数を維持しながら、より適切でバランスの取れた配置を目指してまいります。

○委員長 木村委員。

◆木村佐知子 委員 もちろん慎重に検討いただきたいところではあるんですが、お隣、中央区ですと、既にもうそういった特別の事情に当たるという判断をなさって、東京都と協議の上、ポスター掲示場の数が減っていると、減らしているという話も聞いてございます。台東区も人口的には中央区と現在は同じぐらいだと思いますし、面積的にはもっと狭いので、そういった例もあることを念頭に置きながら、今後ご検討いただきたいなと思います。以上です。

（「ポスター」と呼ぶ者あり）

○委員長 ポスター、関連。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 私は、少ないなと思いました。これは答え分かりましたので、答弁は求めませんけれども、日暮里から上がる坂で、荒川区側はあって、台東区側はなくなりました。それは柵の強度の問題で、もうつけることができないというふうに変管から聞きましたけれども、台東区民からすると、今までついていたところになくなって、荒川区は今までどおりあって、同じ選挙なのにおかしいよねという意見なども出ているので、ぜひ、単純に今まであったから、そこにつけるんだというのは、今の委員の意見からいったら、ずれるんかもしれないですけども、選挙啓発というところでいえば、隣接区、隣接している区との道路で向こう側の区はどういうふうにつけているというのも含めて、見ていただきたいなと思います。ぜひ多くの方に投票に行っていただける選挙というのが必要だと思いますので、いろいろご検討ください。以上です。

○委員長 ほかに。

小坂委員。

◆小坂義久 委員 この決算年度ですね、2つの大きな選挙がありまして、私がお聞きしたいのは、この選挙公報の各戸配布等委託料についてお伺いしたいと思います。

これ2つの選挙があったんですが、このそれぞれの契約方法と、その契約によって、業者さんですね、これは双方違うのか、それとも同じ業者さんなのか、確認したいと思います。

○委員長 選挙管理委員会事務局長。

◎大野紀房 選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

令和6年度の選挙につきましては、東京都知事選挙につきましては、入札で行っております。また、衆議院議員選挙につきましては、急な解散ということがございましたので、こういった場合には直近の選挙で委託をした業者のほうに随意契約ということできさせていただいていると

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ころでございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 ということは、直近ですので、同じ業者さんでよろしいんですね。

○委員長 選挙管理委員会事務局長。

◎大野紀房 選挙管理委員会事務局長 申し訳ありません。業者のほうは、同じ業者でございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 なぜこういうことをお聞きするかというと、これ新聞報道で、東京23区のある選管の担当者がこれ話ししていたことなんですが、配布は大変な仕事と認めるということで、そもそも1軒1軒きっちり投函してくれる業者は限られ、各選管で取り合いになっていると。過去には、一般競争入札で受注した業者により配布漏れが起きたので、実績のある業者と随意契約による複数年契約に切り替えた。こういう新聞報道がされておりました。なので、今の局長の形というのは、最初の都知事選は一般競争で、次の衆議院選は、確かに急な解散とかいろいろあるので、そういう形で随意契約をされたのかなということは、私はそこは認識させていただきました。

ただ問題は、ここで配布漏れですね、例えば今、こうした新聞報道がされたように、今年の参議院議員選挙では、京都で約7割でしたっけ、しか配られなかったという、そういう報道がございました。そういうことも踏まえて、本区的には問題ないと思いますが、その配布率に関して確認したいと思います。

○委員長 選挙管理委員会事務局長。

◎大野紀房 選挙管理委員会事務局長 選挙公報につきましては、有権者の皆様の投票判断を行う際の重要な情報源でございまして、その配布につきましては、極めて重要なものと認識しております。本区では、選挙公報につきましては、業者一択で配布をしているところでございますが、全世帯に対してポスティングで配布をしているところでございます。業者に対しては、町丁目ごとに配布部数を報告書として提出をするよう求めているとしまして、区では、その配布状況を確認をしているところでございます。

また、万が一配布漏れ等発生した際は、委託業者、もしくは選挙管理委員会事務局のほうですぐに配布をしているところでございますが、大体毎回の選挙ごとに何件かは有権者の方からまだ届いていないということで連絡が来るところはございます。そういったところについては、そういった世帯の一覧表を作成をしまして、次の選挙でそういった同じことがないようにというところで、精度を上げていると、そういったところでございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 ありがとうございます。

それと、最後に、本区でも様々投票率を上げる工夫とかされていると思うんですけど、今、各区とか各自治体によっては、様々工夫されて、投票率を上げる、いわゆるそういう行動をさ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れている。ある区では、例えば人がよく集まるデパートのレストラン街のところに期日前投票所を持ってきたりとか、そういう形で対応をしているところもあります。そういう意味で、本区においても何かしらの投票率を上げるためのまた工夫、それこそ選挙管理委員の皆さんとしっかり検討していただきまして、お願いしたいと、これは要望でお願いします。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもちまして本項について審議を終了させていただきます。

○委員長 第6項、統計調査費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本項について審議を終了させていただきます。

○委員長 第7項、区民施設費について、ご審議願います。

小坂委員。

◆小坂義久 委員 137ページの指定保養施設の運営です。

これですが、特に前年度と比べて決算額も利用者数も大幅に、特に鬼怒川観光ホテルが減少していますが、これは大規模改修工事によるものでしょうか。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 減った理由は、今、委員おっしゃったように、内装改修工事による4か月間休館していたことによるものです。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 承知しました。

例えば、また今後同じような改修工事を予定している、この例えばほかの2館で予定はありますか。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 現在、期間はまだ分かりませんが、箱根にある雪月花、こちらのほうが来年のタイミングで内装改修工事を予定している状況でございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 雪月花、来年ですね。

非常にやはりこの保養施設なんですけれど、私も何度か利用させていただきました。そういう意味で、特に鬼怒川さんに関しては、やはり新人のとき、視察したのかな、同期で視察したという、非常にそういう懐かしい思い出があって、本当にじっくりと様々、おかみさんとか様々、いろいろいきさつをご説明していただいたわけですが、そういう意味で、この保養施設ってやはり区民にとって非常に大切なことは私思っておりますので、今後、例えば指定保養施設を増やしていくという予定があるのかどうか、またこのほかにですね。例えばその後、どう

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いう形でアプローチしているのか、ちょっとその辺のところもお聞きしたいんですが。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 指定保養施設、やはりどっかが改修に入りますと、選択肢が減ってしまいますので、せめて選択肢は同じ、同程度用意したいとは思っておりますが、現在、結構インバウンドに伴いまして、ホテル、旅館が非常に好調でございます。私どもの指定保養施設を受け入れていただくことになると、そのホテル、旅館の事務が若干増えますので、なかなか今、なかなかこう、話に乗ってきていただけないという状況もございます。ただ、今、一生懸命調整は進めているところでございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 そうですよね、今、これだけお客さん来ているんだもんね。でも、そうはいっても、しっかり区で、区民の皆さんがまた楽しみにしていますので、頑張ってくださいたいなということを要望したいと思います。

じゃあ、もう1点。次のページ、138ページ、区民館管理運営のトレーニング室運営委託料でございます。

これは、昨年ちょっと質問をさせていただきました。区民館の中にあるトレーニング室ですね。この区民館のトレーニング室の在り方についてお尋ねさせていただきましたが、その後の検討状況はいかがでしょう。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 その後でございますが、まず、区民サポーター、また、利用者の方にアンケート調査を行いまして、ニーズの把握、これに努めました。また、庁内におきましては、関係課長による検討会、これを立ち上げまして、課題の洗い出し、あと方向ですね、今後の方向、については協議を進めているところでございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 前回この質問をさせていただいたときも、この利用人数、利用者層、私も触れさせていただいたんですが、この現状についてはどうでしょう。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 まず、利用人数でございますが、現在はトレーナーがいる時間帯のみ開放しておりますので、利用人数は、その年によって増減ございますが、1つの館当たり2,000から3,000人で推移してございます。また、利用されている年齢層、一番多いのは70代以上の方が一番多くて、次いで60代、50代の順になってございます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 今、課長が年間約2,000人、3,000人っておっしゃいましたが、これ延べですよね。まあまあ延べ人数ですよね。やはりある程度このトレーニングジムを利用している方というのはある程度限られている方かなというのは、私はそのように視察に伺った際、お聞きしているんですが、今、課長がおっしゃったように、高齢者層の方の利用が多い状況でござ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

います。健康増進に役立っていると思いますが、近くにも今、コンビニジム、どんどん進出しているという状況もあります。

それと、マシンですね、このマシンを例えば入れ替える場合も結構お金かかる、これはリースじゃないので、購入しなければいけないと。前、上野区民館か何かで聞いたときなど、結構な金額がマシン購入する際にかかったというふうにも聞いています。そういうことも考えると、あんなに置いておく必要があるのかどうかというのが私は疑問です。

それと、利用の中心が、いろいろな意味で、50代以上ということでございますので、例えば機械、マシンを減らすなどしてスペースをつくって、そこでフレイル予防とか、お子さんが自由に遊べる、体操できるとか、ヨガやったりとか、太極拳やったりとか、そのようなもっと有効活用を逆にしていただければ、さらに利用者が伸びるんじゃないかなというふうに私は思います。このトレーニング室の広いスペースとか、今のままではもったいないかなというふうに思っておりますが、ぜひ検討してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 私どもも、今のままではいいとは思っておりませんので、委員同様、思っておりませんので、あのスペースをもっと、もっと活用して、幅広い年代の方が使っていただけるよう、引き続き検討のほう続けていきます。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 今、たしか7館だよ、トレーニング室あるのね。だから、ある意味、ちょっとそここのところを検討していただいて、有効活用できるようによろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもちまして、本項の審議を終了させていただきます。

○委員長 第8項、監査委員費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本項について審議を終了させていただきます。

第2款、総務費について審議を終了いたしましたので、本款について仮決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本款について、仮決定いたします。

○委員長 本日の予定は、以上で終了いたします。

次回の委員会は、明日午前10時に開会しますので、よろしくお願いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 これをもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

午後 5時25分閉会